

「今後の水資源政策のあり方について」答申（案） に関していただいた御意見

※いただいた御意見の本文について、以下のとおり氏名等の個人情報保護などの処理を行った上で公開しております。

- ・ 提出者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- ・ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の「不開示情報」に該当する箇所

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2015年2月4日水曜日 22:06
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 【案件番号:155150502】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201502040000330151)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201502040000330151
受信日付: 2015/02/04 20:52:23

案件番号: 155150502
案件名: 今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～答申(案)に関する意見募集について
宛先府省名: 国土交通省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
本件答申案には、温泉についての記述がありません。
しかし、温泉も水の種類であり、観光資源やクリーンなエネルギー資源などとして活用できることから「水資源」に当たると思います。
また、通常の地下水と同じく、温泉についても、過剰な採取により地盤沈下等の問題が生じられることから、通常の地下水と同様にその保全と利用を図る必要があると思います。
したがって、同案に温泉についての記述を加えるべきだと思います。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000282814

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2015年2月5日木曜日 0:35
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 【案件番号:155150502】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号:
201502040000330159)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201502040000330159
受信日付: 2015/02/04 23:31:43

案件番号: 155150502
案件名:
今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～答申(案)に
関する意見募集について
宛先府省名: 国土交通省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

地球の奥深くには地上の海の80倍の海があるといわれ、それとは別に地上の海の3倍の水が酸素と水素に分離して
存在するといわれています。それらを取り出してほしい。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000282820



平成27年2月13日

水資源政策のあり方について。

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]
4. [REDACTED]
5. 自営業
6. 85歳
7. 男
8. 川の流れ、浮力、水車を利用して発電します。

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換～
答申(案)に関する意見

① 氏名(フリガナ)		[REDACTED]							
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)						
		[REDACTED]	[REDACTED]						
② 電話番号		[REDACTED]							
③ 電子メールアドレス		[REDACTED]							
④ 職業		主婦 管理職	⑤ 年齢	66歳	⑥ 性別	女			
⑧御意見									
該当箇所		内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)							
ページ	行								
1	6	<p>追加・・・これらが起因で民族紛争の発生が起きるようになってきている。 山から海へ早く流そうから、多自然型による姿勢は変わってきてはいるが、水の気持ちになってより、涵養努力を。 台風時に田んぼでの水保留は活かされているので、より注目を。 都心において地下構造物の増加と共に、施工時による汚染等が増加傾向にある。 地下水中流層の利用はこの為、飲料水には不可能であるが活用法を検討。 国民に自分たちの大地環境や、水源を見守る方向への環境教育がより必要。 資材が贅肉化し、高価で短命の物が近年、使われ過ぎなので見直しが必要。 国際基準の中で、日本の安全さって何? 水道の水ではカルキはお魚が飼えないほどだし、アトピーや花粉症への影響も疑問に思う。 地元在即した対応を要望。施工時から地元を巻き込み、部品供給可能な状況にメンテナンスが簡易、ランニングコストを安価に出来る親切さを。 (筆者は ODA 支援の多くの問題点に遭遇し、現地で知らされたため)</p>							
2	5								
13	17								
14	24								
21	6								
22	23								
25	23								
36	14								
						以上			

(別添：意見提出様式)

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]			
④電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤職業		⑥年齢		⑦性別	
⑧御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
22	1~17	(別紙の通り) 「概念的な漏水(漏水)」 ← 流川水系は既に対策済外。			

「危機的な渇水（ゼロ水）」 ← 淀川水系は既に対策済み

平成27年2月15日

今回の答申(案)p.22に“「危機的な渇水（ゼロ水）」とならないよう、あらかじめ取組を進めておくことが必要不可欠”との記述があります。一般論としてはその通りでしょうが、「琵琶湖開発事業」を実施した淀川水系についてはこれは既に対策済みであり、この記述は当りません。

(理由1) 既往最大渇水と利用低水位

近畿地方整備局によれば、昭和14～16年渇水が淀川水系の既往最大渇水ですが、(資料A)にありますように、この時の流況が再来した場合の琵琶湖水位低下は、第2位(昭和53～54年)を大きく下回るもので、答申(案)の云う「危機的な渇水」に該当します。しかし同局の試算では(→資料B)、適切な取水制限等を行うことにより、この場合でも琵琶湖水位がBSL-1.43mで下げ止まり、琵琶湖開発事業で定められた「利用低水位(BSL-1.5m)」に達しないとしています。(因みにこの試算は平成21年の取水実績で行っていますが、大阪・京都などの水需要は今後も更に減少すると予測されていますので、将来的にも琵琶湖水位が利用低水位を下回することは無いと考えられます)

(理由2) 最悪の場合は補償対策水位を適用

しかも琵琶湖開発事業により、万一琵琶湖水位がBSL-2.0m(補償対策水位)まで低下した場合でも民生・産業に大きな支障を来さないよう、農業施設・上水道・井戸・港湾など様々な分野で水位低下対策が施されています(→資料C)。従って万一、既往最大渇水を凌駕する超・歴史的な渇水に襲われた場合についても淀川水系は既に対策済みです。

(以上)

試算②の対象とする流況(既往第2位の渇水)

- ・大正7年から平成16年までの87年間の流況を対象に、琵琶湖水位を試算しました。
- ・結果としては、最も水位が低下したのが、昭和14～16年渇水、次いで水位が低下したのが、昭和53～54年の渇水となります。

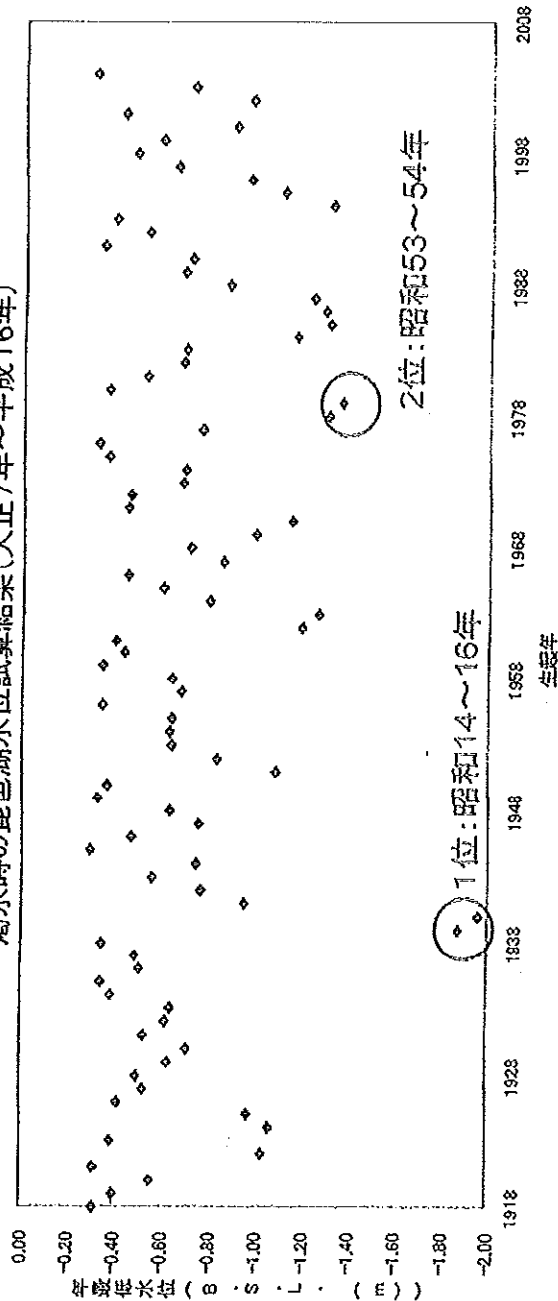
試算の条件

流況: 大正7年～平成16年
 需要: 都市用水→H13実績(月平均)
 農水→H15～17実績(月平均)
 維持流量→70m³/s確保
 供給施設: 既設ダム+琵琶湖開発十天ヶ瀬ダム再開発十川上ダム

順位	年次	琵琶湖水位	試算結果
①	S14-16	B.S.L.-1.96m	0.6m
②	S53-54	B.S.L.-1.36m	

※ 「琵琶湖開発十天ヶ瀬ダム(水田開発事業)」H13.8.28
 配布資料「参考-1」

渇水時の琵琶湖水位試算結果(大正7年～平成16年)



直近の実績取水水量における琵琶湖水位(試算③結果)

・既往最大渇水(昭和14年～16年)の流況とした場合に、直近(平成21年)の実績取水水量で琵琶湖水位を試算したところ、利用低水位を下回る結果となりました。
 ・この流況においては、取水制限の実施、節水、維持流量の削減を行うことで、琵琶湖水位は利用低水位を上回るようになります。

- 流況：既往最大渇水である昭和14年～16年。
- 需要：上工水の取水水量は、平成21年の実績取水水量(月別平均値)。
 農水の取水水量は、平成15～21年の平均の実績月別最大取水水量。
 淀川維持流量70m³/s。
- 供給施設：既設ダム+琵琶湖開発+天ヶ瀬ダム再開発+川上ダム
- 取水制限：本川(上工水・農水)10%、20% (木津川筋及び桂川筋は取水制限なし。) 維持流量の削減は、取水制限率と同率で削減。

(出米)

琵琶湖建設事業の調査地質学研究所
 標高の差(木の川筋等) H=2.8.28
 配分資料「雑用-1」

試算③

ケース	対策なし	試算条件 ○需要は、直近年(H21)の実績取水水量(月平均値)				既往最大渇水(S14～16流況)流況における試算結果
		取水制限等	(制限率) 琵琶湖水位が-0.9mを下回ったら	(制限率) 琵琶湖水位が-1.1mを下回ったら	節水による需要量の減少を期待	
ケース1	対策なし	なし	-	-	なし	-1.81 m
ケース2	取水制限実施	あり ▲10%	▲10%	▲20%	なし	-1.65 m
ケース3	取水制限実施、節水考慮	あり ▲10%	▲10%	▲20%	▲10%	-1.57 m
ケース4	取水制限実施、節水考慮、維持流量削減	あり ▲10%	▲10%	▲20%	▲10%	※ -1.43 m

※支川木津川及び桂川において取水制限を行った場合には、琵琶湖の水位低下をさらに1cm程度抑制できるものと類推される。

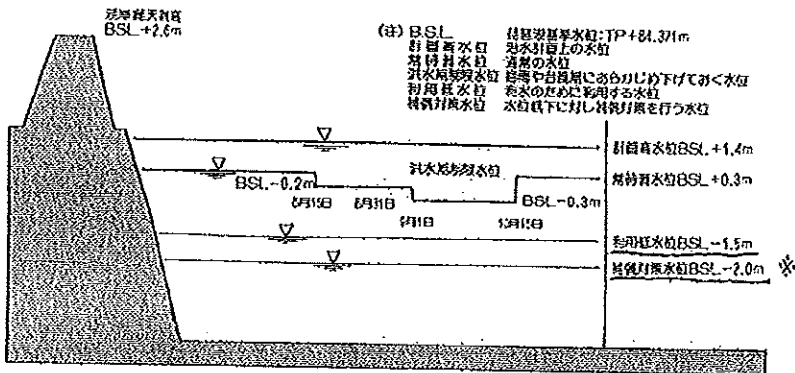
8.1.1 琵琶湖開発事業と水位低下

昭和18年(1943年)から27年(1952年)にかけて行われた淀川第1期河水統制事業は、琵琶湖の利水事業としては画期的なものであったが、戦中、戦後にかけて実施されたため社会的混乱期とインフレーションの経済状況の中で、湖水位低下に対する補償は不十分または未了のまま途半ばに打切られた。しかし、この事業は、大阪を中心とする下流の水需要と琵琶湖沿岸の治水に役立ち、後の琵琶湖開発事業の発想の出発点となった。

琵琶湖開発事業の中核となる水資源の開発は、ダムの貯留による開発方式とは異り、自然の琵琶湖の形態を変更することなく、水の有効活用を図ろうとするものである。つまり、琵琶湖の水位の状況を見つめながら溜田川洗堰の操作により水開発を行うもので、これを可能にするため弾力的な琵琶湖の基盤作りが施策の中心であり、これが水位低下対策と位置付けられるものである。

琵琶湖開発事業実施方針において、淀川下流域の都市用水として新規に40m³/sを確保するため利用低水位がB.S.L. -1.5m、補償対策水位がB.S.L. -2.0mと定められ、これに基づいて公団は各種の水位低下対策を実施することになった。

図8.1.① 琵琶湖水位



工 種	実施数量
水位低下対策	
農 業 施 設	198地区
上 水 道 施 設	29施設
家 庭 用 井 戸	6,079井
併 用 井 戸	7,821井
専 用 水 道	29施設
営 業 用 井 戸	243井
工 業 用 水 施 設	17施設
港 灣 等 施 設	32港
水 産 施 設	156施設
湖 蔭 岸	16,674m
河 口 処 理	54河川
琵琶湖疏水	2施設
量 水 採	10ヶ所
橋 梁 改 修	4橋
観 光 施 設	6施設
舟 溜	39ヶ所
技 橋	131ヶ所
艇 庫	61ヶ所
造 船 所	15ヶ所
船 舶 対 策	1式
増加維持管理費	258件

8.1.5 補償対策一覧

各施設毎の対策の詳細は後述するが、対策施設数の一覧は、次のとおりである。

(出典) 淀川と琵琶湖に琵琶湖開発事業誌
 (発行) 平成5年3月
 近畿地方建設局、水資源開発公団

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]			
④電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤職業	無職	⑥年齢	65	⑦性別	女
⑧御意見					
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）			
ページ	行				
《全体》		<p>「ウォータープラン21」の後継なのだろうが、それと比較しても、「今後の水資源政策のあるべき方向性」のベクトルが見えて来ない。大括りの「幅を持った社会システム」というのは（曖昧ながら）今後のさまざまな政策の方向性を考える上では必要なことだと思う。しかしその「幅を持った社会システム」という概念を「今後の水資源政策のあり方」に当てはめたときにどのようなものであるのかを、いくら何でももう少しは具体的に（例示も含め）示さなければ茫漠とした一般論「結構なお話」でしかなく、政策指針にはなりえないのではないか。</p>			
p 1	24行目～	<p>一部地域についての言及＝「一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っている地域が存在する」というなら、同じ又は他の地域の別の観点からの課題の指摘があって然るべきではないか。即ち、「開発」されたが、施設完成後長期間経てもいまだ膨大な未利用水が残る水系・施設が存在する、ということである。一方で整備中の施設があって「不安定」とされる同じ水系で、他方で何十年も使われていない（水利権設定もされていない）未利用水が膨大に存在している。過去の失敗を直視しなければ、「今後」は導けない。過去の水資源政策のあり方、そして現に存在している「課題・問題」を明確にしてこそ、「今後の水資源政策のあり方」を明らかにできるはずである。</p>			
p 1	28行目～	<p>施設整備中から、「水需要は発生しない、無駄な施設となる」という指摘・批判を受けながら、それでも建設を強行した施設（例：長良川河白堰、徳山ダム）で、膨大な未利用水が存在するという事実をきちんと押さえるべき。（徳山ダムでは、名古屋市・愛知県では「使う」と称して導水路委計画が存在するが、岐阜県は導水路は不要であっても開発水利用の計画は存在しない。徳山ダムの水を使うという水道事業者が現れない）。厳しい財政的制約は、これらの失敗のツケとしても存在するのだ。【p 6 22行目～】への意見参照。</p>			
p 1	32行目～	<p>2 p の3行目の＝「早い段階から関係者間で漏水調整を行って被害を緩和」を、</p>			

		<p>否定的に捉えていると読める。しかし気象予測の精度も上がってきていることを積極的に活かし、「早い段階から関係者間で濁水調整を行って被害を緩和」することは積極的に推奨すべき施策である。</p> <p>これまで、関係者間の調整を「面倒だ」として回避し、「もしかして足りない」と困るから、さらに施設を整備して異常濁水に対応する」とハードに偏る考え方をしてきたために、無駄と指摘される施設を建設し続けたことの問題性を明確にし、ソフト対応の重要性を強調するべきである。</p> <p>【p 4-5】全体への意見でもある。また【p 7 15行目～】への意見参照。</p>
p 2	20行目～ 32行目～	<p>ここはいわば「項目出し」なので、どうしても言葉が抽象的・総花的になるのはわかる。だが、最後まで答申(案)を通読した上で、もう一度ここを読んでも、結局【新たな水資源政策の基本理念】で何を言いたいのか、【「水資源開発の促進」から「水の安定供給」への転換】とは何を意味しているのか、が頭に浮かばない。この答申(案)の書き手の頭にも浮かんでいないのか、あるいは、並び立たないいくつかの「具体」を抽象的な言葉でまとめ(丸め)たということか。</p> <p>こういう答申では、「今後の水資源政策のあり方について」の政策指針になりえないのではないかと危惧する。</p>
p 6	11-12行 目	<p>1994年濁水における水道水の断水は本当に回避し得ないものであったのか。木曾川水系においては、河川水が完全に枯渇したわけではなく、もっと早い段階での関係者間の調整があれば、19時間断水という事態は避けられた、という研究論文もある。</p> <p>また経済上の被害の算定は合理的なものか。巨大ダムを建設し維持管理する莫大な費用との費用対効果の算定に、政治的バイアスがかけられていないか。このことへの注意喚起が必要である。(科学的合理性をもった算定の上で「政治判断」はありうるのかもしれないが、数字を出す段階で政治的バイアスがかけられてはならない。)</p>
p 6	30行目～	<p>合理的な用途間転用をもっと明確に推奨すべきである。併せて「撤退ルール(特定多目的ダム法施行令21条、水資源機構法施行令30条2項等)による利水者の事業からの撤退についても積極的に言及するべきである。即ち、「現下の水需要の伸び悩みを踏まえ、利水者の中には事業から撤退したいという声もあるが」(2002.9.24「独立行政法人水資源機構法案 法制局第二部長説明資料 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省」)という問題意識の下に整備された「① 事業から撤退又は廃止する場合の手続き(事業実施計画の変更手続きを踏襲) ② 事業から撤退又は廃止する場合の費用負担 に関する規定」(同上)が、十分に活かされていない現状がある。各自治体の財政的制約はますます厳しさを増す一方、水需要の伸びが考えにくい現在、必要性のない水源施設建設は抑制するべきである。水需要の伸びへの対応としては不要になった水源施設建設を、「異常(1/10を超える)濁水への対策」「安定的供給のため」と看板を掛け替えて続けることに対しては、明確に否定的な見解を述べておく必要がある。水</p>

p 7	5 行目～	<p>道事業者が施設建設費及び維持管理費の負担に耐えられなく可能性が大きいからである。</p> <p>取水制限は回避すべき「渇水被害」ではない。15%の取水制限は、実質的な市民生活への影響はない。負荷率（平均給水量／最大給水量）は高い水準で推移している。1人1日平均給水量は減ってきている。例えば、名古屋市は給水人口は若干増えているにも拘わらず、1日最大給水量は90万トンを下回り、かつての4分の3よりも少ない。取水を減らすことは「被害」ではない。節水機器の普及と併せて考えれば、むしろ節水の常態化を常識とすべきである。</p> <p>【 p 1 32 行目～】への意見参照。</p>
p 8	10 行目～	<p>限られた財政資源は、新たな水資源施設建設に振り向けられるべきではなく、水インフラの脆弱性（老朽化を含む）などへの対応に充当されるべきであることが明らかになってきた。</p> <p>未利用水が大量に存在する地域（水系）に、まだ巨額の費用を要する水源施設（導水路建設を含む）建設計画が存在し続けていることの問題性を指摘すべきである。</p>
p 9	29 行目～	<p>設備更新や技術の承継が難しくなっている財政事情は深刻である。将来にわたって水道（工業用水道を含む）事業収入が増加する見通しが全くない以上、現在ある水資源開発計画を思い切ってリストラする決断を水道事業者（利水者）に促すべきである。</p>
p 1 0	26 行目～	<p>水系の異なるダム間で導水路による「連携」を行った場合、生態系攪乱をもたらす可能性が大きいことへの言及が必要である。単純に「効率的」「下流河川の流況の改善」という言葉を用いることは、人為的行為による生態系への悪影響に関して、あまりにも無頓着すぎ、「今後の水資源政策のあり方」「水の恵み享受」を語るに相応しくない。</p>
p 1 4	32 行目～	<p>止水域の環境保全は極めて難しい。川の流れを堰き止めるダム・堰などの河川横断構造物はできるだけ建設すべきでないことを明記すべき。高度成長期に起源をもつような古い水源開発計画に引きずられた末に新たに止水域（ダム・堰）から取水することになるような愚は避けるべきである。</p>
p 1 5	18 行目～	<p>ダム等による人為的な流況確保を「流水の正常な機能の維持」と位置付けてきたために、生物相が単調になってしまった一環境に悪影響を及ぼした一事例は枚挙にいとまがない。この反省の下、河川のダイナミズムについてしっかりと言及すべきである。</p>
p 1 6	8 行目～	<p>人工構造物による水資源開発を優先したために「健全な水循環」が損なわれている事例が数多く存在する。その中には開発水量の一部しか使われておらず、現</p>

		<p>に使われていても他の水源で代替可能な場合も少なくない(例えば長良川河口堰、徳山ダム)。ところが利水者自治体にとっては「すでに建設費を投入した」から「要る」と言い張らねばならないような政治的事情で、環境改善のために構造物の運用をドラスティックに変えることを首肯しない傾向がある。利水者自治体が未利用水を放棄することを躊躇わずに済む施策を検討すべきである。</p> <p>なお、まだ建設途上にある施設については、【p 6 30 行目～】への意見で述べたように、無駄な建設事業を抑止するために、せつかく設けた「撤退ルール」が有効に活かされる措置を講ずるべきである。</p>
p 1 7	33 行目～	<p>「ダムを活かした水源地域の自立律的、持続的な活性化」というのは画に描いた餅、ビジョン倒れになってはいないか？年に数回「ダム見学」のバスを走らせればそのときだけはそこそこに人は来るかもしれない。が「一過性のイベント」的なものでは「地域の自立律的、持続的な活性化」にはならない。こうしたことを謳うことで、真に喪ってはならないもの（「流れ」）が代替できるかのような幻想を与える事は、「今後の水資源政策のあり方」としては相応しくない。</p>
p 2 1	7 行目～	<p>【p 9 29 行目～】への意見参照。</p>
p 2 1	23 行目～	<p>「危機的な渇水（ゼロ水）」に対してどうあるべきと考えているのかが見えない。</p>
p 2 2	17 行目～	<p>「結局のところ何が言いたいかわからない、どうにでも読める官僚作文」になってしまっている。</p> <p>平成6年（1994年）渇水の具体についての考察を欠いている。降雨が非常に少なかったという意味では渇水は存在したが、被害が必然であった場合ばかりではない。ソフト対応で防げた断水被害もある（木曾川水系では、19時間断水という厳しい社会事象に遭遇して初めて農水側が調整のテーブルについた。早く調整ができていれば、現に木曾川には水はあったのであるから、19時間断水は防げた。この件に関する論文も多い）。</p> <p>平常時から渇水時の調整ルールを決めておくソフト対策こそ重要であることを明記すべき。</p> <p>【p 6 11-12 行】への意見参照。</p>
p 2 3	32 行目～	<p>エンドユーザーはすでに十分に節水意識をもっている。（その節水行動の結果、一人一日平均給水量は漸減し、負荷率は高くなる方向で推移している）</p> <p>水道事業者の側が、給水制限を「あってはならないこと」と捉えたり、「少雨のときも、ジャブジャブと好きなだけ水道水が使えることをユーザーは望んでいる」と思い込んでいる節がある。この意識格差をしっかりと指摘すべき。</p> <p>2000年代初め、巨大ダム・徳山ダムの建設推進の理由を「朝シャン」「ガーデニング」に対応するためだと称した行政側の人々。すでにその頃、「渇水」という報道があれば、給水量がすぐに減る（ユーザーが節水行動をする）ことは明確に数字に表れていた。運用開始後丸7年を経過しても一滴の水も使っていない徳山ダムの現状をどう説明するのだろうか？「朝シャンが流行らなくなった想定外だ</p>

p 2 6	27行目～	<p>った」と言い訳するのだろうか？</p> <p>【《全体》】への意見で述べた通り、いくら読んでも「幅を持った社会システム」という概念を「今後の水資源政策のあり方」に当てはめたときに何を（どんな方向を）指し示しているのかが見えない。これでは、この答申全体が「結局のところ何が言いたいのかわからない、どうにでも読める官僚作文」になってしまう。</p>
p 3 2	10行目～	<p>[従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へとさらに深化させ]ることは悪くない。が、これではメッセージ性はほとんどないに等しい。下手をすれば、[不安定だから安定できるようにさらに施設建設を]という、すでにここ十数年来繰り返されている議論の後押しにしかない。「水資源開発促進法」という高度成長期に対応した旧型の法律の廃止にまで踏み込むべきではないか。</p> <p>また、今でも「長期的・先行的観点」で新たな施設建設を行うとする暴論が行政に蔓延っている（裁判などでも平然とそういう主張がなされる）。「現時点では（数年後の将来では）使わないかもしれないが、需要が発生してからでは建設が間に合わないから、長期的・先行的観点で建設しておくのだ」というのである。1990年代半ばで水需要のピークは過ぎてしまっている。そして人口動態をみれば、いくら高めの予測をとったとしても、現在人口が増加している都市部でも人口減になっていくのは明らかである。「長期的・先行的観点」を持つのであれば、施設建設を推進できるはずがない。</p> <p>すでに新たな水源開発施設建設を計画することは許されないのだ。現在「建設中」である計画も中止を真剣に検討すべきである。</p> <p>ここまで踏み込んで叙述すべきである。</p>
p 3 6	10行目～	<p>ダム計画を中止した場合や、老朽化したダムを撤去した場合の、地域（個人も含む）への補償を立法化すべきである</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

「今後の水資源政策のあり方に関する意見」

国土交通省水管理、国土保全局水資源計画課、パブリックコメント担当者様 (別添：意見提出様式)
 今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを受受できる「幅を持った社会システム」への転換～
 答申(案)に関する意見

① 氏名(フリガナ)		[Redacted]			
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
② 電話番号		[Redacted]			
③ Eメールアドレス		[Redacted]			
④ 職業		[Redacted]	⑤ 年齢		⑥ 性別
⑦ 御意見					
該当箇所		内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
1	(1)	屋根面降った雨水を、堅雨どいより フィルターを通して、きれいにして 200ℓ程度の容器に、雨水を溜めておき、普段から生活用水として、利用することで、雨水との関係を、慣れておく、万一危機が起きても、身近に雨水がある。			
2	(1)	持続可能な、雨水との関係をつくる、毎日使用するトイレの流し水に、雨水利用できるようにする、水道水も利用する、毎日雨が降らないので、両方使用できるシステムを各家庭に取り入れる、特にマンションの生活では、雨水利用が出来ないが、節水型の社会の構築では、都市の住宅の半分はマンションがある、ここには、風呂桶があります、桶の水は洗濯水利用した、残りは排水される、この水をトイレの流し水に利用することで、節水が、水資源を守る。			
3	(1)	水循環の構築では雨水が危険の水になる時がある、ゲリラ豪雨対策が必要であるが、対策あるが、普級してないのが、雨水浸透ますである、各家庭に浸透ます設置するゲリラ豪雨対策の一部になります、浸透だけでなく、ここに雨水利用も同時にできる、方法があれば普級する、浸透と雨水利用を可能した堅雨どいを提案したい。			
4	(1)	雨水の利用で、夏場の暑さ対策に、緑のカーテンの水源、菜園の水源と、水の恵みを感じることができる、雨水容器と雨どい接続方法など。 雨水で水力発電する、身近な堅雨どいをゴムにして少ないが電気が出来るが、学校の堅雨どいが使用可能である雨水の一滴が、集まればミニミニ発電を楽しむ。			
5	(1)	雨水をコントロールする、水の重さ利用、大気圧を利用して 排水管の水圧を上げる、電気を使用しないで、自動止水装置を動かす、バルブの組み合わせで綺麗な水道水と中水を切り替えて、トイレの流し水に使用する、雨水利用が出来ると、どのようにすれば雨水利用が出来るとかを物で示す。			



差出人: [REDACTED]
送信日時: 2015年2月19日木曜日 17:30
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 今後の水資源政策のあり方について 答申(案)の意見提出
添付ファイル: 今後の水資源政策のあり方に関する意見.docx; 145-156a.pdf

標記の意見を提出します。
よろしくお願ひ致します。

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ 無職
- ⑥ 66歳
- ⑦ 男
- ⑧ 意見別紙の通り

XX

[REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

Home: [REDACTED]

〒 [REDACTED]

Tel: [REDACTED] Fax: [REDACTED]

Mobile: [REDACTED]

XX

今後の水資源政策のあり方に関する意見

全体に提案の内容は、部門別で分析は少なく抽象的で具体性に欠如している。農業用水部門の分析は少ない

が知る限り、木曾川水系の濃尾用水地域の受益面積は当初 20,000ha(1959年)であり、水利権は、51m³/sであった。これは、今渡の下流責任法流量の 100m³/s の半分を占める。しかし、受益面積は、都市化のさい廃により 10,000ha(2005年)に減少したにも関わらず水利権は変更されず未だに取水量は 51m³/s のままで推移している。また、最近の取水量は減少するどころか微増傾向すら見られる。

また、矢作川では濁水流量は、約 2.4m³/s と非常に小さく、生態系に支障が生じているにも関わらず、その上流で取水する明治用水は水利権 30m³/s のままで、施設整備が完了したにも関わらず従来通りの取水が行われている。このように、農業用水の取水実態は不変で野晴らし状態である。

は、農業用水量は日本の全水資源量の 66 パーセントを占めており、農業用水は濁水に協力できる潜在的能力を備えている。 pp34 の 4~11、pp35 の 17~19 行目に対しては、濁水時、農業用水が濁水に協力するシステムを具体的に構築する研究と調査が必要と思われる。また、これに関連して、農業用水の必要水量の算定根拠の見直しが必要と思われる。

濁水協力には、関係者の合意が必要と思われると述べているがどのように関係者を組織し、合意形成を図っていくのが具体的な取り組みの提案がない。絵に描いた餅に、なっている。具体的な提案が望まれる。

水資源問題は、水利調整問題であり、限られた水を利用者間で効率的に如何に配分するかである。ある研究によれば「異常濁水時に輪番灌漑による水使用利用量の削減は、配水ロスの削減のみならず、浸透量の減少により説明される」としている。このように濁水時を想定した農業用水の濁水協力システムの構築の研究調査が大いに進むことが望まれる。また、都市用水に転用された農業用水は、平成 12 年から平成 20 年度までの 9 年間の転用実績は僅か 1m³/s であり進んでいない。

詳しくは、資料として添付した流域ガバナンスとは何か「農業用水における水資源管理の実態と課題 - 木曾川水系を事例として」を参照されたい。

以上

農業用水における水資源管理の実態と課題—木曾川水系を事例として—

目次

1. はじめに
2. 水利権を巡る社会環境状況の変化と課題
 - 2.1 河川管理者側の事情 生温い水利権のチェック
 - 2.2 自主的変革を導きだす制度改革への取り組みの現状
 - 2.3 水利組織の弱体化
 - 2.4 水田面積の減少と必要用水量の見直し
3. 不明確な水利権の放棄手続きに見る濃尾用水の水利用協議
 - 3.1 経緯と課題
 - 3.2 水利協議
 - 1) 濃尾用水事業の実施に伴う流水の占用に関する協議
 - 2) 犬山頭首工の最大取水量の決定
 - 3) 濃尾用水事業の実施に伴う下流利水者の同意
 - 4) 期別取水の決定
 - 3.3 犬山頭首工の操作規程に関する協議（昭和37年～昭和40年）
 - 3.4 犬山頭首工の期別超過取水の取扱いと木曾川総合用水事業実施に関する協議
 - 3.5 木曾川総合用水事業の計画変更に関連する濃尾用水水利権改定に関する協議
 - 3.6 冬期水利の試験通水
 - 3.7 濃尾用水の協議経緯を通して見た課題
4. 最近の新たな利水計画と課題
5. 渇水時の既存発電ダムの活用
6. 農業用水の転用制度の構築
7. おわりに

1. はじめに

日本の水資源利用を部門別に見ると、農業用水、工業用水、生活用水の3つになる。そのうち農業用水は、水使用量年間831億トン(2007年)のおおよそ3分の2の546億トン(66%)を占める。また、農業用水の用途別では、水田灌漑用水が90%以上を占めている。世界に目を転じても農業用水の利用の占める割合は全水使用の69%で、大きな割合を占め、今、その効率的利用が求められている。以下に、述べる木曾川水系の農業用水も、水系の水利用の割合(約65%)と大きな割合を占めている。

この背景には、地球温暖化による降雨量の変化・変動や国・地域的にみた人口増加、また非効率的な水管理や水質の劣化などによる水不足が懸念される。さらに水資源不足の深刻化は、農業用水の供給が制約され、農業生産へ直接的あるいは間接的な影響を与える可能性があるかと心配されている。

しかしながら、日本でも現在は、農家の灌漑管理での番水や反復利用などにより農業用水の取水量削減が促進され、効率的利用に繋がっていると言いがたい。また、渇水時はダムなどのハード面の増強ではなく、節水や水利調整による融通での対応策は、費用対効果を考えれば容易である。余剰している農業用水を河川維持用水に転用し、河口保護のために流される水量を確保することは、河川の生態系保全に繋がる。

そこで筆者は、過去の水利協議を通し、農業用水の効率的な利用方法を阻害している課題を整理したい。

2. 水利権を巡る社会環境状況の変化と課題

農業用水も、高度経済成長の終焉から長期にわたる構造不況、さらには日本の総人口減少のため都市用水が鈍化したこともあって、農業用水から都市用水への転用という古典的な議論は、以前ほどの活発さを失った。だが、これに代わって新たに浮上してきた課題が河川環境用水の確保である。

これに対して国交省は、平成9年河川法改正(法律第69号)で第1条(目的規定)に「河川環境の整備と保全」の文言を追加し、河川に関して自前で「環境」目的での事業を実施する法的根拠を整え、河川本川における環境目的での水量確保を根拠に、上記環境用水を含む利水セクターと対峙す

るに至る。

他方、農林水産省も従来水利使用目的が漠然として不明瞭と批判されてきた(慣行)農業水利の中には「環境」目的の水利用が含まれていると主張するようになる。

その理論的措置が平成5年農業水利問題検討委員会報告書により提示された「地域用水」論であり、農水省は、それまでの「農業用水合理化対策事業」を全面的に見直した「農業用水再編対策事業」の実施へと移行する。

以上に対して、一転して力を失ったのが工業用水・水道水の側であり、用水需要の伸び悩みから、「水余り」現象を起こし、あるいは新規水資源確保のための「ダム乗り」から撤退する事態も生じている。

以上を要約するに、今日における水資源の(再)分配問題は、かつての「農業用水から都市用水へ」という単純な図式から分配元に関しては農業用水のほか、新たに工業用水・水道用水が加わり、他方、分配先に関しては、工業用水・水道用水は減少して、「新たに環境用水と河川自流が加わる」という、輻輳した状況を呈するに至っている。

2.1 河川管理者側の事情 生温い水利権のチェック

最も転用元として重要な比重を占めているのは依然として農業用水である。しかし、合理化対策事業と同様「再編対策事業」も十分な成果を挙げられてなかった。平成15年行政評価・監視報告に対する国土交通省の回答は、「昭和40年度から平成11年度の間(35年間)に1級水系については水利権の転用により約60 m^3/s の都市用水の新規許可がなされたとしている」が平成12年度から平成20年度までの最近の9年間の実績は、僅か1 m^3/s しか都市用水への転用がなされていない。これは、都市用水側の用水需要の低下と転用元の農業用水側の事情にある。

一般的には、灌漑面積の小さい地区においては、合理化・再編が進まず、多数の小規模の慣行水利権が全体としてみた場合に大量の水を消費している、と言うことである。しかし、筆者が知りえた濃尾用水地区では当該地区について都市化によって農地のスプロール化が進行し、受益面積が昭和40年(17,900ha)から40年を経過し、9,300haと半減(48%)しているにも関わらず許可水利権の最

大51.14m³/sは不変で見直されていない(図1、表1参照)。言うなれば、農業用水の水利権が余剰すれば、国土交通省の河川環境用水を確保する新規事業の必要性が無くなってしまふ。その例は、木曾川の河川維持用水確保する事業(木曾川連絡水路導水事業)に見られる。

結論から言えば、日本の水資源問題は、水田用の農業用水の必要性が低くなっても、それを容易に都市用水および環境用水の水利権にスムーズに移せないことに主たる原因がある。問題をこじらせているのは、省庁の縦割り行政だという論者がいるが。

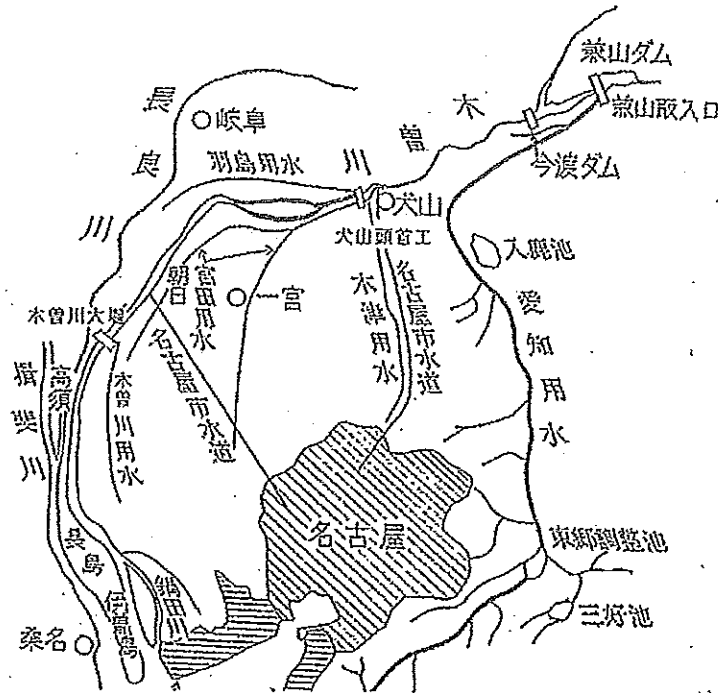


図1 木曾川水系水利模式図(原図河川水利調整論を修正)

表1 濃尾用水地区の概要

	濃尾用水第一期計画 昭和34年度 (1959)		濃尾用水事業完成時 昭和42年度 (1967)		現況 平成17年度 (2005年)		昭和42年から平成17年の水田面積の減少率	
	田 (ha)	畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	減少田 (ha)	(%)
宮田用水	13,146.0	-	11,581.0	-	6,310.0	-	5,271.0	46
木津用水 (江南・扶桑地区の畑地灌漑用水を含む)	5593.3	1,498.1	4,534.1	1,498.1	1,887.7	904.0	2,646.4	58
羽島用水	1,752.7	80.0	1,804.6	-	1,098.6	514.3	706.0	39
計	20,482.0	1,578.1	17,919.7	1,578.1	9,296.3	1,418.3	8,623.4	48

受益面積は各土地改良区の調査による。
 ● 昭和42年度受益面積資料の出典:東海農政局木曾川水系農業水利調査事務所、濃尾用水地域における単位用水量調査報告書、昭和60年3月
 ● 現況(平成17年)面積資料の出典:宮田用水土地改良区のホームページ、木津用水総代会資料、広報羽島用水第17号、江南市役所および扶桑町役場からの聞き取り。

水利権の取消しが生態系を回復するという事例は、JR東日本の水利権許可取消しに、見ることが出来、結果として河川環境用水を回復させ、水資源の強制的な再配分が阿賀野川にサケの遡上を助けた。しかし、問題はひとり発電用水に限った事柄ではなく、適正な水利使用に関するチェックは、

すべての利水者(水道用水、工業用水、農業用水、環境用水)に対して等しく公平に行なわれなければならない。

工業用水、水道用水の需要の鈍化による「水余り」に対して、無許可で水を他に融通する例も報告されているが見過ごすことが出来ないのは農業

用水である。

農業用水に関して言えば、必要水量の点検マニュアル策定し、点検をするべきであろう。

木曾川水系の河川管理者は、現在、農業用水の必要水量を算定する上で、減反しても減反面積の地下水位を涵養するため必要水量は変化しないという事由で不変としている。何十年間、水利権の見直し作業を進めているが進んでいない。国土交通省の調査はこのような結論を導き出しているが本当にそうであろうか。

2. 2 自主的変革を導きだす制度改革への取り組みの現状

国土交通省はこれまで、すべての水は公水だから不要になった水利権は国に返還しなさいという立場を取ってきた。そうすれば、国で必要なところに再配分しますという論法である。しかし、これでは水利権を手放す農業側に何の利益もないばかりか、自主性も完全に奪われてしまう。水利権の移行（慣行水利権から許可水利権の移行）を上からの思惑で進めてきたが未だに放棄のインセンティブが働かず、放棄手続きが明確で無く、権利内容がどのように変化するのか曖昧のままである。農民側の動機は、転用しようとするれば、市場経済が見え隠れするがこれを制度的にもフォローする動きはない。

2. 3 水利組織の弱体化

水使用の主体が水使用には無関心で水利組織が弱体化している。濃尾用水の一員である木津用水は事業計画対象地区には、再編対策事業に必要な条件とする農振用地200haすら存在しない（濃尾用水は、宮田用水、木津用水、羽島用水等を包含する呼称である）。たとえ、再編対策事業で転用に必要な灌漑施設の新設・廃止・変更につき転用促進費を交付されたとしても、改築された水利施設を永続的に維持・管理するだけの体力がない。それゆえ、費用対効果との関係で、そのような地区に事業を実施するわけにはいかない。

しかし、当該地区に虫食い状態で散在する農地を切り捨てる訳にもいかない。その結果として当該農地に賦存している慣行水利権・許可水利権は整理・統合できぬまま残存し続けることになる。時、ちょうど農村地域の都市化が進行し、地域内の水環境が悪化したこともあって、冬季の通水などに

対する強い要望が生じている。水環境改善等の事業で救済する方策はないのであろうか。これらの問題は、都市化地域の緊急課題である。

2. 4 水田面積の減少と必要用水量の見直し

水田面積は、生産調整が開始された後は水田から畑地へと転換され、面積は大きく減少するがこれは一次的なもので、復活の可能性がある、これを機に農業用水の必要用水量を減少させるには納得がいかないが。

筆者が問題としているのは、大都市近郊で宅地等に転用され、水田の潰廃が大きく起こっていることである。

その典型である濃尾用水地区は、昭和42年(1967)から平成17年(2005)までの約40年間に当初の水田面積(17,919ha)が都市化により大きく減少し、9,296haに減少している。この地域への取水量は、以前と変化がなく、取水量は、51.14 m³/sのまま不変である。これはどのように考えても不合理である。

新沢嘉芽統(1978)は、大都市近郊を中心とする水田の減少が起きると、用水需要量が減少する可能性があるから、一方で増加している都市用水への一部転換を図ることは、水資源の合理的利用にとっても重要であると余剰水の存在を指摘している。それ以降、水田の潰廃は著しく進展している。しかし、約40年も経過した今日は、少子化社会が到来し、都市用水が増加しない現代においては、都市用水ではなく環境用水に振り向けるべきである。

一方、水田面積の減少に対しては農業用水の無駄遣いではないかと当然、指摘される。

筆者は、ひとつの問題は、水田の必要水量の算定方法は、未だに減水深法(水田面積×日減水深)が用いられており、この算定方法で求める限り、水田面積が減少すれば、結果として、残存した水田の日減水深が多少増えることはあっても2倍にはなることはない。

従来の必要用水量の算定・見直しは緊急に必要なものである。養生期の用水量の推定方法で現在、広く使われているのは、「減水深法」である。この方法は対象地区内の水田の減水深の総和を必要水量と見なす算定方法であるが、この方法による推定値は、実際の必要水量より過大となりやすいと言われている。それは地区内の用水の還元・再利用を

無視するからである。

これに対して岡本雅美が開発したCB法は、水田群をその用排水系統に従って、幾つかのブロックに分け、上下流のブロック相互の間で行なわれる用水の還元・再利用の関係を考慮したブロックに区分した計画内必要用水量を算定する方法である。水管理安定時の水田の計画需要水量は用排水の反復利用を検討したCB法を適用した方が実態に整合していると思われる。濃尾用水地区に見られるように水田面積が半減しても当初の必要水量が必要であるという理由にはコペルニクスの転回がない限り理解が出来ない。従って、木曾川から取水された農業用水は、有効に利用されることも無く海に到達している。

ここで筆者は、抽象的な課題を挙げるつもりはない。この間の水利権協議は、国と土地改良区（農民）の協議経過を見てみたい。目の前に横たわっている木曾川の利水問題に焦点を当てて水利権協議の協議経過を追う中で、その課題を明らかにしたい。これまで全ての木曾川での水利協議は、既存の農業用水の実態分析、番水を含めた管理運用方法、水利調整が極めて不足していると結論づけたい。

3. 不明確な水利権の放棄手続きに見る濃尾用水の水利権協議

3. 1 経緯と課題

濃尾用水における水利権協議（昭和30年から昭和60年まで）の経緯を見る中でその課題を整理してみる。

近年の水利権協議は、木曾川を水源として以来、慣行水利権を有していた宮田用水（慶長13年（1608））、木津用水（慶安3年（1650））および羽島（昭和4年（1929））の三用水は、発電ダムの不均等放流による不安定な取水障害、河床低下等からの取水安定を図るために昭和32年（1957）6月国営濃尾用水土地改良事業（第一期）として愛知用水事業の昭和30年（1955）を契機に合口事業に始まった（なお、羽島用水は、当初より慣行水利権ではなく許可水利権であった）。

この課題の解決には、木曾川上流には多くの発電用ダムが築造され、発電ダムとの水利調整の結果として、今渡ダム（昭和13年（1938））ができ、逆調整によって流量変動の問題が下流100 m^3/s と

いう形で一応解決をみた。しかし、河床低下の悪影響は解決したわけではなく三用水は様々な対策を実施してきた。しかし、根本的な解決には至らなかった。

これまで、木曾川を全面的に締め切るような取水堰の建設は長い間の懸案で、これには巨額な費用を要し、地元が希望しても県としても国においても簡単に踏み切れなかったのである。ところが愛知用水計画の契機としてそれが現実化する運びとなった。

愛知用水計画は、犬山の上流に新たに大きな水利権30 m^3/s を設定するものであり、下流の既得水利権を犯さないと謳っても、下流の既得水利権者の承諾が容易に得られるはずのない。そこで、懸案の合口取水問題を解決するという交換条件があって、初めて愛知用水の取水が可能になったのである。

濃尾用水事業計画は、この問題の解決策としてはじめられたのである。昭和37年（1962）犬山城下に犬山頭首工が完成させ、昭和40年（1965）から本格的に取水が開始され、昭和41年（1966）8月には国営の直轄管理となり現在に至っている。

現行水利権は、三用水の合口に伴って昭和34年（1959）12月1日付けで、岐阜・愛知両県知事により許可（農林水産の水利権として協議成立）されたものであり、全国で第一号と言われる「期別水利権の設定」にあり、以降期別水利権協議に関する問題提示の基となっている。しかし、この水利権を巡って複雑な協議があり、新しい水利秩序が形成された。その経緯を明らかにする。

全国ではじめての期別水利権は、稲作の成育形態に従って期別に水利権を設定したもので当初から様々な問題点を包含していた。

①従来の水田用水量の算定法（減水深法）によって設定されたものであり、当初から苗代期から代掻き期の取水量について取水実態との整合について問題が生じた。

②合口された犬山頭首工が国の農林省の直轄管理となり、取水の問題は農政局の責任で処理せざるを得ない状況であった。濃尾用水の超過取水が木曾川水系の水資源開発基本計画について密接な関係にあった。

③濃尾用水の超過取水について、地元土地改良区および岐阜、愛知両県知事からの水利権改訂の要望が強く、一方下流水利権者および三重県知

事からもこれに対して措置を求められてきた。

- ④東海農政局は、濃尾用水の水利用について、「水利権改訂推進会議」を設定し、新規事業の調整等を含め、水利権改訂のための調査、検討、協議を実施した。河川の水利用率が高くなり、昭和42年、48年等の渇水時の特別対策が必要となり、濃尾用水の水利用が大きく問題となった。
- ⑤濃尾用水地域において昭和30年（1955）の伊勢湾台風の影響を受け内陸部の都市化が進み、農業経営および稲作技術の変化が著しく、農業用水の期別使用量が大きく変化してきた。また、近年社会経済の発展に伴い、市街化区域の設定による都市化の急速な発展による農地の転用、上工水の需要増による地下水の汲み上げ等により水利用の変化の要因が多くなった。

3. 2 水利協議

この様に、昭和40年（1965）犬山頭首工からの取水開始以来、40年余、これらの問題を抱え関係機関と協議・調整は次の通りである。この間の協議を大別すると5つの時期に分けられる。

- 1) 濃尾用水事業の実施に伴う流水の占用に関する協議（昭和30年～昭和34年）
- 2) 犬山頭首工の操作規程に関する協議（昭和37年（1962）～昭和40年（1965））
- 3) 犬山頭首工の期別超過取水の取扱いと木曾川総合用水事業実施に関する協議（昭和40年（1965）～昭和44年（1969））
- 4) 木曾川総合用水事業の計画変更に関連する濃尾用水水利権改定に関する協議（昭和50年（1975）～昭和53年（1978））
- 5) 冬季通水の試験通水（昭和53年（1978）～昭和60年（1985））

1) 濃尾用水事業の実施に伴う流水の占用に関する協議

流水占用に関する河川管理者等（愛知県、岐阜県、建設省）および下流利水者との水利計画に関する協議内容は、①かんがい用水利権の取り消し、②犬山頭首工の最大取水量の決定、③濃尾用水事業の実施に伴う下流利水者の同意、④期別取水の決定の4点であった。

①かんがい用水利権の取り消し

昭和33年（1958）10月9日濃尾用水頭首工設置に関する説明会の中で建設省から「水利権の主体

を何処にするかが問題となるので国（農林省）に水利権を与えると木津・宮田・羽島は消滅の手続きをとって貰わなければならない。各組合は同意しているが従来の水利権を取り上げてしまうことには疑義があるのではないか。京都農地事務所局長に水利権を取り上げることにより組合は異議がないか。」と問われていた。これに対して農林省から「何回も説明を実施してきているので、その点は心配ないと思う。」と返答している。

これを受けて、かんがい用水利権の取消し手続きが行われた。昭和34年（1959）1月21日付け木津土地改良区理事長名で、昭和34年1月17日付け宮田用水土地改良区理事長名および羽島、中部、蘇北土地改良区連合理事長名で、「かんがい用水利権の取り消しについて、国営濃尾用水農業水利事業施行に伴い農林省に水利権を与えられた上は、当土地改良区所有に係る既得の水利権を取り消されても異議ありません」との文書を愛知および岐阜県知事に提出している。この文書が事実上の水利権放棄に繋がったと言われている。（2003年の国営川辺川土地改良事業に関する控訴審では、農業用排水事業および区画整理事業については、受益農家の3分の2以上の同意を必要としていた）。

この文書を提出するにあたって宮田用水土地改良区は昭和34年2月5日第33年度12回理事会に諮っているが、木津用水土地改良区では理事会に諮った事実はなく提出している。

この事務手続きが土地改良法32条の重要案件の2/3の同意を必要としているかに当たるとして水利権放棄の手続きとしては有効として農林省が進めた行為について大いに疑問が残るところである。この手続きがその後、物議をかもし出すことになった（木曾川水系農業水利誌の意見と異なる）。

2) 犬山頭首工の最大取水量の決定

犬山頭首工の最大取水量の協議は、宮田および木津用水の慣行水利権数値の解釈とその取扱いについての論議であった。農林省の水利権に対する考え方・主張は、現況における取水実態をもとに宮田用水史、木津用水史の過去の経緯から表2の慣行を含む水利権であるとして計画の最大取水量は既得の水利権の内容であると説明している。

これに対して下流利水者の代表である三重県知事は、昭和30年（1955）12月19日付けで京都農地事務所局長に対して、三重県の木曾川下流地帯は地

盤変動により年々木曾川よりの淡水取水に困難をきたして各所に塩害を生じ、漸次上流に逆行している状態であって、木曾川の流量には関心を持っており、これについての対策を至急考慮願いたいとの要望とともに水利計画による次の点について回答を求めた。

- ①既得水利権の範囲内で従来行っていなかった畑地かんがいや天水田のかんがいを計画されているが、かかることは可能かどうか。
- ②木津用水 $23.02\text{m}^3/\text{s}$ 、宮田用水 $31.48\text{m}^3/\text{s}$ は正式な水利権と認められるかどうか。
- ③計画によると右岸取水量 $6.63\text{m}^3/\text{s}$ 、左岸取水量 $46.67\text{m}^3/\text{s}$ であるがこれは明らかに既得水利権に基づく取水量を超過するものであると認められるかどうかについて文書をもって問合せがあった。

これに対して京都農地事務局長は、昭和31年(1956)1月14日付で三重県知事あて文書により下記の通り回答している。

- ①合口事業並び水路改修事業により従来行っていなかった畑地かんがいや天水田のかんがいを計画したから既得の水利権の範囲内で可能である。
- ②木津用水史の配水規定(昭和7年)によると用水期間の通水量は、東西元杵合流点水量標において、そう快期間の取水量は 1.80m ($23.02\text{m}^3/\text{s}$)となっており、その他の期間は 1.52m ($16.99\text{m}^3/\text{s}$)となっている。そのため慣行水利権はその量とした。用水史を根拠にした最大通水量を基にしたもので実際はこれより小さいものであった。
- ③宮田用水の既得水利権に基づく取水量は $22.84\text{m}^3/\text{s}$ とあるのは河川法による水利権として決定するために愛知県土木部通達(昭和8年4月)で宮田用水の必要量を $22.84\text{m}^3/\text{s}$ (819個)と通知した。これに対して宮田用水普通水利組合は、全地区必要水量を10町1個として必要水量として1,300個中地区内の悪水利用170個を差引いた1,130個、すなわち $31.48\text{m}^3/\text{s}$ を主張した。その後、現在の取水樋門(建設省設置)の設計取水量は $31.48\text{m}^3/\text{s}$ (1,130個)となっており、そのため宮田用水の慣行水利権は $31.48\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- ④三用水の既得水利権は $58.66\text{m}^3/\text{s}$ でその他の期間は $52.73\text{m}^3/\text{s}$ となった。しかし、計画取水量は、右岸 $6.63\text{m}^3/\text{s}$ 、左岸 $45.67\text{m}^3/\text{s}$ で合計 $52.30\text{m}^3/\text{s}$ であるから既得水利権をはるかに下回るものであり、下流部に対する影響はないものと考えられた。

こうした両者の主張により、昭和33年(1958)4月頃まで幾度となく会議がもたれその結果に至ったのである。

- 3)濃尾用水事業の実施に伴う下流利水者の同意
下流利水者(長島土地改良区外3土地改良区理事長)の同意条件として相互に了解された下流利水者からの下記の要望書は昭和33年(1958)5月1日付で三重県知事より農林大臣宛に提出された。
 - ①木曾岬村592町歩の用水対策を早急に講ずること。木曾下流農業水利事業の取水に支障を来たす時はこれが対策については万全を期すること。
 - ②頭首工操作規程により下流の意見を尊重し、渇水時には下流に放流を行うよう措置すること。この要望書に対して昭和33年(1958)5月26日付で京都農地事務局長から三重県知事宛下記の回答がなされ、下流水利権者の同意を得ることになった。

4) 期別取水の決定

期別取水に対して建設省は従来のように、灌漑期間を定めてその間に最大取水量と常時取水量を許可する方式をあらためて、年間を灌漑期と非灌漑期に大別し、さらに灌漑期を苗代期、代掻き期、

表2 濃尾用水関係水利権調査

用水名	水利権資料	水利権 (慣行を含む)	計 画
宮田用水	愛知県土木部通達 (昭和8年4月)	819個 $22.84\text{m}^3/\text{s}$	$31.48\text{m}^3/\text{s}$ ($26.126\text{m}^3/\text{s}$) $26.041\text{m}^3/\text{s}$
	宮田用水主張	1130個 $31.48\text{m}^3/\text{s}$	
	建設省施工現場樋門設計	$31.48\text{m}^3/\text{s}$	
木津用水	宮田用水史	740個 $20.61\text{m}^3/\text{s}$	$23.02\text{m}^3/\text{s}$ ($18.417\text{m}^3/\text{s}$) $18.417\text{m}^3/\text{s}$
	木津用水史配水規程による	水深 1.82m $23.02\text{m}^3/\text{s}$	
羽島用水	許可水利権(昭和4年2月)	$4.16\text{m}^3/\text{s}$	$4.16\text{m}^3/\text{s}$ ($6.57\text{m}^3/\text{s}$) $5.48\text{m}^3/\text{s}$
畑地灌漑(左岸)			($1.129\text{m}^3/\text{s}$) $1.129\text{m}^3/\text{s}$
畑地灌漑(右岸)			($0.06\text{m}^3/\text{s}$) $0.06\text{m}^3/\text{s}$
左岸 計			$54.5\text{m}^3/\text{s}$ $45.587\text{m}^3/\text{s}$
右岸 計			$4.16\text{m}^3/\text{s}$ $6.63\text{m}^3/\text{s}$ $5.549\text{m}^3/\text{s}$
合 計			$58.66\text{m}^3/\text{s}$ $51.136\text{m}^3/\text{s}$

成育穂ばらみ期、それ以外の普通成育期に分けて、用水量いくらと言うように規定したいと主張していた。これは、宮川用水（昭和35年1月11日水利権許可）も含めて建設省の許可水利権に対する方針であり、条件でもあったとしていた。

これに対して農林省としての考え方はおよび処理の方法は次の様であった。

- ①計画書の用水計画の内容は最大取水量のみで計画されており、水利権は最大取水量で定めてその範囲内で取水すればよく、期別取水量は水利権の対象としていなかった。
- ②即ち、最大取水量は、代掻き末期の7月1日～5日（51.36 m³/s）と期別変化率の最大時である7月31日～8月9日（49.292 m³/s）が大きくこの数量の範囲内で取水するとの計画であった。
- ③水利使用に関する協議は最大取水量が主であり、期別取水量についてはあまり議論されず、宮川用水を含め、水利権の許可条件であればやむを得ないものとして了解された。当時は最大取水量さえ確保しておけば問題はなく、最大取水量以外は可変的なものであるとの考えもあった。
- ④期別取水については後日、問題となった苗代期（4月20日～6月20日）の取水量の根拠、苗代の播種期（4月20日～21日）における必要水量11.27 m³/sに畑かん水量1.19 m³/sを加えた12.46 m³/sとしたものであるがこの水量は、苗代期の水田必要水量としては十分であると考えられていた様である（苗代期用水量については、苗代面積1 haにつき0.05 ha、減水深は、100 mmとして計算し、算出方法は代掻き期用水量に準じて行った）。

水利使用協議は、これにより既得水利権消滅の同意を得て、新しい許可水利権が昭和34年（1959）12月1日岐阜、愛知両知事から同意された。

このように、農業用水の水利権は期別・最大という期別・最大・総量のいわゆる3本内の2本の縛りが濃尾用水の協議ではじめられた。

3.3 犬山頭首工の操作規程に関する協議

（昭和37年～昭和40年）

昭和37年（1962）7月犬山頭首工が完成し本操作規程の協議が精力的に行われた。農林省が示した操作規程第22条の「異常渇水時の措置」について、渇水時の対応流量100 m³/s（今渡流量）と渇水

時における指示についての指示者の見解が論点であった。対応流量100 m³/sについては今渡堰提操作規程（昭和17年5月許可）において自然流量が毎秒100 m³/sを以って制限流量とすることになった（今渡堰提操作規程は、日単位の逆調整を行い、均等放流をすべきこと、今渡堰提における自然流量が100 m³/sを超過する場合のみ上流のダムはその超過分を貯留することができること、の二つの規程がその骨子をなしている）。そのため犬山頭首工操作規程で異常渇水時の対応流量を100 m³/sとしたものである。

これに対して下流利水者の代表三重県知事より、対応流量を100 m³/sより上回った数字で決定するよう強い要請があり、岐阜、愛知、三重の三県、東海農政局および中部地方建設局との間で協議の結果、当分の間（木曾川総合用水馬飼頭首工取水開始まで）今渡流量が120 m³/sに低下したときから渇水時の措置を行うよう建設省から操作規程承認の条件として指示されることで同意を得た。

3.4 犬山頭首工の期別超過取水の取扱いと木曾川総合用水事業実施に関する協議

水資源開発公団が事業実施中の木曾川総合用水事業は水資源開発計画の一環として全体実施施設計画の採択がなされ昭和41年（1966）事業に着手した。一方、愛知用水公団が水資源開発中部支社（昭和43年（1968）10月1日）に承継され実施される。犬山頭首工から昭和39年（1964）からの取水実態は、当初より期別水利権の枠を大幅に超過するものであった。

これに対応して三重県知事および長島土地改良区外3土地改良区理事長から、すでに昭和39年（1966）から取水中の犬山頭首工の期別超過取水について、下流利水者が納得できる措置を行うよう強い要望があった。

即ち、昭和43年（1968）6月13日付、および昭和43年9月30日付で三重県知事より東海農政局長宛文書により、濃尾用水犬山頭首工の超過取水のための下流三重県の長島町および木曾岬村の自然取水に悪影響を及ぼし関係農民は不合理な負担を余儀なくされていることに善処方の要望があり、これに対して東海農政局長は善処することを約束した。

しかしながら、本問題を解決する方法としては根本的には木曾川総合用水事業を完成すること以外にないと判断された。

昭和44年(1969)7月17日、「濃尾用水犬山頭首工の超過取水に関連して、木曾川総合下流土地改良事業の負担の取扱いに関する確認書」が東海農政局長と三重県知事との間に交わされて、着工の運びとなった。

3. 5 木曾川総合用水事業の計画変更に関連する濃尾用水水利権改定に関する協議

昭和51年(1976)2月24日木曾川総合用水事業の計画変更にあたり、木曾川水系各用水事業を円滑に運営するために昭和44年(1969)8月20日付けの両局長了解事項の趣旨に基づき、東海農政局長、中部地方建設局長および水資源公団中部支社長の間で覚書が交換された。

この覚書の内容は、

- ①木曾川総合用水の利水上の安全性がより向上されるよう、将来の恒久対策について引き続き検討するものとする。
- ②当面の取水は、別添「木曾川総合用水等取水ルール」に基づき関係機関の理解と協力のもとに運用されるものとする。さらに、木曾川総合用水事業をはじめ木曾川水系全般にわたる水利用の合理的な運用をはかるものとする。
- ③濃尾用水の取水については、木曾川総合用水事業との密接かつ有機的関連をもつものであり、岩屋ダムの施設管理方針の決定と一体的に措置されるよう、引き続き両省において内容を検討し、所要の措置を講ずるものとする。と言うものである。その中で、濃尾用水の水利用および運用に関する今後の取り扱いについては、打合せの経緯と水利の実態を尊重し、木曾川総合用水ど一体的に措置されるよう引き続き検討するものとする。なお、「木曾川総合用水等取水ルール」の濃尾用水に対する適用は前記の措置と合わせて総量として運用されるものとするとなっている。

これに対して関係三用水土地改良区は、濃尾用水の取水に対しては、木曾川における最古利水者との自負と現行水利権設定に際し、期別取水について十分な説明がなされていないということから慣行水利権は今でも存続しているものであり、期別水利権を撤廃し、最大取水量の範囲内での取水できる水利権に認められるべきであるとの主張してきた。

しかし、昨今の木曾川の水需要の逼迫からある程度の妥協もやむを得ないとの認識から濃尾用水

協議会(昭和52年(1977)4月開催)での取水の実態を尊重し、実績の総量および、水利権の最大値(51.14m³/s)を下回らないように改訂して配慮することを条件とすることで一応の了解を得るに至ったとしているとしている。現況の木曾川水系水利権模式図は図2(次頁参照)の通り。

3. 6 冬期水利の試験通水

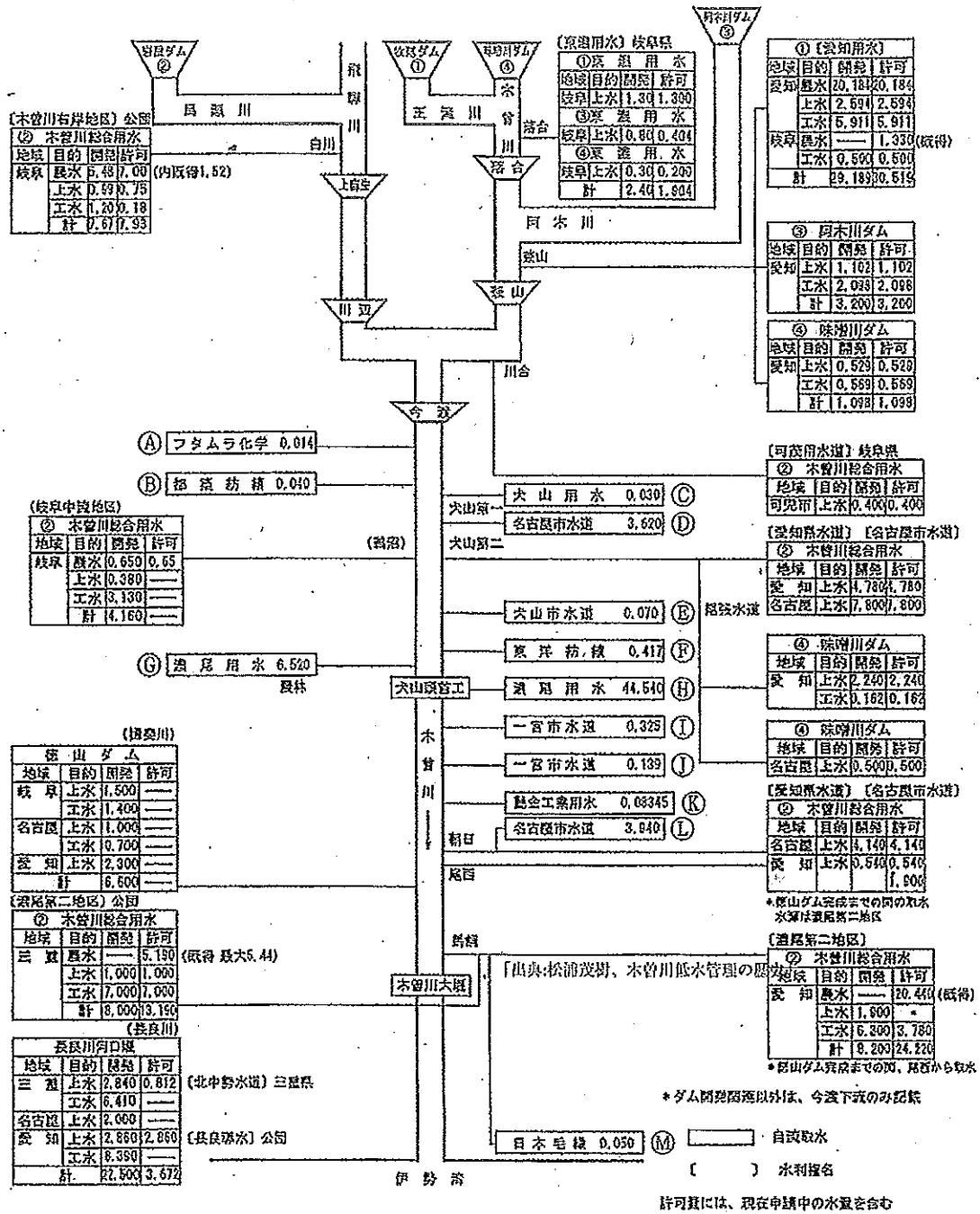
昭和47年(1972)5月20日濃尾用水協議会から、期別水利権の改正並びに冬期水利権の復活および設定についての要望をし、その後度々陳情していたが昭和60年(1985)3月15日から冬期用水(0.3m³/s)の試験通水という形で実現し今日に至っている。

これがこれまでの昭和62年(1987)までの水利調整の協議の経緯である。

3. 7 濃尾用水の協議経緯を通して見た課題

- 土地改良法による水利権放棄の手続きは如何にあるべきかの課題である。手続きは未だ明らかになっておらず水利権の放棄の事務手続きが明確でないのである。水利権放棄の手続きには組合員の個人の同意を必要だとすれば現代で組合員の同意はどの範囲までとするのか明らかにする必要がある(土地改良法32条の重要案件の2/3の同意条件で良いのであろうか)。
- 現在下流地区に水利権を所持している会社(染色業)は今日的不況でT社の水利権放棄が問題となっている。その場合の権利の譲渡手続きを含め十分に法的手続きを検討する必要がある。
- 濃尾用水地域は、都市化に伴う農地の崩壊により、残存農地は平成20年初期計画面積の現在約50%となっている。実態の詳細な調査が必要で、如何に管理用水が必要と言われてもこの必要水量は妥当であろうか。妥当な積算方法が模索されるべきである。
- 水利用実態の分析を踏まえ、番水制等の節水方式の検討がされる必要がある。
- 計画必要水量の見直しは、現在使われている減水深法等を見直しで算定される必要がある。
- 濃尾用水地域の必要水量は、全国で初めての最大取水量の決定、期別水利権、総量規制として見直された3本縛りの事例である。

このように複雑な協議の中で当事者は、国土交通省、農林水産省、愛知県、岐阜県、三重県、木津用水土地改良区、宮田用水土地改良区、羽島用



- ①愛知用水事業
- ②木曾川総合用水事業（水源施設は岩屋ダム）
- ③水源施設は阿木川ダム
- ④水源施設は味噌川ダム
- ④～⑭は、木曾川総合用水開発以前の許可水利権

図2 木曾川水系水利権模式図

水土地改良区等、水利権の所在や大きさ等が議論されており中々一筋縄では解決ができない。しかし、このような経緯を経てきている水利権協議も市民側から見れば

①濃尾用水の受益面積は約50%に減少しているにも関わらず当初の51.14 m³/sの取水がなぜ普遍

なのか。事実、農業用水は余剰している。しかし、どこに余裕があるのか明確になっていない。そのためにも実態調査が必要である。

②このような水利用実態があるにも関わらずなぜ水利権は変更されないのか。

③このためには、必要水量の算定方式の見直しの

新しい算定方式を再検討されなければならない。

このような問題・実態は利根大堰をめぐる利水状況にも存在する。まず一步一步であるが節水のロードマップを明確にして進む必要がある。そのためには、これらの協議を始めるために農業側を包含した流域委員会の設立が望まれる。

4. 最近の新たな利水計画と課題

木曾川水系では、現在木曾川水系連絡導水路計画案が浮上している。この計画は、水需要分析が不十分の上に計画が策定されており、流水計画・利水整理が必要である。計画から見ても説得性を欠くものになっている。

木曾川水系河川整備計画案では、流水管理・水利用の現状について「許可水利権については、受益面積や農業形態の変化、取水量実績等を踏まえ、10年間で基本に水利権の見直しを行っている」としている。しかし、実態は水需要が見直されず、流水管理・水利用計画（木曾川水系連絡導水路計画）が策定されている。木曾川水系の農業用水は水利用の割合で大きな割合（約65%）を占めている。例えば、犬山頭首工から取水している濃尾用水は、昭和42年（1967）から平成17年（2005）の約20年間で17,900haから9,300haと48%に減少している。にもかかわらず水利権取水量（51.14m³/s）は見直されていない。

従って、これらの既存の農業水利権の見直しが不十分なうえに流水管理・利水計画が策定されている。

国土交通省では、濃尾用水地域の灌漑面積が半減しても取水が変化しない理由として、農地のスプロール化に伴う配水管理用水が必要である。農地からの地下水補給源の負担の増大、非灌漑期の地下水を回復させるための初期用水量が必要である。用排水分離・乾田化に伴う減水深の増大、反復利用の減少により用水量の増大等が挙げられているが平均約25mm/day、地下水補給水は平均2.6mm/dayと推定されており、減少しない理由の説明にはならない（図3参照）。宮田用水地区では、末端では番水制で対応しているところが未だに存在していることを引き合いに出して用水量が減らない旨を説明しているが、これは用水土地改良区内部の特殊な事情により、長年何らかの改善策が行なわれていないことによるものである。潰廃した面積×(25.0mm-2.6mm)の水量は、どこで使用されているのだろうか。

農業用水を改善するためには、次の検討が必要である。

- ① 水利用の実態調査
- ② 番水制等の水利用の管理運用方法の検討

5. 渇水時の既存発電ダムの活用

現在、少雨化に伴う流水管理・水利用対策について農業用水の検討が不十分である。異常渇水に対処するために新たな水資源開発が必要と計画されているが日本の経済事情を勘案すれば無駄な公共事業は極力抑制すべきと思われる。

その調整事例として、木曾川の昭和61（1986）

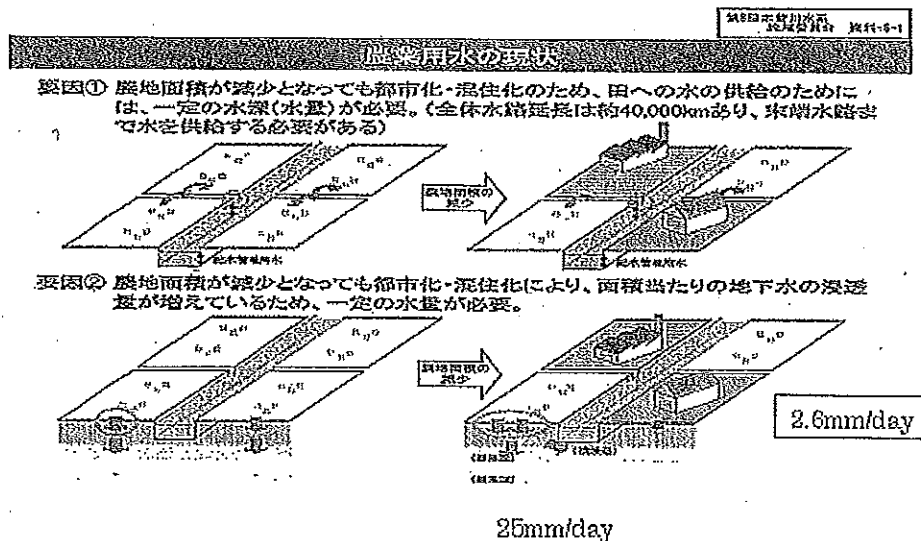


図3 国土交通省の農業用水が減少しない説明資料

年渴水では発電専用ダム（三浦、朝日等ダム）からの応援給水を仰いで対処した記録がある。それは、発電ダムの管理者の関西電力や中部電力に利水者である愛知県が減電補償を支払うという条件で渴水時の水利調整が行なわれた。このように、ハードな対策によらないソフトな対応は無数にあると思われる。

6. 農業用水の転用制度の構築

今後は、利水・水需要の面で特に農業用水の転用制度の構築を真剣に検討すべきである。ガバナンス、多方面の協議の運営メカニズム、市場の導入を検討し、①統合的水資源管理メカニズムの構築、②環境影響メカニズムの構築、③転用価格の形成メカニズムの検討を行なうべきである。

その中で、特に農業用水の転用制度の構築を図るべきである。そのために①農業用水の転用価格制度、②農業用水の転用補償制度、③農業用水の転用関連部門間の協議制度、④農業および農業用水の保護制度を検討すべきである。また、早急に、①流域の統合的水資源管理制度の構築、②用水の円滑な転用・譲渡の実施運営へ向けてのガバナンス、③農業用水の多目的事業の投入メカニズム検討、④農業用水の転用市場の形成と発展の促進、⑤農業用水の転用に関する法令整備の促進を図るべきである。

7. おわりに

都市化の中で、土地改良区（水利組合）は悩んでいる末期のガンに犯されているように何も改善策が見当たらず、ただ売れるかもしれない水資源と向かい合って、じっと大事に権利もない水利権を資産保持として抱えている。これでは今後の日本の水資源問題に対処することもできない。より水資源の効率的利用を考えた水利権制度を改善するしかない。

緊急の課題は、水資源開発、環境用水の設定で既存の農業用水が鍵を握っている。農業用水の必要水量の算定法の再構築、農業用水の転用制度の構築である。

最後に、余剰した農業用水は河川維持用水に還元すべきであり、例えば、木曾川水系、揖斐川の支流・根尾川では流域面積が389km²の流域に32m³/s

を取水する席田用水（慣行水利権）の山口頭首工が存在するがこの受益地は、都市化により灌漑面積がかなり減少している。にもかかわらず目一杯取水されているため下流部では夏場に関わらず河川は瀬切れ状態が生じている（写真1参照）。

鮎に優しい魚道作りが十数か所施工されているが魚道は瀬切れのため機能してない。今後は、新たな枠組みの流域委員会を設立し、地域の人々の知恵を生かし、既存の水資源を適正に再配分し、有効に活用し、河川環境維持用水を確保し生物に易しい水管理方式を検討する必要がある。

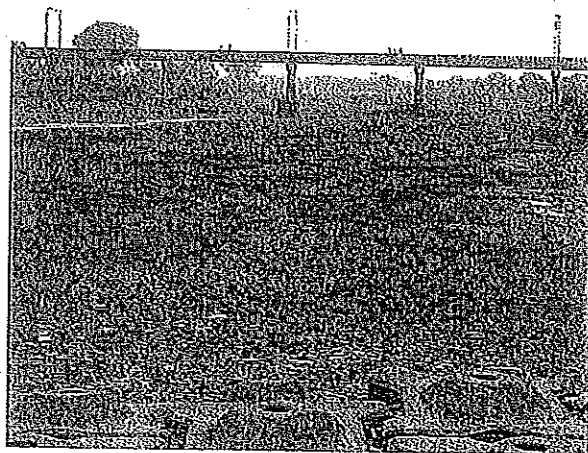


写真1 根尾川の瀬切れ状況（揖斐川との合流前）

【参考文献】

1. 農業土木学会：農業土木史，1979年
2. 佐藤政良：20世紀における農業用水の変遷，河川2000-12月号，2000年
3. 農業土木学会：木曾川水系農業水利誌，1985年
4. 岡本雅美：水田農業用水の計画需要量の推定法，水利科学，17巻2号，1973年
5. 岡本雅美：水利権問題の周辺 ジュリスト総合特集23号，有斐閣，1981年
6. 新沢嘉芳統：河川水利調整論，岩波書店，1962年
7. 新沢嘉芳統：水利の開発と調整，時潮社，1978年
8. 七戸克彦：わが国の水利権をめぐる新たな問題状況について，公営企業，2010年
9. 国土交通省：木曾川水系流域委員会関係資料，2009年
10. 田島正廣：木曾川の渴水が提起したものは何か，水資源環境研究，1988年
11. 田島正廣：統合的流域水資源管理における合意形成システムの検討，農業土木学会誌，62巻8号，2005年
12. 田島正廣編：世界の統合的水資源管理，(株)みらい，2009年

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③ 電話番号		[REDACTED]			
④ 電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤ 職業		—	⑥ 年齢	—	⑦ 性別
					—
⑧ 御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
24	9	○ 自然の湖沼が水源となっている場合、渇水による水位低下は湖沼の生態系に重大な影響を及ぼすため、渇水調整に際してもできるだけ水位を保持するという観点が重要であることを明記すべきと考える。			
36	18	○ 健全な水循環系の構築については、生態系という観点が重要であるため、「水量と水質」という記述は、「水量と水質・生態系」とすべきと考える。			
		(全体を通じて)			
		○ 水資源の確保や渇水への対策において、森林は重要な役割を果たしており、森林の持つ水源かん養等の役割については記述がされるべきと考える。			
		○ 水資源の安定確保において、湖沼は重要な役割を担い、国民の生活や我が国の産業を支えているが、その重要性や役割、保全等について記述がされるべきと考える。			

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換～
 答申（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]				
④電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤職業	公務員	⑥年齢	48	⑦性別	男
⑧御意見					
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）			
ページ	行				
34	17	<p>将来の水需要および供給可能量に不確実性（変動幅）を考えると、水需給バランスの定期的な評価も必要であるが、ある程度の安全率を持った水需給計画の策定が必要であると考えます。</p>			
34	23	<p>将来、気候変動の影響により、渇水がより一層深刻化する可能性があることを考えると、既往最大級に対する評価はもちろんのこと、それを超える、想定される最大級の渇水に対する安全度の評価も必要であると考えます。</p>			

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2015年2月23日月曜日 12:05
 宛先: 水資源計画課窓口
 件名: 【案件番号:155150502】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201502230000331818)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201502230000331818
 受信日付: 2015/02/23 10:39:28

案件番号: 155150502

案件名:

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換～答申(案)に関する意見募集について

宛先府省名: 国土交通省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

注-タイトル大項目の数字は漢数字にしています。

・目次と各項目におけるタイトルについて

各項目のタイトルが省略して書かれているため、内容との食い違いが随所に見られます、タイトルは読み進めるための足がかりとなるため、主語と述語と目的語を的確に使用し、うまく内容を表したほうが良いと思います。

・P1-1行目からP3-33行目まで

「はじめに」の内容は、ほとんど本文と重複しているので大幅に省略すべきです。また、「審議経過」についても、文中ではなく最後にも掲示されているので不要だと思いますし、「水資源政策元年」の部分は「あとがき」に入れるような内容だと思います。

逆にタイトルの「幅を持った社会システム」という言葉は漠然としていてイメージがわかりません。「幅」の持つ意味も、本文を読み深めないと理解できないので、ここでは水資源政策との関連がわかりません。

答申の中での重要な概念だと思いますので、「はじめに」の中で簡単に説明するか、答申案中にあるように、単に「何が起きてても対処でき、安全・安心を実現するシステム」とすれば、だれもが理解できるのではないかと思います。

・P4-14行目からP6-12行目まで

年代が多く用いられていますが、文章の中に年表示を入れるのではなく、時系列で箇条書きにした方が読みやすいと思います。

・P11-7行目から16行目まで

この部分は水インフラとは直接関係せず、単に文章を長くしているだけのようですので、省略が可能だと思います。

・P18-12行目から31行目まで

文章の中に多くの数字を羅列するのは、この部分は読むなどと言っているのに等しいと思います。

グラフにするとか、箇条書きにするとかで、理解しやすくすべきだと思います。

・P8-2行目から9行目まで

笹子トンネル事故については、脆弱性に関して時節を得たタイトルということで取り上げられていることと思われる

すが、この事故の原因と脆弱性に関して、本文の中で何ら関係性が触れられず、単にタイミングが良かっただけであることが容易に推測されるほど、特異に感じられます。また、この事故を教訓に「水インフラが重要な基盤であることが改めて認識された」というのは、論理が飛躍していると思います。

・P39-11行目から13行目まで

「また」という接続で何と何を並列しているのかがわかりません。

・P4-1行目からP25-30行目まで

全体の構成を踏まえながら本答申案を何度も読み、次のように思料しました。

一一1では過去の政策・方針等を列記して経緯として論じ、一一2では各種資料から様々な状況を抽出し、一一3では、一一2で抽出したことを、33個の課題として提示しています。一一2と一一3は重複が多く、まとめるべきだと思います。

・P26-1行目からP31-25行目まで

二では「幅を持った社会システム」という新しい概念を提示していますが、何かの文献にあった概念を、探って付けて水資源政策に結びつけようとしているように感じますし、機能の説明も抽象的で現実性が無く、その構築のための新たな課題が示されているだけのようには思います。水資源政策を考える際に目指すべき社会とはどのような社会なのかを、現実の社会に当てはめて具体的に示すべきだと思います。

・P32-1行目からP38-18行目まで

三では、一で出された課題を、そのまま取組まないし検討課題として再度あるいは追加して記述しているだけで、どのように課題を解決していくかの何ら具体的な「政策のあり方」となっていません。しかも、二で取り上げた「幅を持った社会システム」と何の関連性もなく、何のために二を論じたのか全くわかりません。仮に、一一2を単に「課題」とするのではなく「取組むべき検討課題」とすると、三は記述の意味がなくなり、省略してもよくなると思います。

・P39-1行目から13行目まで

「あとがき」では「調査審議を行い、実施すべき事項をまとめ、積極的な取り組みが推進されることを望む」とありますが、本答申案は、方策を結論として導くことをせず、資料や文献を繋ぎ合わせ、単に検討課題だけを並べただけです。これでは、何人もの大学教授が審議検討した「政策のあり方」の答申とはとても思えません。

一で提示されている多くの課題は、個別の政策で解決していくのでは不十分であることから、二の「幅を持った社会システム」を論じているのだと思います。課題を総合的・重層的に解決するために、いかにして「幅を持った社会システム」に転換していくのか、現実の社会のなかで構築するのか、その方策を具体的に検討し、結論としてまとめるのが本答申のタイトルであり意義であると思います。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000284402

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	[REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED]				
④電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤職業	なし	⑥年齢	71	⑦性別	男

⑥意見 1

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-1. 安全・安心水利用社会

Ⅲ-1-(5) 水需給バランスの確保

(34 ページ) 3～18 行目 「水需要の長期的な見通し」について

意見の内容

(1) 答申案は、全国および各地域の都市用水の需要が最近約 20 年間減り続け、これからも減少し、縮小の一途を辿っていくというきわめて重要な事実の認識が欠如している。

図 1 は全国の水道の一日最大給水量の推移を見たものである。1994 年度から 2012 年度までの 18 年間に 1,000 万 m^3 /日近くも減少している。この減少量は中規模ダム数十基の開発水量に相当する膨大な水量である。

なお、工業用水も同様に需要は縮小の一途を辿っている。全国の工業用水についてみれば、図 2 のとおり、1991 年から 2012 年の 21 年間に 820 万 m^3 /日も減少し、減り続けている。

図 3 は利根川関係 6 都県の上水道の一日最大給水量の推移を見たものである。1992 年度から 2012 年度までの 20 年間に約 230 万 m^3 /日も減っている。首都圏を抱える 6 都県も例外ではなく、水需要が急速に減少してきている。

水道用水の減少は節水型機器の普及、漏水の減少等により、一人当たり給水量が減ってきたことによるものであるが、人口の減少も多く地域では減少の一要因になってきている。今後は各地域で人口が次第に減っていくので、この水道給水量の減少傾向に拍車がかかり、水需要の規模が縮小の一途を辿っていくことは確実である。

図 4 は東京都水道の一日最大給水量の推移を見たものである。一極集中が進む東京都においても水需要が急速に減少している。1992 年度から 2014 年度までの 22 年間の減少量は 152 万 m^3 /日にもなっている。これは八ッ場ダムの開発水量 148 万 m^3 /日（通年換算で取水量ベース）に相当する水量である。東京都も 2020 年度以降は人口が減少傾向になると予測さ

れているので、給水量はますます縮小していく。

答申案は、都市用水の需要が急速に減少してきていて、今後もその傾向が続いていくという重要な事実の認識が欠如している。

図1

全国の水道の一日最大給水量の推移

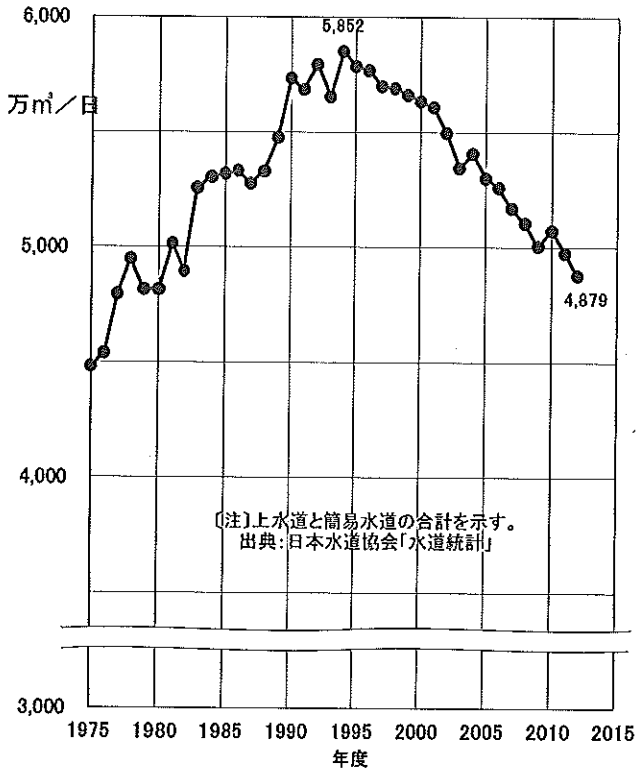


図2

全国の工業用水の使用量の推移

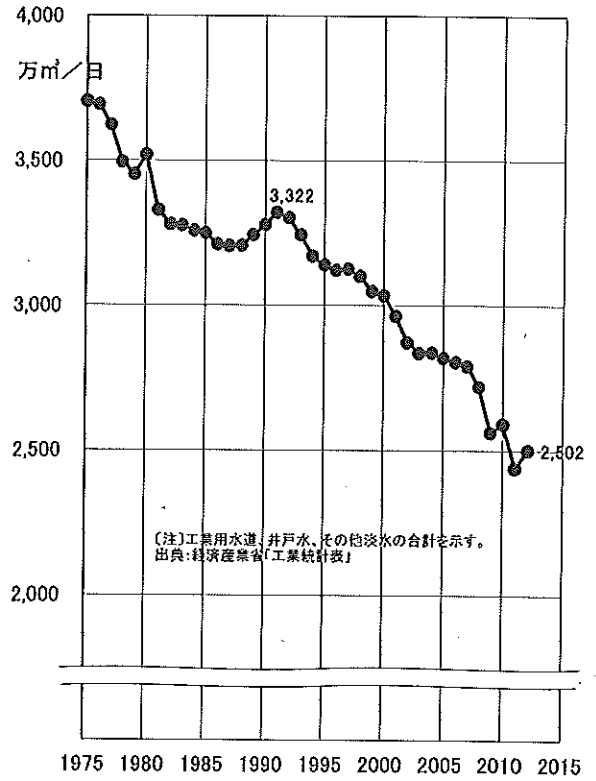


図3

利根川流域6都県の水道用水の推移

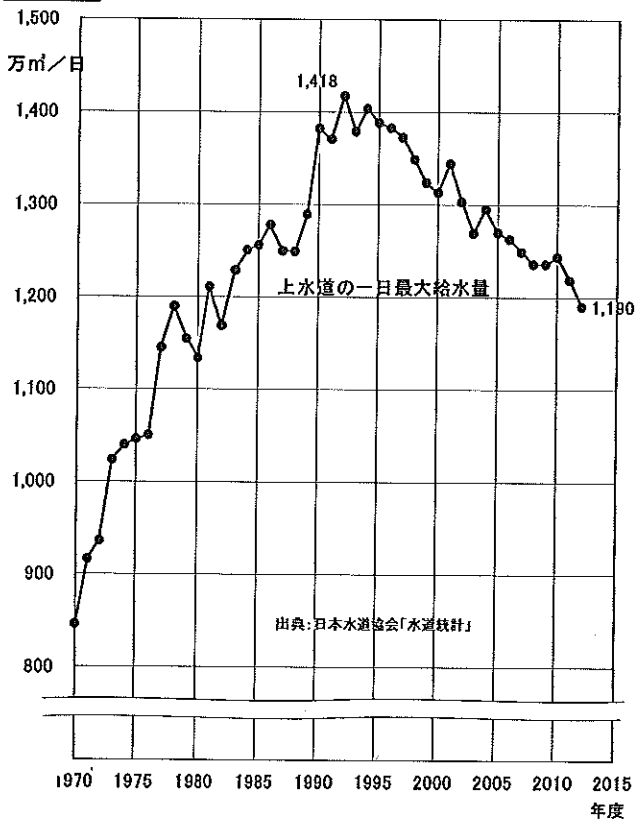
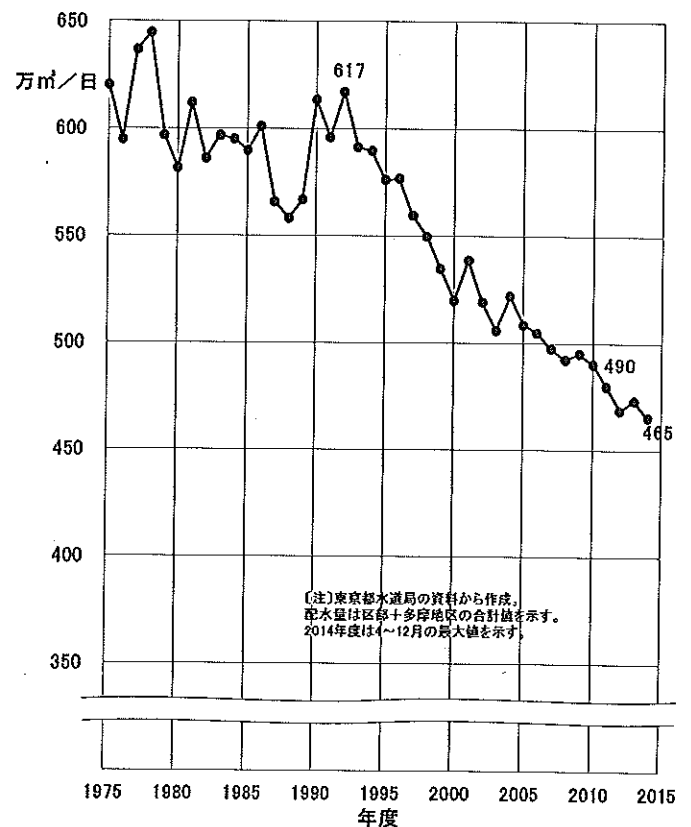


図4

東京都水道の一日最大給水量の推移



(2) 答申は、水需要の実績と乖離した架空予測を行っている行政に対し、予測の抜本的な見直しを求めるべきである

① 水需要の実績と乖離した架空予測

図5のとおり、第5次利根川・荒川水系フルプラン（水資源開発基本計画）の予測を利根川関係6都県の上水道に当てはめると、実績と著しく乖離している。実績が減少の一途を辿っているにもかかわらず、フルプランの予測は2004～2015年度の11年間に1.2倍近くまで急増しているとしている。このような架空予測によって、八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業の水源開発が必要とされているのである。

各都県の水需要予測も同様に、実績と乖離した予測を行っている。東京都を例にとれば、一日最大給水量は図6のとおり、最新年度は465万 m^3 /日まで低下しているにもかかわらず、東京都水道局は2015年度以降は600万 m^3 /日近くまで急増するという架空予測を行い、八ッ場ダム等の新規水源が必要だと主張している。

図5 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量 実績と国の予測

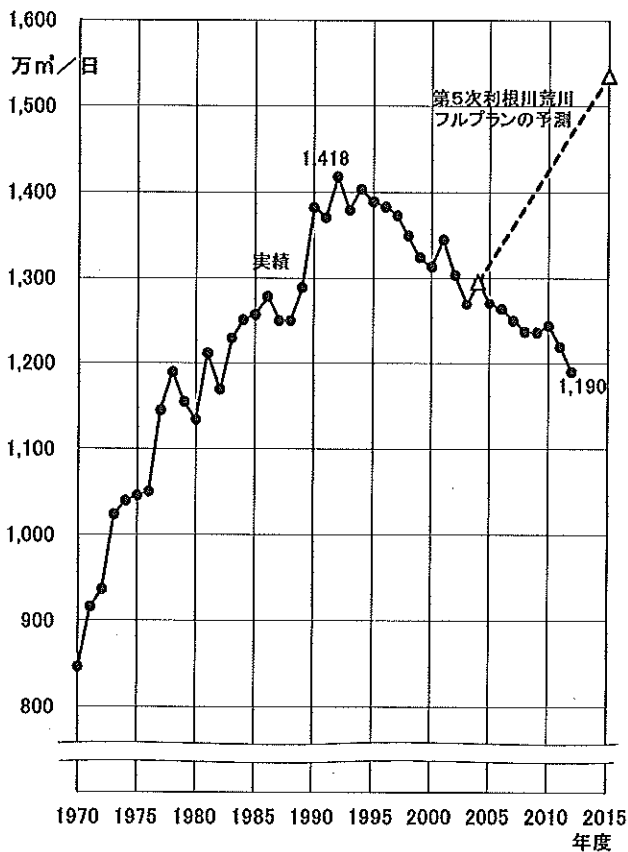
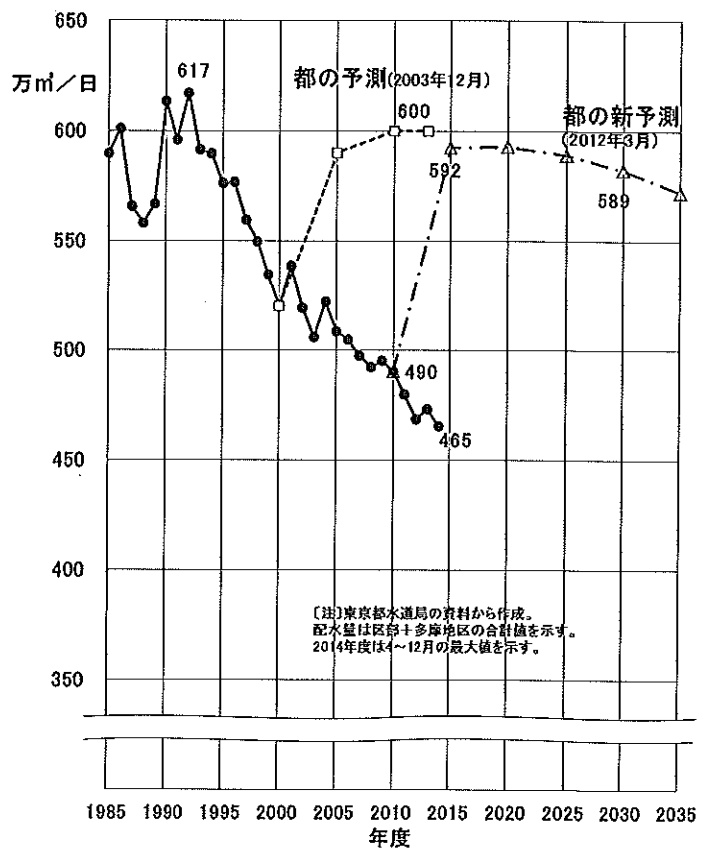


図6 東京都水道の一日最大給水量の実績と予測



② ダム等の水源開発計画がなければ、架空予測は行われぬ

東京都等がなぜ、このような架空の水需要予測を行うのか。それは、ダム建設等の水源開発事業に参画する理由をつくり出すことが前提になっているからである。

たとえば、大阪府水道（現在は大阪広域水道企業団）はかつては水需要急増の予測を行っていたが、2000年代半頃に淀川水系の丹生ダム計画と大戸川ダム計画から撤退したこと

により、架空予測をやめ、**図7**のとおり、将来の一日最大給水量が次第に減少していく実績重視の予測になっている。

予測とダム計画との関係を端的に示す好例が札幌市水道である。札幌市水道の一日最大給水量は**図8**のとおり、最近では増加傾向がなくなり、60万 m^3 /日程度になっている。しかし、市の水需給計画では増加し続け、2035年度には87万 m^3 /日になることになっており、明らかに架空の予測である。

これは、北海道営の当別ダム計画に札幌市も参画しているため、その水源が必要だとする理由をつくることにあったからに他ならない。しかし、この当別ダムが2012年度に完成したことにより、架空予測を続ける必要がなくなった。札幌市は水需要予測を大幅に下方修正し、同図のとおり、2035年度には62万 m^3 /日まで漸減していくという水需給計画を現在策定中である。

このように、参画するダム等の水源開発計画がなければ、東京都等も実績重視の予測に変わるに違いない。

答申はこのように架空予測が罷り通っている現実を直視し、その根本的な見直しを求めべきである。

図7

大阪府水道の一日最大配水量の実績と予測
(大阪市を除く府全域)

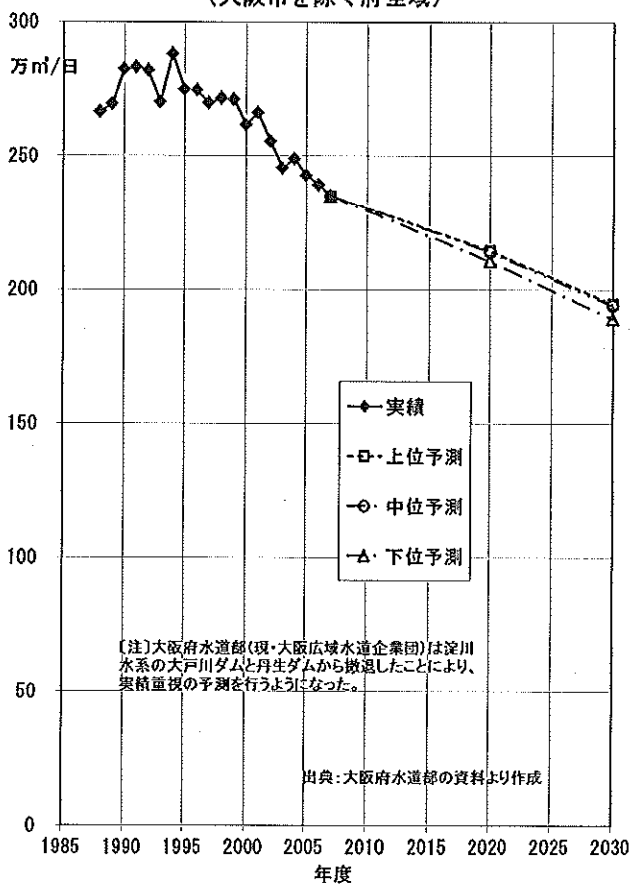
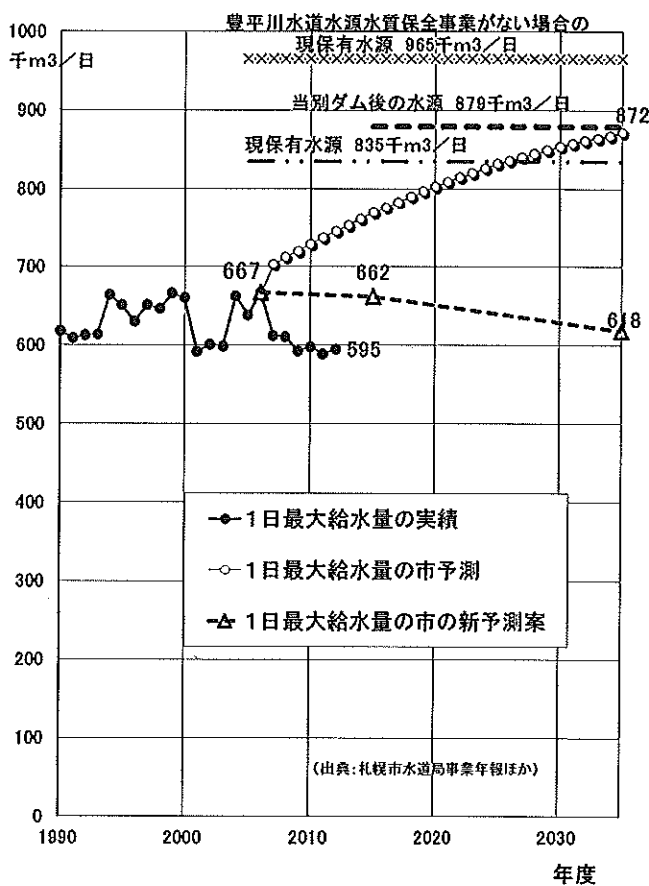


図8

札幌市水道の給水量の実績と予測



⑥意見 2

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-1-(5) 水需給バランスの確保

(34 ページ) 19～29 行目 水供給の安全度と 1/10 渇水年に関して

意見の内容

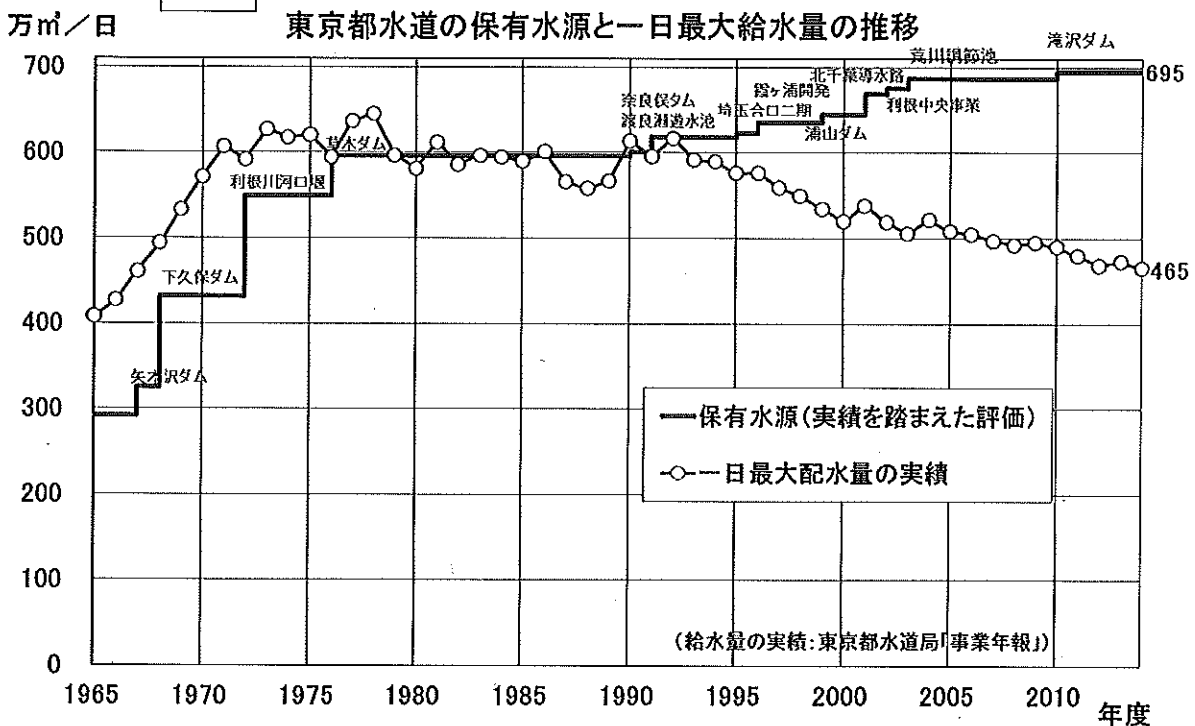
(1) 水需要の減少によって水余りがますます顕著になってきており、答申はその事実を踏まえるべきである

水需要が減少し続ける一方で、各地でダム等の水源開発が進められてきた結果、多くの水道事業者、工業用水道事業者は有り余る水源を保有するようになっている。

図 9 は、東京都水道を例にとって、水需給の関係の推移を見たものである。東京都は利根川・荒川水系のダム建設等の水源開発事業に参画してきたことにより、保有水源量を使用実績に合わせて正しく評価すれば、給水量ベースですでに 695 万 m³/日という大量の水源を保有している（多摩地域の地下水源、多摩川上流の小水源等を含む）。一方、2014 年度の一日最大給水量の実績見込みは 465 万 m³/日であるから、東京都は、695 万 m³/日 - 465 万 m³/日 = 230 万 m³/日という大量の余裕水源を抱えるに至っている。そして、将来は水需要の縮小で、余裕水源がますます増大していくことは確実である。

このようにこれからは水余りが一層顕著になっていく時代であるから、答申はその事実を踏まえたものでなければならない。

図 9



(2) 10年に1回の渇水年において水源が不足して渇水が深刻化するという国交省の計算は現実と乖離した机上の計算によるものであり、実際にはほとんどの地域で1/10渇水年に対応できる水源がすでに確保されている。

国交省は利根川・荒川水系等のフルプランにおいて10年に1回の渇水年にはダム等の水源開発施設の供給量が大幅に減少するとのシミュレーションの結果を示し、1/10渇水年にも対応できるよう、新規水源開発が必要だとしている。

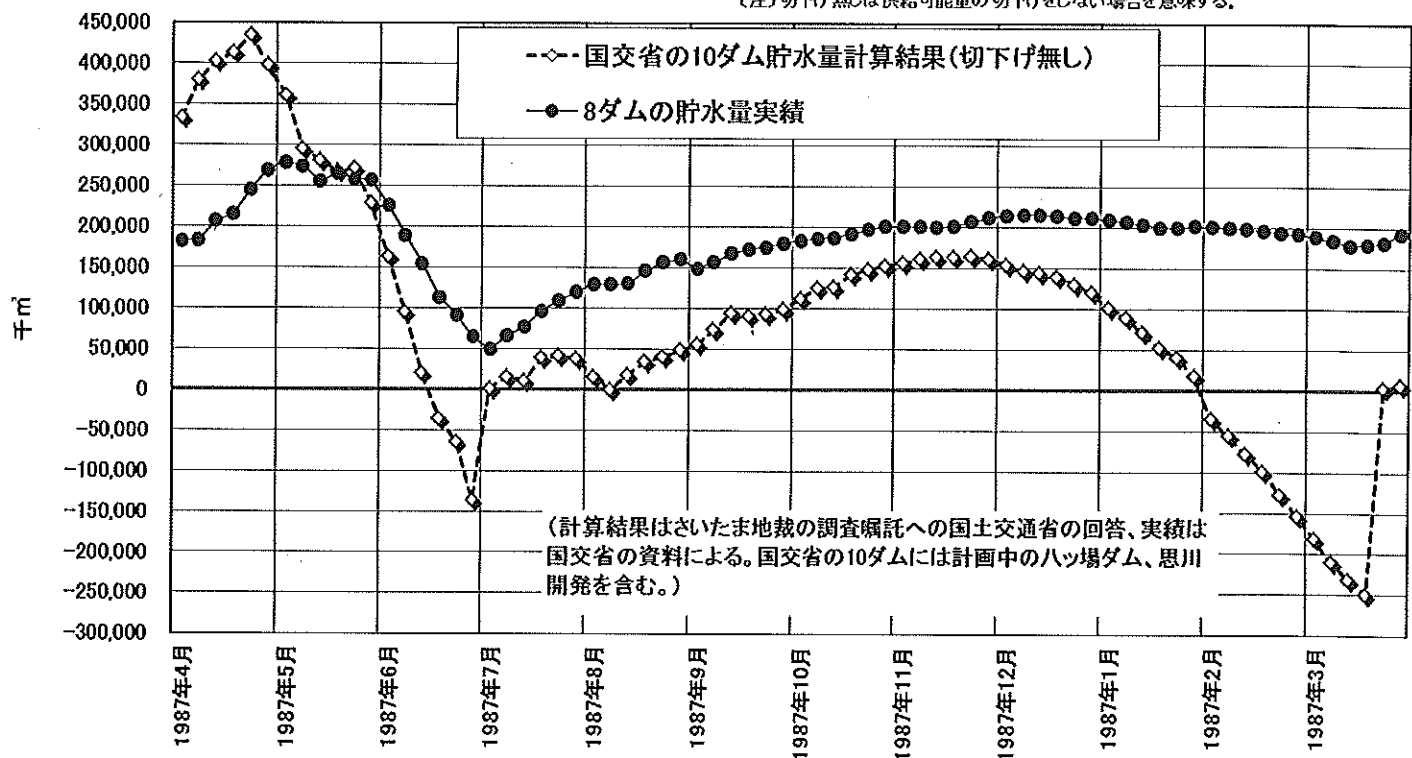
しかし、このシミュレーションは、現実と遊離した計算によるものである。利根川を例にとれば、国交省は1987年度が1/10渇水年に相当するとしているが、その計算結果を見ると、**図10**のとおり、実際の1987年のダム貯水量の変化とは大きく異っている。実際の1987年はダムの貯水量がゼロにならず、最小の貯水量でも余裕があるのに、国交省の計算ではダム貯水量が急減してゼロになり、さらには大幅なマイナスへ突き進んでいくことになっている。

このように実際の渇水年とは大きく異なる計算結果になるのは、上流で取水した用水の還元を大半を無視するなど、現実と乖離した前提がおかれているからである。

実際の1/10渇水年では、水源施設の供給量が大幅に落ち込むことはないのであるから、1/10渇水年に対応するために水源開発が必要だという答申案の考えは根本的に誤っている。

現在のウォータープラン21（新しい全国水資源総合開発計画）及び利根川水系等のフルプランは1990年代になって水需要の増加傾向がなくなり、水需要予測を多少控えめの増加の予測にせざるをえなくなった状況で、新規水源開発の理由をつくり出すために策定されたものであり、その理由として考え出されたのが保有水源の評価量の切下げなのである。

図10 利根川水系栗橋上流ダム群の貯水量の実績と国交省計算結果(1987年度)



従来から用いていた「通常の渇水年」ではなく、「1/10 渇水年」にも対応することが必要だとして、保有水源の評価量を切下げ、水需給のバランスを保つために新規の水源開発が必要だとしたのである。しかし、1/10 渇水年の計算は上述のように現実と遊離した机上のものに過ぎず、実際には1/10 渇水年においても供給量が大幅に減ることはない。

答申は、ダム等の水源開発の口実をつくることを目的としていた水行政の時代からの脱却を図るべきである。

⑥意見3

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会

Ⅲ-3-(3)水環境・生態系の保全・再生

(37 ページ) 16～19 行目 水環境・生態系の保全・再生について

意見の内容

過去のダム建設等の水源開発事業によって川の自然が大きなダメージを受けてきた問題を直視し、答申は将来に向かって、自然を極力取り戻すため、過去の水源開発を見直していく方向を示すべきである。

過去のダム建設等の水源開発によって、川の自然は大きなダメージを受けてきた。そのことの反省から、最近日本で上映されたダム撤去の映画「ダムネーション」で明らかのように、アメリカでは数多くのダムの撤去工事が進められている。日本では熊本県の荒瀬ダムが本格的なダム撤去の唯一の例であるが、撤去工事が2012年9月にスタートし、2017年度まで6年がかりで進められてきている。まだ撤去の過程にあるが、現段階でも球磨川下流部の自然は大きく甦りつつあり、川の自然にとってダムや堰がどれほどの悪影響を与えるものであるかを如実に物語っている。

答申は、過去のダム建設等の水源開発事業が川の自然に対して大きなダメージを与えてきた問題を直視し、将来に向かって、自然を極力取り戻すため、過去の水源開発事業を見直していく方向を示すべきである。

⑥意見 4

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-2. 持続的水利用社会 .

Ⅲ-2-(2)水資源・国土管理資源・エネルギー資源の観点からの地下水の総合的管理

(35 ページ) 21～29 行目 地下水の利用と管理について

意見の内容

答申は地盤沈下がほとんどの地域で沈静化している事実を踏まえ、最良の水道水源である地下水の利用拡大を図る方向を示すべきである

(1) ダム等の水源開発事業の理由づくりのために、貴重な水道水源である地下水の削減が進められようとしている

東京都を例にとれば、多摩地域で 30～40 万 m³/日の地下水が水道水源として利用されている。しかし、東京都水道局の水需給計画ではこの多摩地域の水道用地下水を将来は表流水に転換するとして、水源としてカウントしていない。表流水への転換の主な理由は地盤沈下対策であるが、東京都内の地盤沈下は数十年以上前から沈静化しており、多摩地域の水道で現状以上の地下水を利用し続けることは十分に可能である。転換計画が今なお残っているのはダム等の水源開発事業との関係である。地盤沈下は鎮静化したけれども、東京都が利根川・荒川水系の水源開発事業に参画する理由が損なわれぬように、表流水への転換計画が生き続けているのである。

他の地域でも地盤沈下はとっくに沈静化しているけれども、水源開発事業の理由づくりのため、地下水から表流水への転換計画がいまだに生き続けているところが少なくない。

(2) 放射性物質等による汚染に対して最も安全性が高い水道水源は地下水である。

地下水は最良で重要な水道水源であり、積極的な利用が図られるべきである。2011 年 3 月には福島第一原子力発電所事故の影響で利根川水系水道水は放射性物質ヨウ素 131 の汚染が重大な問題になった。一時は一部の浄水場は取水停止にもなった。この時に放射性物質汚染に対して最も安全性が高かったのは地下水を水源とする水道水であった。また、2012 年 5 月には利根川系水道水のホルムアルデヒド汚染が大きな問題になった。原因は、産廃業者がヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を利根川の支川に排出したことによるもので、利根川水系の浄水場で加える塩素とヘキサメチレンテトラミンが反応してホルムアルデヒドが生成されたことにある。この時も一部の浄水場は取水停止になったが、ホルムアルデヒド汚染と無縁であったのは地下水を水源とする水道水であり、地下水の利用が図られた。

このような利根川水系水道の水質汚染事故は、地下水が如何に安全な水道水源であるかを物語っており、むしろ、今後は水道用地下水の利用を可能な範囲で増やしていくことが必要である。

水源開発事業を推進するために、重要な水道水源である地下水の削減が図るという不合理な水需給計画を見直すことが必要である。答申は地下水の重要性と地盤沈下沈静化の事実を踏まえて、地下水の利用拡大を図る方向を示すべきである。

⑥意見 5

該当箇所 答申案全体 各水系フルプランと水資源開発促進法について
--

意見の内容

答申は役目が終わった各水系フルプランの廃止とその根拠法である水源開発促進法の廃止を勧告すべきである。

国土交通大臣から本審議会への今回の諮問は、吉野川水系を除く利根川等の6水系の水資源開発基本計画（フルプラン）の目標年度である2015年度が目前に迫っていること、また、「新しい全国総合水資源計画」（ウォータープラン21）の目標年度も2015年度になっていることから、それらを改定することを念頭に置いたものである。

しかし、水需要が減少の一途を辿り、水余りがますます顕著になっていく時代においては利根川水系等のフルプランがいまだに必要なのか、その根拠法である水資源開発促進法の役目は終わったのではないか、という根本からの問い直しが必要である。

フルプラン策定の要件は、①「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」（水資源開発促進法1条）が存在すること、及び②「（当該）地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると（国土交通大臣が）認めるとき」（同法3条1項）である。

現在の日本には、上記要件を満たすような地域も緊急性も存在しないのであるから、答申は各水系フルプランの廃止とその根拠法である水源開発促進法の廃止を勧告すべきである。

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]			
④電子メールアドレス		[Redacted]			
⑤職業		⑥年齢		⑦性別	
⑧御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
21	2	<p>○下線部を追記してはどうでしょうか→「～大前提として、<u>流域を総合的に俯瞰した戦略的な水インフラの維持管理・更新</u>」</p> <p><説明></p> <p>当企業団では、水利権を確保するために[Redacted]川・[Redacted]川について多額の資金を投じて水源開発を行っており、特に多目的ダムである[Redacted]川の[Redacted]ダムにおいては、維持管理費のうち約[Redacted]%もの費用負担をしながら事業を行っています。また、ダム湖の堆砂が予想を上回る速度で進んでおり、今後の維持管理費の負担はさらに増加する可能性があります。ダム湖の堆砂は上流の治山、下流の河川、海岸に関連する部分が大きくあります。しかし、実際には水源開発をした事業者がその費用の大半を負担している現状があります。そのため、上流から下流までの河川流域全体を俯瞰した施策の促進が、戦略的な水インフラの維持管理・更新の着実な実施に寄与するものと考えます。さらに、流域における健全な水循環の構築を進めることにもつながると考えます。</p>			
33	7	<p>○下線部を追記してはどうでしょうか→「～検討するとともに、<u>関係法令の柔軟な解釈による運用を促進すること</u>」</p> <p><説明></p> <p>①河川法に基づく水利権制度では、水需要見合いで許可されるのが原則となっています。全国的に給水人口の減少が進む中で、給水量も減少していくため、河川法の原則によれば、水利権も減量されることが懸念されます。</p> <p>当企業団では、水利権を確保するために[Redacted]川・[Redacted]川について多額の資金を投じて水源開発を行っており、既得の水利権水量を安定供給のための水運用や施設整備の前提として、構成団体である末端水道事業体に用水供給事業を行っております。</p> <p>そのため、当企業団では、構成団体との協定に基づき、構成団体独自の水道施設で供給能力が低下する事象が発生したとき等においても、既得の水利</p>			
37	8				

権水量全量の供給を行う義務を負っており、企業団の水利権が減量されることは、県内の事業者全体、ひいては水道利用者の大きなリスクとなると考えます。

そこで、水道事業者がこれまで投資して取得した水利権について、関係法令の柔軟な解釈による運用を促進することは、リスク管理型の「水の安定供給」(P32/11 行目)の実現に寄与するものと考えます。

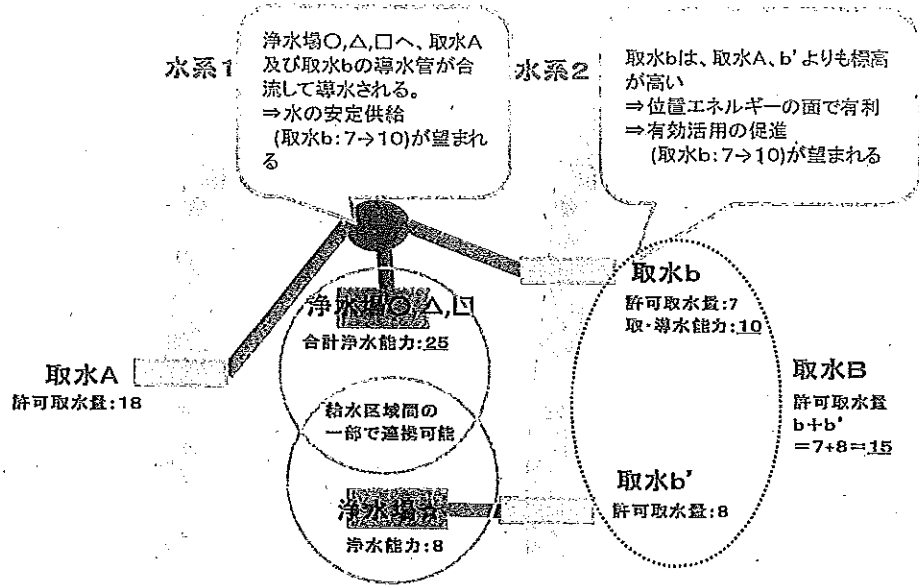
②当企業団を含めた[]の水道施設は、需要主導型の水源地開発の促進により整備した結果、[]川・[]川の2水系をまたいだ取水地点間の連携により、効果的・効率的な運用が可能な施設配置となっております。

例えば[]川で事故が発生したとき、[]川の取水を増量することによって減断水の回避を図ることができます。

また、通常時は標高の高い相模川の取水地点から優先的に取水を行い、エネルギー効率の高い運用をすることが出来ます。

そこで、関係法令の柔軟な解釈による運用により、水利使用規則に記載される取水量について、[]川・[]川の取水量を開発水量の範囲で増減させる等多点取水の一体管理(別紙<補足イメージ>参照)をすることで、既存の施設が有効活用でき、リスク管理型の「水の安定供給」(P32/11 行目)と、低炭素社会に向けた取り組み(P37/1 行目)の両立につながるものと考えます。

別紙<補足イメージ>



<<水利使用規則の現在⇔提案 対比表>>

		水利使用規則			
		現在	提案		浄水
水系	取水		取水導水	浄水	
水系1	取水A	18	18	25	
水系2	取水B	15	7	8	
	b'		8		

浄水能力(25)の範囲内で、取水A、取水bの取水量配分を柔軟に変化

取水Bの許可水量(15)の範囲内で、取水b、取水b'の取水量配分を柔軟に変化

対比表を基にした
【現在の水利使用規則イメージ】

- 水系1: 最大取水量は毎秒18立方メートルとする。
- 水系2: 最大取水量は、取水点b及びb'の合計で毎秒15立方メートルとする。なお、それぞれの最大取水可能量はbが毎秒7立方メートル、取水点b'が毎秒8立方メートルとする。

対比表を基にした
【理想とする水利使用規則イメージ】

- 水系1: 最大取水量は毎秒18立方メートルとする。
なお、水系2における取水bとの合計最大取水量は、毎秒25立方メートルとする。
- 水系2: 最大取水量は、取水点b及びb'の合計で毎秒15立方メートルとする。なお、それぞれの最大取水可能量はbが毎秒10立方メートル、取水点b'が毎秒8立方メートルとする。
なお、水系1における取水と、取水bとの合計最大取水量は、毎秒25立方メートルとする。

(別添：意見提出様式) 14

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[Redacted]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[Redacted]				
④電子メールアドレス		[Redacted]				
⑤職業		無	⑥年齢	62	⑦性別	男
⑧御意見						
該当箇所		内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
ページ	行					
34	3~18	全国及び各地域の都市用水の需要において、近年減少、縮小の傾向が顕著であり、その傾向は今後も変わらず推移していくことは種々の統計等から明らかである。にも関わらず、この重要な要素を答申案は考慮しておらず、事実認識として大きな欠陥を有していると思われる。このような基本的な認識を欠いては、まともな将来に向けた計画は策定されようがない。				
37	16~19	政治家、建設業者、学者、行政が一体となって進めてきたこれまでの数多くの不要なダム建設に対して、真摯で、謙虚で、誠実な姿勢で事業評価を見直し、その上に立って今後の水資源政策のあり方を検討してもらいたい。答申案にはそのような姿勢が窺えない。「水の恵み」をいただくということは、まさに自然に対して真摯で、謙虚で、誠実な姿勢でもって人が向き合うところからしか「水の恵み」は享受できないのであるから。				

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2015年2月24日火曜日 8:05
 宛先: 水資源計画課窓口
 件名: 【案件番号:155150502】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201502240000331939)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201502240000331939
 受信日付: 2015/02/24 03:18:32

案件番号: 155150502

案件名:

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～答申(案)に関する意見募集について

宛先府省名: 国土交通省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換の課題は、生物多様性条約、生物多様性国家戦略、生物多様性基本法、美しい国土づくり、景観法に全く触れられていない。

国家システムとして、河川および森林集水域が生物多様性のために大変重要であることは、周知の事実であるが、全くふれないというのは、これを無視し、かつ、相反する目的を持つことを隠そうとしているとしか思えない。

今までつくってきたダム周辺の森林生態系、河川生態系の検証をしていないことは、手落ちである。今まで多くのダム建設により、失われた自然環境、生物多様性および、景観資源について振り返り、今後ダム建設によるこのような国家的資源を失わないことを計画に盛り込むべきだ。そして、アメリカで始生生態系を取り戻すためのダム撤去方針を日本も見習い、生態系や本来の景観を取り戻すことも視野にいれてほしい。

次世代の計画を作るのであるのだから、今後は、あらたな大きな土地改変、自然生態系破壊、文化財破壊、景観破壊および、地域社会、共同体の抹消、耕作権の剥奪、漁業権の剥奪、自然に親しむ権利の剥奪等を伴わない水資源の開発計画とするべきだ。そのため、単に水源開発を行うことを計画するのではなく、水源涵養林への水源、自然、生態系保持的価値に対して、評価を行い、経済的支援などの仕組みまで網羅した計画であるべきである。

たとえば、水源林の整備による治水、利水、生態系維持効果の検証、および、地域が活性化できる経済支援(下流が上流を支援する水源税、林業支援、観光支援、自然に親しむ活動支援等)、堆砂で利水容量が減少したダムの排砂方法の研究、および実施、農業、工業用水から生活用水への転換、下水処理水の高度浄化方法および、上、中流域で農業用水への高度処理した下水処理水の利用の研究、実施、都市域での中水の利用の促進、都市域での雨水利用の促進、これらの研究、実現を計画の柱に盛り込むべきである。

また、安全な水道水のためには、上流の下水が入らない水、よって、地下水が最も望ましいので、山間部の良好な地下水源をダムにより失うことが今後は、無いようにしてほしい。上流の良好な地下水源をそのまま、都市部に飲料用に届けるような水道の整備を検討してほしい。ニューヨークなどは、アパラチア山脈の水を直接引いているといったことを聞いたことがある。下水処理水、それも何箇所もの下水が含まれ、上流部の洗濯水が入り込み、完全には界面活性剤等が除去されていない水を飲料用としているが、環境ホルモンとして、危険である。

必要な水源は、飲料用に汚染のない水源と、多少汚染されていても良い洗濯、トイレ用水とは、分けて考える必要があり、水道管を分離した建築物などの提案も行うべきである。

国家プロジェクトとして、社会資本整備計画を立てるのであるのだから、セクショナリズムを排して、生物多様性の保全回復、安全な飲料水、地下水資源、景観・歴史資源の保全、水源林地域の経済的自立などのための援助など、審議会も多様な人選も必要であったのではないかと思う。

環境省、国立公園、生物多様性関係、文化庁文化財関係、下水道処理関係、林野庁水源涵養林関係、農水省農業利水関連、農協関係、生活クラブ生協せっけん関係、消費者団体安全な飲料水関係、ダム化した市町村自治体、下流自治体等の策定メンバーに全くいらっしゃらないのが、土木に偏った計画となった一因だと思う。

下流域では、自分たちの水のため、上流域のダム化により、自然が壊され、住む人を追い出すダム化には、「反対」「NO MORE DAM」の風潮があるのが昨今であり、今後もこの傾向は広がることだけは確かである。上流域の森林で濾過されたきれいな地下水水源こそ、下流域、国民が守ってもらいたいものなのである。それを計画に位置づけて欲しい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000284490

(別添：意見提出様式)

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～ 答申（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	[REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED]				
④電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤職業	なし	⑥年齢	70	⑦性別	男

⑥意見 1

該当箇所 III 今後の水資源政策の課題への具体的な取組 III-1. 安全・安心水利用社会 III-1-(5) 水需給バランスの確保 (34 ページ) 3～18 行目 「水需要の長期的な見通し」について
--

意見の内容

(1) 答申案は、全国および各地域の都市用水の需要が最近約 20 年間減り続け、これから も減少し、縮小の一途を辿っていくというきわめて重要な事実の認識が欠如している。

図 1 は全国の水道の一日最大給水量の推移を見たものである。1994 年度から 2012 年度までの 18 年間に 1,000 万 m^3 /日近くも減少している。この減少量は中規模ダム数十基の開発 水量に相当する膨大な水量である。

なお、工業用水も同様に需要は縮小の一途を辿っている。全国の工業用水について見れば、図 2 のとおり、1991 年から 2012 年の 21 年間に 820 万 m^3 /日も減少し続けている。図 3 は利根川関係 6 都県の上水道の一日最大給水量の推移を見たものである。1992 年度 から 2012 年度までの 20 年間に約 230 万 m^3 /日も減っている。首都圏を抱える 6 都県も例外ではなく、水需要は急速に減少してきている。水道用水の減少は主に節水型機器の普及、漏水の減少等により、一人当たり給水量が減ってきたことによるものであるが、人口の減少も多くの地域では減少の一要因になってきている。今後は各地域で人口が次第に減っていくので、この水道給水量の減少傾向に拍車がかかり、水需要の規模が縮小の一途を辿っていくことは確実である。

図 4 は東京都水道の一日最大給水量の推移を見たものである。一極集中が進む東京都においても水需要が急速に減少している。1992 年度から 2014 年度までの 22 年間の減少量は 152 万 m^3 /日にもなっている。これは八ッ場ダムの開発水量 148 万 m^3 /日（通年換算で取水量ベース）に相当する水量である。東京都も 2020 年度以降は人口が減少傾向になると予測されているので、給水量はますます縮小していく。

答申案は、都市用水の需要が急速に減少してきていて、今後もその傾向が続いていくという重要な事実の認識が欠如している。

図1

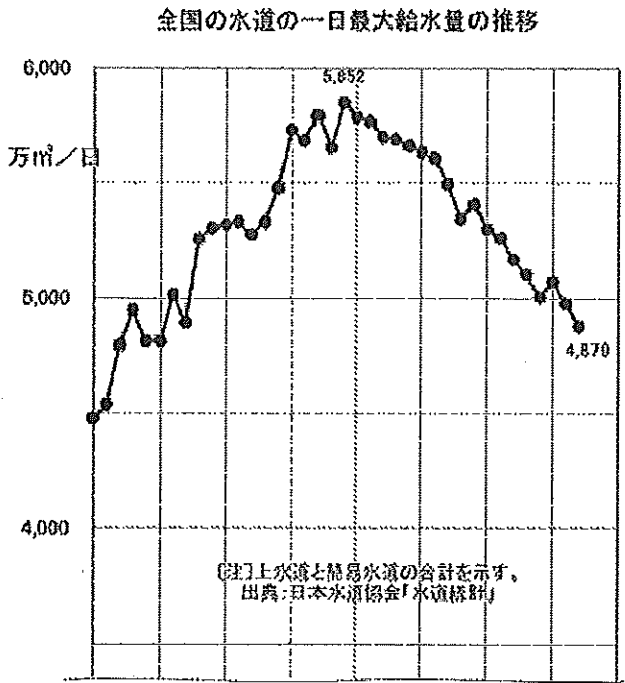


図2

全国の工業用水の使用量の推移

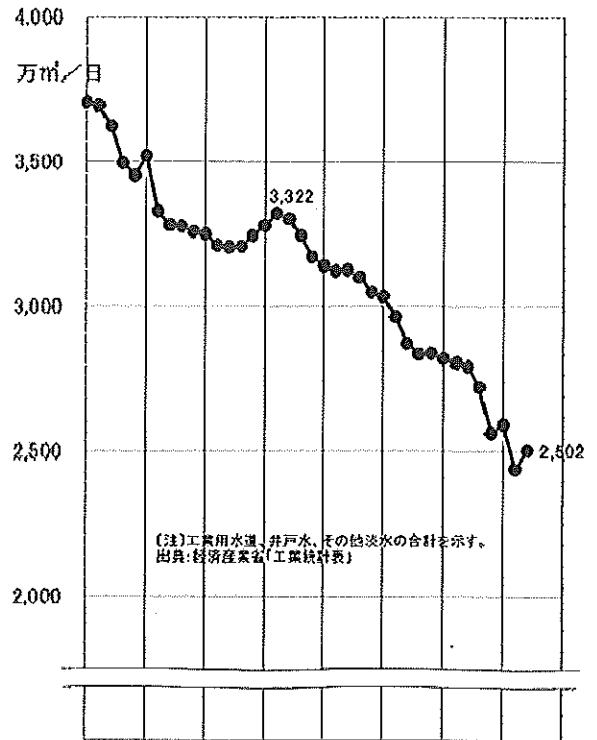


図3

利根川流域6都府県の上水道の一日最大給水量の推移

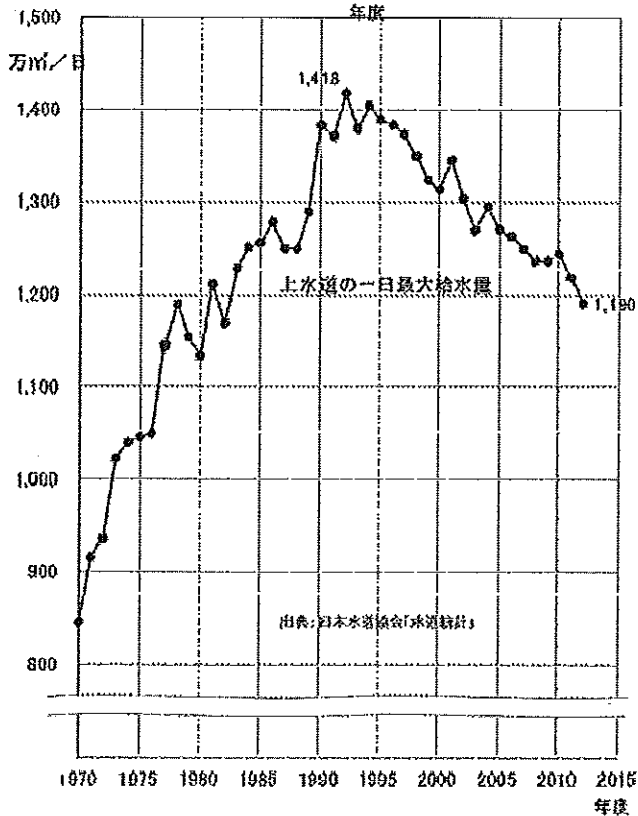
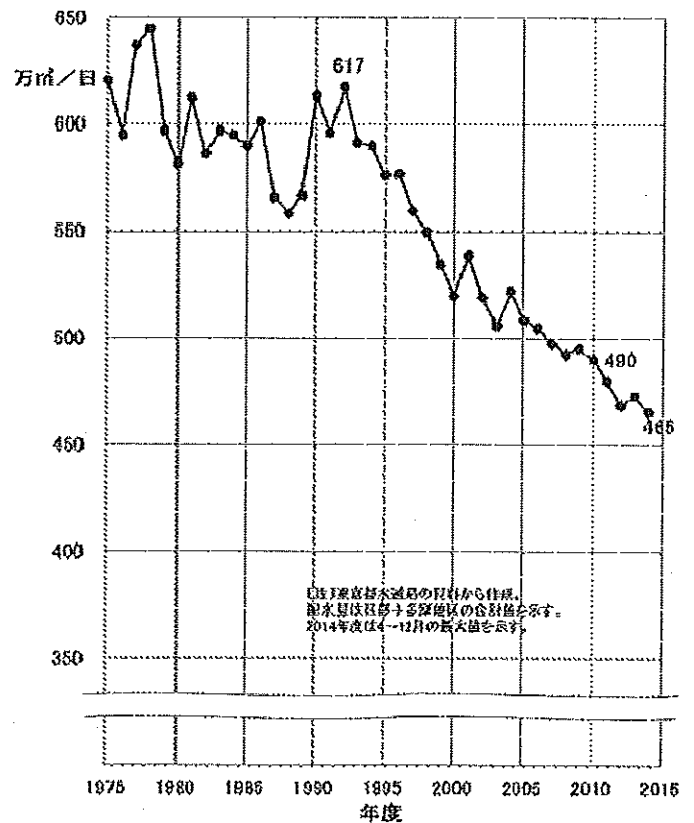


図4

東京都水道の一日最大給水量の推移



(2) 答申は、水需要の実績と乖離した架空予測を行っている行政に対し、予測の抜本的な見直しを求めるべきである

① 水需要の実績と乖離した架空予測

図5のとおり、第5次利根川・荒川水系フルプラン（水資源開発基本計画）の予測を利根川関係6都県の上水道に当てはめると、実績と著しく乖離している。実績が減少の一途を辿っているにもかかわらず、フルプランの予測は2004～2015年度の11年間に1.2倍近くまで急増しているとしている。このような架空予測によって、ハッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業の水源開発が必要とされているのである。

各都県の水需要予測も同様に、実績と乖離した予測を行っている。東京都を例にとれば、一日最大給水量は図6のとおり、最新年度は465万 m^3 /日まで低下きているにもかかわらず、東京都水道局は2015年度以降は600万 m^3 /日近くまで急増するという架空予測を行い、ハッ場ダム等の新規水源が必要だと主張している。

図5 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量実績と国の予測

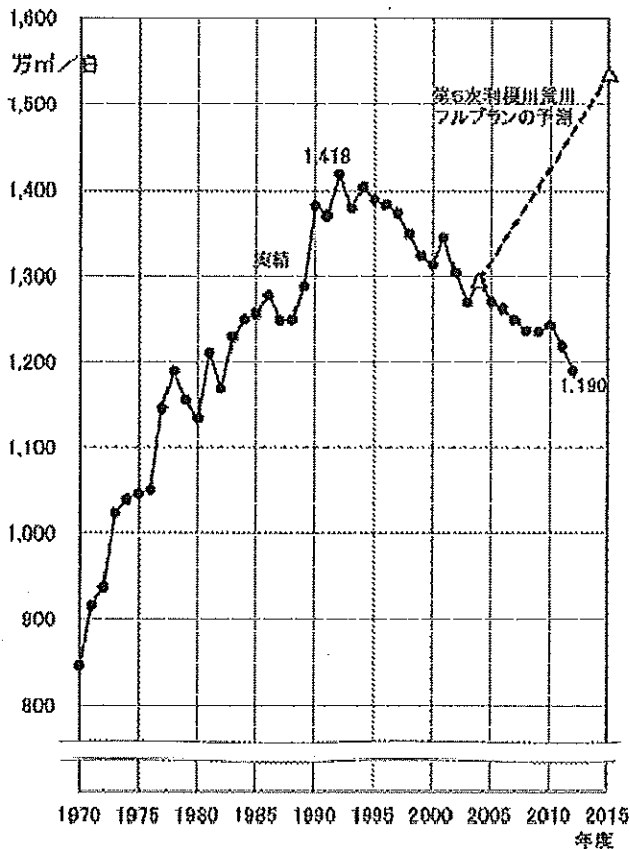
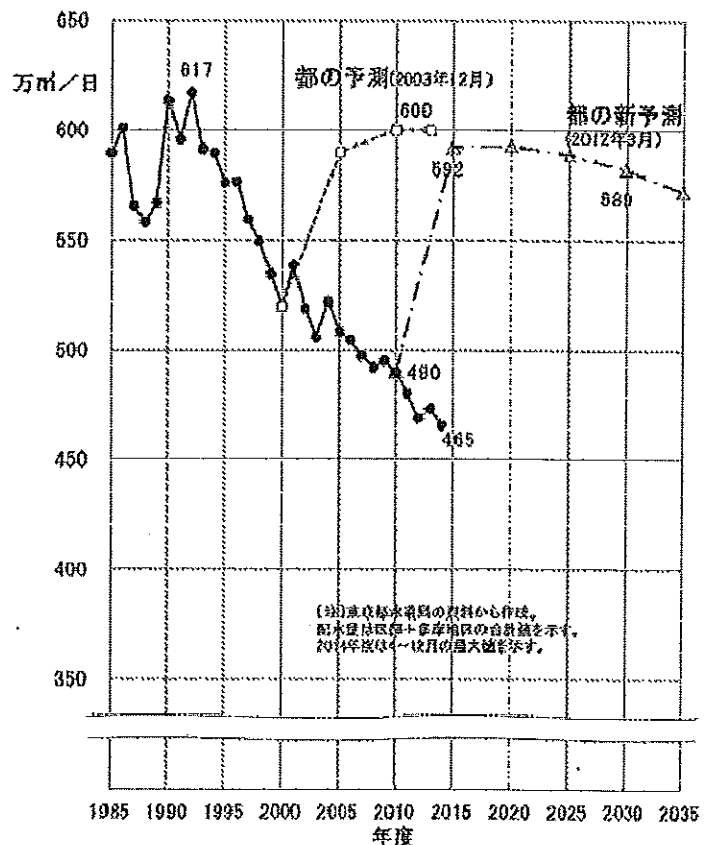


図6 東京都水道の一日最大給水量の実績と予測



② ダム等の水源開発計画がなければ、架空予測は行われぬ

東京都等がなぜ、このような架空の水需要予測を行うのか。それは、ダム建設等の水源開発事業に参画する理由をつくり出すことが前提になっているからである。

たとえば、大阪府水道（現在は大阪広域水道企業団）はかつては水需要急増の予測を行っていたが、2000年代半頃に淀川水系の丹生ダム計画と大戸川ダム計画から撤退したことにより、架空予測をやめ、図7のとおり、将来の一日最大給水量が次第に減少していく実績重視の予測になっている。予測とダム計画との関係を端的に示す好例が札幌市水道である。札幌市水道の一日最大給水量は図8のとおり、最近では増加傾向がなくなり、60万 m^3 /日程度になっている。しかし、市の水需給計

画では増加し続け、2035 年度には 87 万 m^3 /日になることになっており、明らかに架空の予測である。

これは、北海道営の当別ダム計画に札幌市も参画しているため、その水源が必要だとする理由をつくることにあったからに他ならない。しかし、この当別ダムが 2012 年度に完成したことにより、架空予測を続ける必要がなくなった。札幌市は水需要予測を大幅に下方修正し、同図のとおり、2035 年度には 62 万 m^3 /日まで漸減していくという予測案を現在策定中である。

このように、参画するダム等の水源開発計画がなければ、東京都等も実績重視の予測に変わるに違いない。

答申はこのように架空予測が罷り通っている現実を直視し、その根本的な見直しを求めるべきである。

図7

大阪府水道の一日最大配水量の実績と予測
(大阪市を除く府全域)

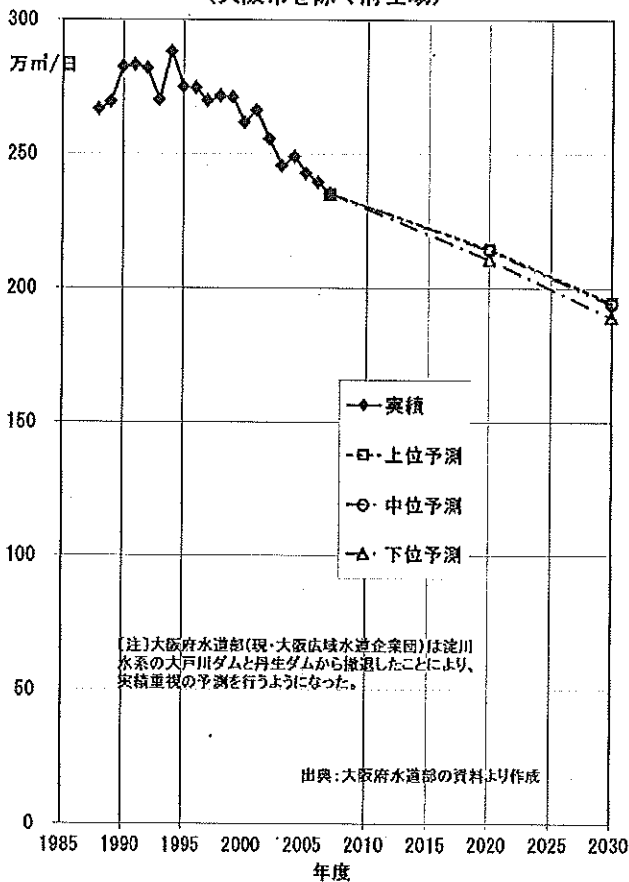
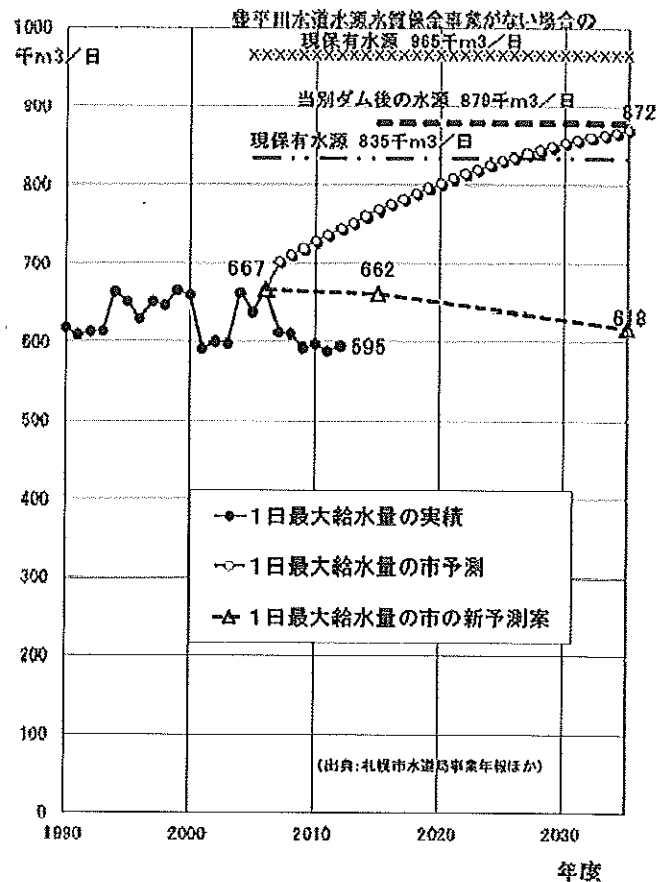


図8

札幌市水道の給水量の実績と予測



⑥意見 2

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-1-(5) 水需給バランスの確保

(34 ページ) 19～29 行目 水供給の安全度と1/10 渇水年に関して

意見の内容

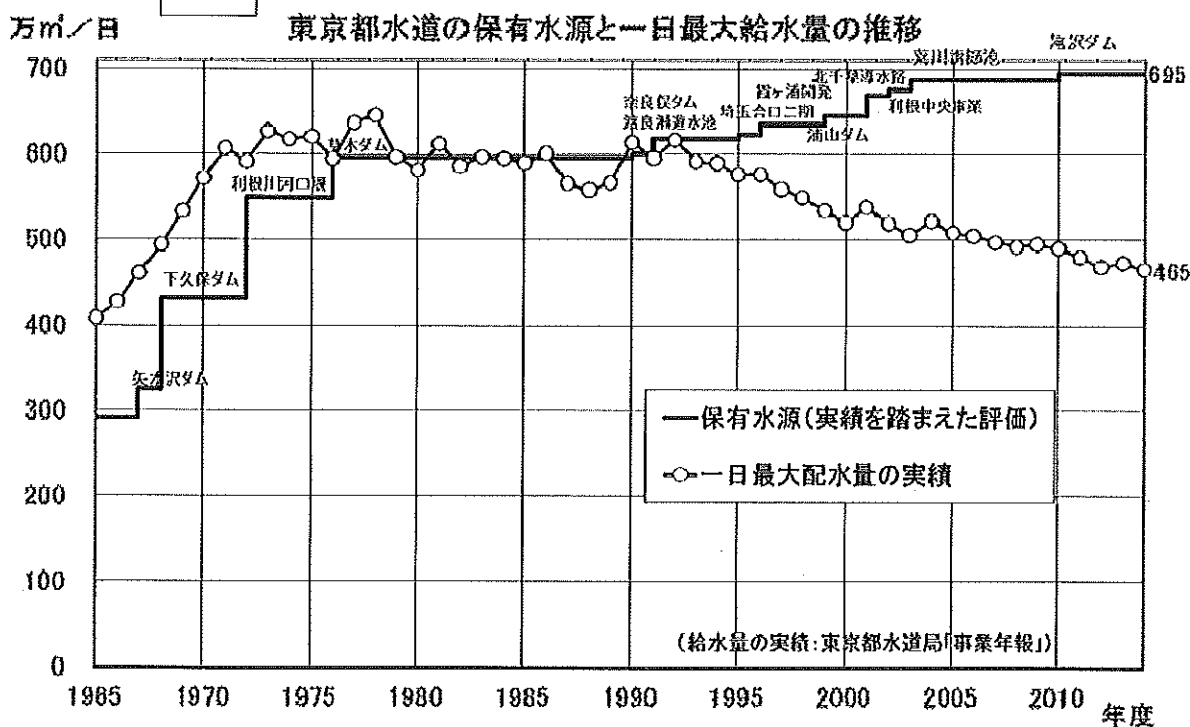
(1) 水需要の減少によって水余りがますます顕著になってきており、答申はその事実を踏まえるべきである

水需要が減少し続ける一方で、各地でダム等の水源開発が進められてきた結果、多くの 水道事業体、工業用水道事業体は有り余る水源を保有するようになっている。

図9は、東京都水道を例にとって、水需給の関係の推移を見たものである。東京都は利根川・荒川水系のダム建設等の水源開発事業に参画してきたことにより、保有水源量を使用実績に合わせて正しく評価すれば、給水量ベースですでに695万m³/日という大量の水源を保有している（多摩地域の地下水源、多摩川上流の小水源等を含む）。一方、2014年度の一日最大給水量の実績見込みは465万m³/日であるから、東京都は、695万m³/日－465万m³/日＝230万m³/日という大量の余裕水源を抱えるに至っている。そして、将来は水需要の縮小で、余裕水源がますます増大していくことは確実である。

このようにこれからは水余りが一層顕著になっていく時代であるから、答申は新たな水源開発が不要になっている事実を踏まえたものでなければならない。

図9



(2) 10年に1回の渇水年において水源が不足して渇水が深刻化するという国交省の計算は現実と乖離した机上の計算によるものであり、実際にはほとんどの地域で1/10渇水年に対応できる水源がすでに確保されている。

国交省は利根川・荒川水系等のフルプランにおいて10年に1回の渇水年にはダム等の水源開発施設の供給量が大幅に減少するとのシミュレーションの結果を示し、1/10渇水年にも対応できるよう、新規水源開発が必要だとしている。

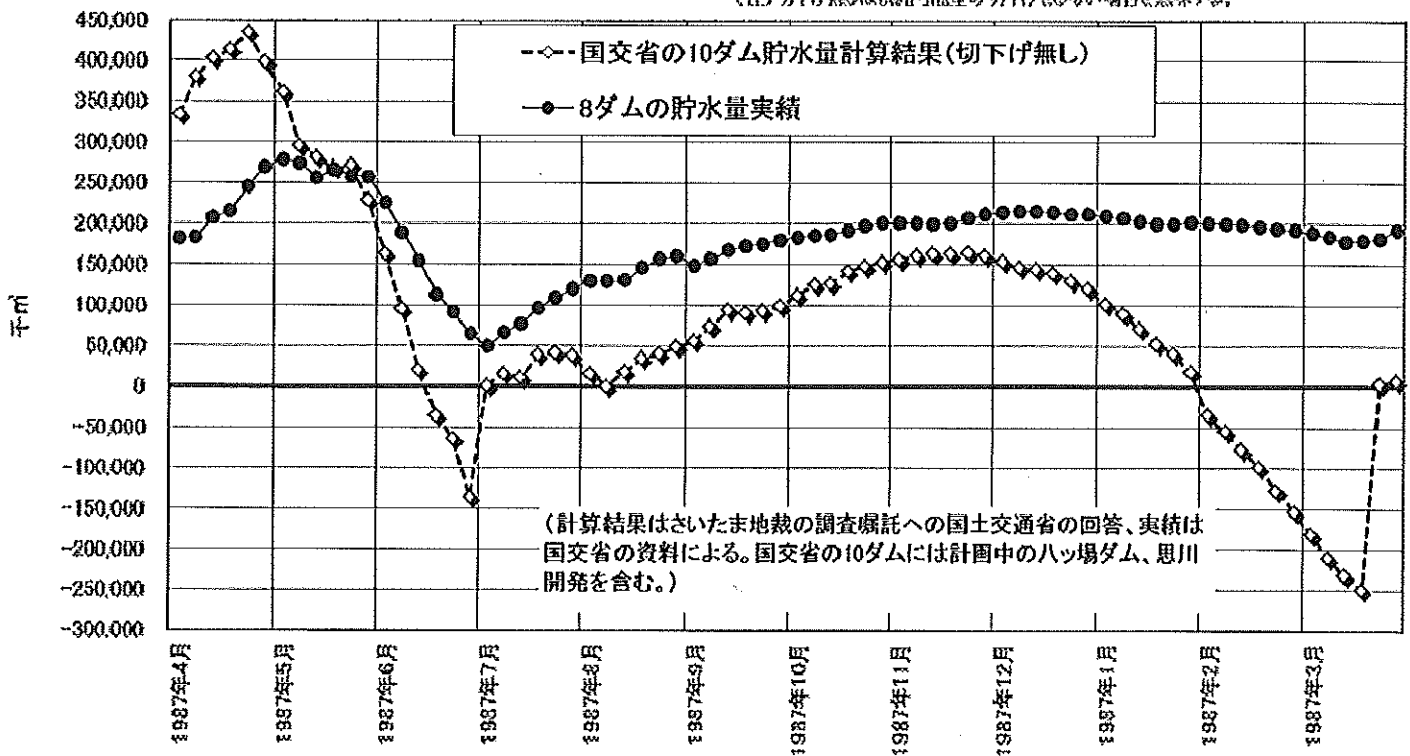
しかし、このシミュレーションは、現実と遊離した計算によるものである。利根川を例にとれば、国交省は1987年が1/10渇水年に相当するとしているが、その計算結果を見ると、図10のとおり、実際の1987年のダム貯水量の変化とは大きく異っている。実際の1987年はダムの貯水量がゼロにならず、最小の貯水量でも余裕があるのに、国交省の計算ではダム貯水量が急激してゼロになり、さらには大幅なマイナスへ突き進んでいくことになっている。

このように実際の渇水年とは大きく異なる計算結果になるのは、上流で取水した用水の還元の大半を無視するなど、現実と乖離した前提がおかれているからである。

実際の1/10渇水年では、水源施設の供給量が大幅に落ち込むことはないのであるから、1/10渇水年に対応するために水源開発が必要だという答申案の考えは根本的に誤っている。現在のウォータープラン21(新しい全国水資源総合開発計画)及び利根川水系等のフルプランは1990年代になって水需要の増加傾向がなくなり、水需要予測を多少控えめの増加の予測にせざるをえなくなった状況で、新規水源開発の理由をつくり出すために策定されたものであり、その理由として考え出されたのが保有水源の評価量の切下げなのである。

図10 利根川水系栗橋上流ダム群の貯水量の実績と国交省計算結果(1987年度)

(注) 切下げ無しは供給可能量の切下げをしない場合を意味する。



従来から用いていた「通常の渇水年」ではなく、「1/10 渇水年」にも対応することが必要だとして、保有水源の評価量を切下げ、水需給のバランスを保つために新規の水源開発が必要だとしたのである。しかし、1/10 渇水年の計算は上述のように現実と遊離した机上のものに過ぎず、実際には 1/10 渇水年においても供給量が大幅に減ることはない。

答申は、ダム等の水源開発の口実をつくることを目的としていた水行政の時代からの脱却を図るべきである。

⑥意見 3

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会

Ⅲ-3-(3) 水環境・生態系の保全・再生

(37 ページ) 16～19 行目 水環境・生態系の保全・再生について

意見の内容 過去のダム建設等の水源開発事業によって川の自然が大きなダメージを受けてきた問題を直視し、答申は将来に向かって、自然を極力取り戻すため、過去の水源開発を見直していく方向を示すべきである。

過去のダム建設等の水源開発によって、川の自然は大きなダメージを受けてきた。そのことの反省から、最近日本で上映されたダム撤去の映画「ダムネーション」で明らかなように、アメリカでは数多くのダムの撤去工事が進められている。日本では熊本県の荒瀬ダムが本格的なダム撤去の唯一の例であるが、撤去工事が 2012 年 9 月にスタートし、2017 年度まで 6 年がかりで進められている。まだ撤去の過程にあるが、現段階でも球磨川下流部の自然は大きく甦りつつあり、川のためによってダムや堰がどれほどの悪影響を与えているものであるかを如実に物語っている。

答申は、過去のダム建設等の水源開発事業が川のために対して大きなダメージを与えてきた問題を直視し、将来に向かって、自然を極力取り戻すため、過去の水源開発事業を見直していく方向を示すべきである。

⑥意見 4

該当箇所

Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組

Ⅲ-2. 持続的水利用社会

Ⅲ-2-(2) 水資源・国土管理資源・エネルギー資源の観点からの地下水の総合的管理

(35 ページ) 21~29 行目 地下水の利用と管理について

意見の内容 答申は地盤沈下がほとんどの地域で沈静化している事実を踏まえ、最良の水道水源である地下水の利用拡大を図る方向を示すべきである

(1) ダム等の水源開発事業の理由づくりのために、貴重な水道水源である地下水の削減が進められようとしている

東京都を例にとれば、多摩地域で 30~40 万 m^3 /日の地下水が水道水源として利用されている。しかし、東京都水道局の水需給計画ではこの多摩地域の地下水を将来は表流水に転換するものとして、水源としてカウントしていない。表流水への転換の主な理由は地盤沈下対策であるが、東京の地盤沈下は数十年以上前から沈静化しており、多摩地域の水道で現状以上の地下水を利用し続けることは十分に可能である。転換計画が今なお残っているのはダム等の水源開発事業との関係である。地盤沈下は鎮静化したけれども、東京都が利根川・荒川水系の水源開発事業に参画する理由が損なわれぬように、表流水への転換計画が生き続けているのである。

他の地域でも地盤沈下はとっくに沈静化しているけれども、水源開発事業の理由づくりのため、地下水から表流水への転換計画が生き続けているところが少なくない。

(2) 放射性物質等による汚染に対して最も安全性が高い水道水源は地下水である。

地下水は最良で重要な水道水源であり、積極的な利用が図られるべきである。2011 年 3 月には福島第一原子力発電所事故の影響で利根川水系水道水は放射性物質ヨウ素 131 の汚染が重大な問題になった。一時は一部の浄水場は取水停止にもなった。この時に放射性物質汚染に対して最も安全性が高かったのは地下水を水源とする水道水であった。また、2012 年 5 月には利根川系水道水のホルムアルデヒド汚染が大きな問題になった。原因は、産廃業者がヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を利根川の支川に排出したことによるもので、利根川水系の浄水場で加える塩素とヘキサメチレンテトラミンが反応してホルムアルデヒドが生成されたことにある。この時も一部の浄水場は取水停止になったが、ホルムアルデヒド汚染と無縁であったのは地下水を水源とする水道水であり、地下水の利用が図られた。

このような利根川水系水道の水質汚染事故は、地下水が如何に安全な水道水源であるかを物語っており、むしろ、今後は水道用地下水の利用を可能な範囲で増やしていくことが必要である。

水源開発事業を推進するために、重要な水道水源である地下水の削減が図るといふ不合理な水需給計画を見直すことが必要である。答申は地下水の重要性と地盤沈下沈静化の事実を踏まえて、地下水の利用拡大を図る方向を示すべきである。水循環基本法に地下水を水道水源として明確に位置づけてその保全と利用を具体的に盛り込むべきである。

⑥意見 5

該当箇所 答申案全体 各水系フルプランと水資源開発促進法について
--

意見の内容答申は役目が終わった各水系フルプランの廃止とその根拠法である水源開発促進法の廃止を勧告すべきである。

国土交通大臣から本審議会への今回の諮問は、吉野川水系を除く利根川等の6水系の水資源開発基本計画（フルプラン）の目標年度である2015年度が目前に迫っていること、また、全国総合水資源計画（ウォータープラン21）の目標年度も2015年度になっていることから、それらを改定することを念頭に置いたものである。

しかし、水需要が減少の一途を辿り、水余りがますます顕著になっていく時代においては利根川水系等のフルプランがいまだに必要なのか、その根拠法である水資源開発促進法の役目は終わったのではないかと、という根本からの問い直しが必要である。

フルプラン策定の要件は、①「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」（水資源開発促進法1条）が存在すること、及び②「（当該）地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると（国土交通大臣が）認めるとき」（同法3条1項）である。

現在の日本には、上記要件を満たすような地域も緊急性も存在しないのであるから、答申は各水系フルプランの廃止とその根拠法である水源開発促進法の廃止を勧告すべきである。

⑦意見 6

該当箇所 答申案全体

意見の内容 異常渇水とされている事例について、その実態を再検証すると共に、現在もしくは将来に再来した場合のシミュレーションを行ない、そこから得られる知見を参考にして対策を考えるべきである。

気候変動に伴う異常渇水を想定しその対策を検討するには、気象学からの検証と、気象学上の渇水が生活に与えた影響に関する検証とが必要である。これまでに経験した異常渇水から学ぶことが必須である。しかしその作業が真摯に進められた形跡は見られない。

これまでに経験した個々の異常渇水の実態を検証することで、気象学上の渇水が生活に大きな支障を来した原因を精査することができる。当時の気象学上の渇水が現在、もしくは将来に再来するケースを想定することで、具体的な対応を数値化して推測することができる。

水道水源開発としてダム事業に参画する事例が未だに見られるが、それらは過去の異常渇水が再来した場合の危機感を科学的根拠無しに情宣しているに過ぎない。

当時と現在では節水型機器の開発と普及が進み、水使用形態が大きく様変わりして原単位が縮小していること、給水人口が大幅に減少していること、水消費型企業がなくなっていることなどから消費量が大幅に減少している。一方、水源開発も進んだことで保有水源量は増加して

いる。この二つの現象の相乗効果で、過去に経験した異常湧水による生活への障害経験を以て、現在もしくは将来の湧水対応を論じることは過大投資を招くだけである。

過去の異常湧水経験を教訓にすれば、日常からの水消費の削減、身近な水源の管理維持こそが最も有効な対策であることが明白になる。

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申(案)に関する意見

① 氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]				
② 電話番号		[REDACTED]				
③ 電子メールアドレス		[REDACTED]				
④ 職業		会社員	⑤ 年齢	71	⑥ 性別	男
⑧ 御意見						
該当箇所		内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
ページ	行					
7	20	コメの白未熟米は稲作用語では「乳白米」で、この対策には「深水管理や掛け流し灌漑」の他に、ケイ酸供給が有効であることが知られている。このことも含めて、水質においては「溶存ケイ酸態ケイ素」の減少原因の究明と、それを補填する供給施策が重要である。				
8	15	雨水の地下涵養量の減少と、井戸の減少が背景にある。				
10	3	適正技術を優先して選択する対応も視野に入れる必要がある。				
11	20	ダムシステムから地下水系までのベストミックスをCO ₂ 削減面からも検討する必要がある。				
11	27	過去の技術を省エネルギーの面から検証することも重要である。				
12	21	雨水・再生水に加え、地下水利用の地区循環が重要であるが、地下水利用に当っては、雨水の地下涵養とセットで考える必要がある。				
14	19	おいしい水の条件にケイ酸が寄与する説がある。供給する飲料水中のケイ酸濃度に留意することの検討が望まれる。				
16	7	健全な水循環系の定義が述べられているが、「食物連鎖」の視点を考える必要がある。水質は人間社会の営みにも環境保全にも、更にバランスの取れた「食物連鎖」、健全な「生態系ピラミッド」を既定する。				
22	27	湧水や井戸水、緩速ろ過水がおいしいといわれることから、おいしさとこれらに豊富なケイ酸との関係究明が望まれる。また、ケイ藻類を一次生産者とする水圏の食物連鎖にも関連する。ケイ酸の循環についての検討が必要である。				
24	22	このためには供給、すなわち、雨水の地下浸透についての施策が必要である。利用面を考える際には、供給面への配慮が欠かせない。				
24	33	そのためには本施策提言に沿った再生水技術の確立が重要である。				
25	6	同時に海域を含む下流域との流域連携が重要である。				
25	30	基本は本施策にある費用対効果と地域事情の重視である。				
26	26	食物連鎖を支えている水質に着目した生態系サービスの一環であることを意識する必要がある。				
29	25	重層中に「食物連鎖」を加える。				

31	4	食物連鎖と水の関係の明確化が必要である。
31	25	海外展開に当っても、基本である費用対効果と地域事情を勘案した技術倫理に立脚した技術提供を心掛けることが必須条件である。

国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課 パブリックコメント担当者 様

「今後の水資源政策のあり方に関する意見」2015年2月24日

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 電子メールアドレス
- ⑤ 職業 (――)
- ⑥ 年齢 (法人又は団体の場合は記入不要)
- ⑦ 性別 (法人又は団体には記入不要)
- ⑧ 御意見

1-2-(6)水源地域の振興

<背景> 18~19 行目に対して

「ダム建設により著しい影響を受ける～」とありますが、ハッ場ダムが復活してから急にメコン川本流やアマゾン川におけるダム建設が開始され、これらの川は世界的な淡水魚の漁場であり、川いるかやメコン大鯨の絶滅や多くの遡上する魚種の激減が懸念されています。すでにメコン川では支流レベルのダム建設で前記の現象が起こっており、流域に住む人々は漁業や農業で生活できなくなり移転を余儀なくされ、以前より貧困になっていることが判明しています。またベトナムに建設したダムの影響が下流のカンボジアに出るなど国をまたがった影響が、補償問題をできなくしてきたことも特筆できます。今後補償が出れば解決する問題ではなく、まず現地の人々が川に深く依存した経済生活で自活できていたので、ダム建設を誰も望んでいないことを重んじるべきではないでしょうか。日本型のダム・港湾・道路建設は現在、ラオスやミャンマーで活性化していますが、現在もわが国と相手国政府間で事業が一方向的に進められており、環境破壊と開発貧乏が起こり、しかも最近東南アジア地区の炭酸ガス増加量は著しいといえます。地球温暖化や生物多様性の喪失を防ぐために、一度我が国のインフラ輸出スタイルは廃止し、すでに工業化が終わったタイやマレーシア、ベトナムは仕方がないとして、ラオスやミャンマーやカンボジアについては現地の自然資源である川を壊さないこと、道路や港湾や道路も無理やり作って工業化や過度のモータリゼーションを移植しないで、現地が必要とする物資の供給のみに切り替えたほうがいいのではないのでしょうか。インフラの開発は決して持続可能ではなく代償があることは日本国内の河川でも知られています。今後の水資源政策のあり方として、現在国内でも荒瀬ダムの撤去がアジア発の発電ダム撤去で注目されていますが、特にアジア地区では河川の流域が4900キロと日本の河川に比べて自然資源の量も桁違いに大きいことに注意する必要があります。なぜならこの自然資源で人々が持続可能な暮らしをしてきたからです。ですから国が違ふときは開発行為そのものを見直す視点が絶対に必要ではないのでしょうか。是非この視点を入れることを希望いたします。

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]				
④電子メールアドレス		[REDACTED]				
⑤職業		無し	⑥年齢	61	⑦性別	男
⑧御意見						
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
ページ	行					
全体に		<p>【過去を総括すべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今後の方針を示すなら、過去を総括するのが常道である。 • これまでの水資源政策は、水資源開発促進法を根拠とするダムと河口堰の建設を中心に進められてきた。 • その結果、水道普及率が 97.6% (2011 年度) に、水源余裕率は上水道平均で 55.5% (2009 年度) に、水道用水供給事業で平均 66.7% (2009 年度) に達したが、他方、水源地域は豊かな環境を失い、川も生物多様性が損なわれ魅力を失った。ウナギやアユなどの川魚が減り川漁師もほとんどいなくなった。 • 特に漁業資源が減少していることをどう評価するのかを示すべきだと思う。 • ダム開発を負の側面も含めて総括しなければ、方針を示せないと思う。 • そうした総括をした上で、日本の水資源を巡るあるべき姿、あるべき風景を描くべきだと思う。 • 「全国総合水資源計画」において、これまで国が常に水需要予測を外したまま水源開発が進められてきたことへの評価も必要だと思う。 <p>【水資源政策を語るべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 答申では水資源をどこに求めるかが語られるべきだと思う。 • 答申案は、主に上下水道事業の経営における危機管理、環境への配慮、需要者への啓発を念頭に書かれているように思われ、「新水道ビジョン」や「新下水道ビジョン」に任せてよい部分が多いと思う。 • 答申では、水政策全般を論ずるのではなく、水源を地下水に求めるのか、表流水に求めるのかという水資源政策について結論を出すべきだと思う。 • 地下水と表流水はバランスの問題であり個別の問題だという考えでは、表流水中心の水資源政策は転換できない。 <p>【水資源開発促進法の廃止を提言すべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> • フルプラン策定の要件は、①「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴 				

い用水を必要とする地域」(水資源開発促進法1条)が存在すること、及び
②「(当該)地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると
(国土交通大臣が)認めるとき」(同法3条1項)である。

- ところが、日本には、上記要件を満たすような地域も緊急性も存在しない。水資源開発促進法の立法事実が既に消失しているとも言えるので、同法を発動する余地はない。役割を終えた法律の廃止を提言することが水資源開発分科会の役割だと思う。

【フルプラン策定の要件の有無を確定させるべき】

- 調査企画部会では、水資源開発促進法と独立行政法人水資源機構法の役割を含め、水資源開発基本計画制度を見直すと方がいいという意見も出ていたが、事務局の考え方は、「法律をそのままにして基本計画自体中身を充実することに何ら問題はない」(2014年11月17日、藤山水資源部長)というものであった。
- しかし、事務局の考え方は誤りだと思う。「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」及び「広域的な用水対策を緊急に実施する必要」が存在しなければ、水資源開発促進法を発動して水資源開発基本計画を策定することがあり得ないことは法文上明らかだからである。
- 水資源開発促進法と独立行政法人水資源機構法の存在意義が国土審議会で検討されないまま、次期フルプランが策定されることなど、あってはならない。
- 上記水資源開発促進法の発動要件の存否に関する事実認定は答申にとって最重要問題であり、国民と国土交通省との公開討論会を水資源開発分科会が何回か開催して存否を判断するのがよいと思う。

【水源の優先順位を決めるべき】

- 鯖田豊之著「水道の思想」(中公新書、1996年)によると、「ヨーロッパ諸国の水道関係の法規では「水源の選択」が重要な項目になる。たとえば、フランスでは湧水と地下水が優先される。」(p78)のであり、「地表水を上水道の水源にできるのは、ほかに方法のない場合に限られる。」(p79)。
- ベルリンやハンブルクでは、表流水から地下水への水源転換が行われた。
- 日本も「水源の選択」における原則を定めるべきである。
- 【表流水中心主義から地下水中心主義へと転換すべき】
- 人口減少と節水機器の普及等の原因により今後水需要が減少し、水余りの傾向が拡大することが確実に見込まれ、地盤沈下も沈静化した現在は、環境を破壊し、多額の借金を残すダムに依存する水資源政策から脱却し、地下水に依存する水資源政策へと転換する好機である。
- 地下水は言うまでもなく優れた水源であり、その弱点は、過剰な採取による地盤沈下と汚染であるが、地盤沈下を起こさない範囲の採取量は計算が可能であり、汚染の問題は、既存の法令を活用するとともに水源条例を法律化し、水道事業者に強い規制権限と財源を与えることで対応できる。

【国際貢献と海外展開は利権構造の温存ではないのか】

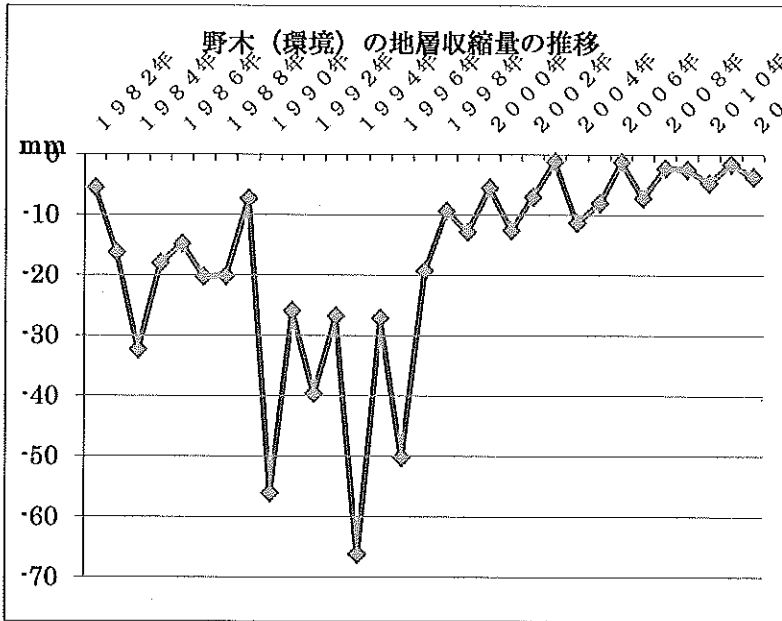
- 水関連の「国際貢献」と言えば聞こえはよいが、海外における環境破壊や弱者を犠牲にした圧政に手を貸すことにならないか懸念する。
- 国際貢献と海外展開においても、これまでの実績を総括する必要がある。
- 例えば、インドネシアのコトパンジャンダム建設のために約 23,000 人の住民が家や農地を奪われた。
- 「政府開発援助」や「国際貢献」の名の下に苛烈な環境破壊と人権侵害が行われていないかについての総括や検証が必要と考える。
- 「国際貢献にもなるから、国が税金を使って企業の海外進出の地ならしをしてもよい」という説明では納得できない。
- 官民が一体となって海外の水関連事業を受注するという方針が示されているが、国際市場では国土交通省の職員と水資源機構の役職員と民間企業の社員が外国政府の河川事業を受注するために同じ釜の飯を食いながら一体となって知恵を出し合い、親交を深めておきながら、国内市場では発注者と受注者に分かれて公正な入札事務が執行できるのかという疑問もある。発注者と受注者のなれ合いによる弊害は大きいと思う。
- 吉田忠智参議院議員が 2014 年 6 月 18 日に提出した質問主意書及び政府答弁書（同月 27 日付け）によると、独立行政法人水資源機構は、利益剰余金を使って「国際会議への参加」及び「海外の水資源に関する情報収集」を行っている。それらの業務に支出した総額は、2012 年度だけで、それぞれ約 500 万円及び約 1100 万円で、答弁によると、海外業務の目的は「利水者等の負担軽減」である。
- 水資源機構が企業と一体となって海外のダムを受注することが、なぜ「利水者等の負担軽減」につながるのか理解できないし、「水資源政策の重要な柱」(p25) となるような重要な政策のための予算が財務省や国会のチェックを経ないまま支出されることも理解できない。
- 結局、国際貢献と海外展開が国民にどのような利益をもたらすのかの説明が不十分である一方で、その経費は水資源機構の予算で賄われていることを考えると、国内でダム建設の仕事を失った水資源機構と国内ゼネコンを中心とするダム利権構造の温存のための国際貢献と海外展開ではないかという疑念が拭えない。

【いくつかの提案】

- 水源余裕率は全国の上水道平均で 55.5% (2009 年度) に達しており、水余りの事実を十分に認識すべきである。
- 地盤沈下が沈静化したことも十分に認識すべきである。
- ダム事業者が必要予測をさせれば、どうしても架空の過大予測になる。第三者が必要予測を行う制度を提言すべきである。
- 水需要の減少が確実に見込まれる今こそ河川を巡る生態系の回復と地下水優先利用の原則を提言すべきである。
- 水資源開発促進法が役割を終えたことは明らかであり、廃止を提言すべきである。

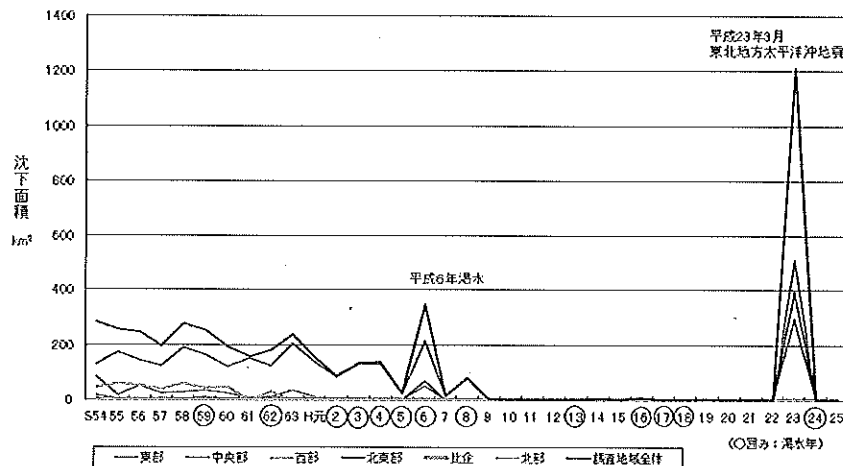
目次 p3	10	<ul style="list-style-type: none"> 課題と取組はほとんどの項目でほぼ同じ詳しさなので、「具体的な」は不要と思う。敢えて「具体的な」を使うのであれば、「具体的な課題」ではないか。
1	24	<ul style="list-style-type: none"> 「依然として不安定取水が残っている地域が存在する」とあるが、例えば、埼玉県や栃木県小山市の持つ暫定水利権では、八ツ場ダムや南摩ダムがなくても安定的に取水できている長年の実績がある。 暫定水利権を理由とした水源不足は、計算上のものにすぎない。 慣行水利権で実際に使われている水量も正確に把握しないまま、「ダムを建設しなければ新規水利権を与えない」という歪んだ水利権行政のルールを改めればダムは不要である。
1	25	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水から表流水への転換が必要な地域も存在する」とあるが、多くの場合虚構である。栃木県南地域の地盤沈下の場合、元々1997年以降、ほとんどの年で沈下量は10mm以下であり、保全地域の地下水採取量の1%程度（転換予定水量）の上水道用の地下水を表流水に転換しても意味はない。 地盤沈下防止は、栃木県が南摩ダムに参画する理由になっているが、渇水時に大量の地下水を汲み上げて10mm以上の沈下をもたらすのは農業用水であることは栃木県環境審議会の調査でも明らかなのに、南摩ダムの目的に農業用水はない。このようなすり替えの論理でダム建設が根拠づけられているという実態を踏まえれば、「地下水から表流水への転換が必要な地域も存在する」と言うことには慎重な検討を要する。 「全国の地盤沈下地域の概況」（環境省）が示すように、全国の地盤沈下は明らかに沈静化しており、答申は、この事実を認識し、地下水利用の拡大を勧奨すべきである。 なお、南魚沼市と九十九里平野では地盤沈下が進行しているが、原因は、それぞれ消雪用の地下水採取と天然ガスの採掘である。消雪は、温度の高い地下水を使わないと効果が少なく、天然ガスの採掘による沈下は地下水の採取と無関係なので、「地下水から表流水への転換」で解決するケースではない。 栃木県の地盤沈下地域の代表的な観測地点である野木（環境）の地層収縮量の推移は、下図のとおりであり、近年では収縮量が5mm以下のことが多いにもかかわらず、水道用の地下水の採取が地盤沈下にどの程度寄与しているのかの証明もされないまま、「地下水から表流水への転換」が必要であるという理由で思川開発事業（南摩ダム）が進められている。 埼玉県の地盤沈下の推移も下図（図-10）のとおりであり、1997年以降、大震災の年を除いて、渇水年にあっても大きな沈下は起きていないにもかかわらず、地盤沈下防止が埼玉県が八ツ場ダムに参画する理由となっている。

- このような不合理なダム事業を中止させるような新たな水資源政策の提言が答申には求められていると思う。



(出典：栃木県地盤変動・地下水位調査報告書)

図-10 地域別沈下面積(年2cm以上)の経年変化図



(出典：埼玉県のホームページ)

25～26

- 「地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」ことを「今後の水資源開発施設の整備が必要な地域もあり」の理由としているが、「日本の人口の推移は、少子化傾向から減少の方向を辿り、2060年には8600万人程度と推計され、3割程度減るものと見込まれています。また、水需要動向も減少傾向と見込まれ、2060年には現在よりも4割程度減少すると推計されて」（「新水道ビジョン」（2013年）p11）いるのであるから、今後もダム建設を続けるという政策はあり得ない。
- 4600億円という史上最大の事業費を要する八ツ場ダムも、厳しい渇水を経験した長崎県佐世保市のための石木ダムも、これまでの減少傾向を無視して将来はV字回復するという架空の水需要予測でしか根拠づけられないのであるから、日本に真に必要な新規ダム計画があるとは思えない。「地域的に

		<p>は水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」は、事実と反する。需要の過大予測と現有水源の過小評価と地下水源の放棄がダム事業者の常套手段であることも直視すべきである。</p>
1	27	<ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり、「今後の水資源開発施設の整備が必要な地域もあり」は、事実と反するので、削除すべきである。 「今後の水資源開発施設の整備が必要な地域もあり」が事実かどうかは、今後の水資源政策にとって最重要問題なので、国土交通省と国民の公開討論などにより、決着させるべきである。
1	27～28	<ul style="list-style-type: none"> 「その整備に関しては、財政的制約を念頭に置き、費用対効果と地域の実情をよく勘案して実施する必要がある。」は、安易な水資源開発施設の整備に釘を刺す趣旨と思われ、評価したい。しかし、ダム事業者は、「財政的制約を念頭に置き、費用対効果と地域の実情をよく勘案して」という部分は、無視しても何の制裁もない以上、ためらいもなく無視するであろうから、本当に釘を刺したことにはならない。根本的には、水資源開発促進法を廃止するしかない。
2	3	<ul style="list-style-type: none"> 「現状として満足の行く水供給とはなっておらず」とあるが、どの程度供給できれば満足なのか書かれておらず、読み手には理解できない。 取水制限も減圧給水もない水供給なら満足なのか。 水道事業は、自然を相手の水商売なのであるから、計画どおりに供給できないことがあって当然である。 「満足の行く水供給」は、程度を定義せずに使われても理解できない。
2	4～5	<ul style="list-style-type: none"> 「決して水供給の十分な安全度が確保されている状況ではない」とあり、今後もダムを造るべき地域があることの布石としているが、仮に現時点で供給量が十分でない地域があるとしても、今後どの地域でも、人口の減少と節水型機器の普及により水需要の減少が確実に見込まれるのであるから、新規に水源を確保しなくても、自ずと水源余裕率は上がることを勘案すれば、「決して水供給の十分な安全度が確保されている状況ではない」ことを強調することには賛成できない。
2	21	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源政策は今まさに変曲点に立っている。」とあるが、必要か。どうしても書きたいなら、何がどう変わるのかについての簡単な説明は必要だと思う。
2	28	<ul style="list-style-type: none"> 「何が起きても対処でき」とあるが、大風呂敷を広げるべきではない。 日本の年間降水量が100mmになったら、大地震が起きたら、火山が噴火したら、水システムが破壊され、水が原因で大量の死者が出るはずだ。 大量の死者が出ても対処できたと言えるのか。 直ちに死者は出ないとしても、西日本の原子力発電所の事故で琵琶湖が放射性物質で汚染されたら、対処できるのか疑問である。 自然の力の前に人類は無力であり、「何が起きても対処できる」などと考え

		<p>るべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「何が起きてても対処でき」という割には、テロ対策が抜けている。政府は、集団的自衛権を行使して、日本を攻撃していない外国等からの恨みを買うことを国策としているのだから、テロを想定すべきである。
3	5～7	<ul style="list-style-type: none"> 「それを水資源開発施設の整備のみによって実現することは、経済性や時間的合理性を鑑みれば非常に困難」とあり、安易なダム建設に釘を刺す趣旨と思われ評価したい。しかし、答申は、架空の水需要予測と水源の過小評価によりダムが「必要な地域」とされた地域ではダム建設を認めるのであるから、税金の無駄遣いを止められず無意味である。
3	8	<ul style="list-style-type: none"> 水資源部長の説明によれば、「水資源開発の促進」から脱却することの意味は、「促進」からは脱却するが、「水資源開発」そのものは止めないという意味だそうだ。 上記のように、今後のダム計画の理由は、需要の過大予測と水源の過小評価であり、ダムを建設する正当な理由はないので、「水資源開発」そのものの原則禁止を提言すべきである。
3	13、脚注	<ul style="list-style-type: none"> 「危機的な渇水（ゼロ水）」は、理解しがたい。 「異常少雨が発生した場合に、過酷な給水制限が必要」となる事態は避けられないだろう。しかし、「国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる」ことは理論上は避けられるせいか、「危機的な渇水（ゼロ水）に至らない」（p33）という表現も出る。 降水量がゼロなら死人が出ることを避けようがない。「ゼロ」には人を驚かさず意味しかないように思える。 「従来への対応では国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じるような渇水時にも、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じないようにする」ということが言いたいのであろうが、確かにこれでも分かりづらい。 「危機的な渇水（ゼロ水）」を理解しがたい理由は、「過酷な給水制限」や「深刻かつ重大な支障」の程度が定義されず、例示もされないことにもあると思う。
3	16	<ul style="list-style-type: none"> 課題と取組はほとんどの項目でほぼ同じ詳しさなので、「具体的な」は不要と思う。敢えて「具体的な」を使うのであれば、「具体的な課題」ではないか。
3	19、22	<ul style="list-style-type: none"> 【水資源政策元年】とあるが、国が、役割の終わった水資源開発促進法をそのままにし、全国総合水資源計画（ウォータープラン）と水資源開発基本計画（フルプラン）を粛々と更新することにお墨付きを与える答申となるのであれば、計画中のダムのほとんどは事業者自身による形だけの検証を経て建設されることになり、今後の水資源政策に新規性はなく、「元年」と呼ぶほどのものでもない。

4～6		<ul style="list-style-type: none"> 水資源政策に関する歴史の記述としては誤りではないと思うが、観点が狭い。 国民の意識と河川環境の変化にも着目しなければ「水資源政策を取り巻く状況の推移」を概観したとは言えないのではないか。 時代の風を正しく読まなければ適切な提言はできない。 長良川河口堰運用開始に対する反対運動の盛り上がり、脱ダム宣言、淀川水系流域委員会が5ダムの建設中止を提言、八ツ場ダムの建設中止を公約とした政権誕生、熊本県営荒瀬ダムの撤去、ウナギと川漁師の激減などにも着目すべきである。 「より高度な質的な水準の達成も要求されるようになってきている。」(p4)と前置きをしながら、量的な確保の問題である「列島渇水」を取り上げる一方で、人類の生存を脅かす放射能汚染事故(2011年3月)を初めて経験したことに触れないことに矛盾を感じる。 アメリカでは、ダム撤去の動きが広がっていることにも目を向けるべきである。
6	22～24	<ul style="list-style-type: none"> 「しかしながら、一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っている地域が存在するほか、地下水から表流水への転換が必要な地域も存在するなど、地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる。」については、p1の同様の記載について書いたとおり。
6	31	<ul style="list-style-type: none"> 「指定水系」は定義なしに用いられていないか。「水資源開発水系」(p1、L21)か。
6	30～33	<ul style="list-style-type: none"> 分母となる数値が記載されていないため、「約40m³/s」が多いのか少ないのかを読み手が評価できないのは困る。 転用が可能な未利用水はいくらあるのかを記載すべきである。「可能な」の判断が困難だとしても、10年間以上の未利用水の量は書けるはずである。
7	6	<ul style="list-style-type: none"> 「取水制限が実施されるなど、近年も、全国各地で渇水が発生している。」とあり、「渇水」は取水制限と給水制限を含んだ概念と思われるが、取水制限を「渇水」が発生したと言いつけることには疑問がある。 取水制限では需要者に実害は出ない。「渇水」と「渇水被害」を峻別して議論すべきではないのか。 確かに、取水制限は給水制限の前段階であり、無視してよいとは言わないが、渇水の年には自然現象と折り合いをつけた暮らし方をするように需要者に啓発・教育することが先決であり、今後の施設整備を是認するための布石とするような書き方をするには賛成できない。

7	1 1	<ul style="list-style-type: none"> 「吉野川水系では、計画時点の水の供給能力は約 27 m³/s」は、4/20 の数値ではない。最近の 4/20 の数値と比較するなら、計画時点の 4/20 の数値である 24.8m³/s (出典は下記サイトの p8) を使うべきと考える。 http://www.mlit.go.jp/common/001021592.pdf
7	1 7～2 0	<ul style="list-style-type: none"> 「農業分野では、水稻生育期間の高温化傾向が顕著となり、コメの白未熟米などの品質低下を防ぐ高温障害対策として深水管理や掛け流し灌漑を実施することにより、水需要の増大や灌漑時期の変更等による影響が懸念されている。」と増加要因ばかりを殊更強調することには意図的なものを感じる。 日本のコメの生産量は、1960 年代の 1400 万トン台から 2000 年代の 800 万トン台へと 4 割以上も減少している (出典：民主党の下記ホームページ)。人口減少、コメ離れ、減反という農業用水の減少要因を無視するのは不自然である。 http://www.dpj.or.jp/news/files/1shohiseisan.pdf
7	2 1～2 5	<ul style="list-style-type: none"> 「(骨太の方針)では、50 年後にも 1 億人程度の安定的な人口構造を保持することが示されており」とあるが、「骨太の方針」には、そのための方法論が書かれておらず、思いつきにすぎない。とても「骨太」とは言えない。思いつきのアイデアなら、有識者でなくとも言える。 従来、多くの自治体が、人口が増える、だから水需要が増える、だからダムが必要だと言って、多くのダムを造ったが、結局、人口予測は外れ、多くのダムは使われず、水余りとなった。 この愚を繰り返さないように戒めるのが本答申の役割ではないのか。 他の国策との整合性を図るのも審議会答申のルールかもしれないが、「骨太の方針」の示す人口に関する指針は具体的な方策も示さないのであるから、国策とは言えない。批判ははばかれるとしても、無視することはできる。
7	2 5～3 0	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢化、核家族化及び単身化などの世帯人員の変化、生活習慣の変化、労働形態の変化、地球温暖化や黄砂の影響などの自然環境の変化といった水使用量の原単位の増減要因」とある。「増減要因」と言うが、ほとんどが従来増加要因とされてきたものばかりを挙げており、フェアでない。 なお、これまで核家族化及び単身化が進んでも、また、朝シャン、ガーデニングが流行っても水需要は減少してきたのであり、「世帯人員の変化、生活習慣の変化」は増加要因でさえない。 水需要予測における要因別分析は、正確さが増すのではなく、むしろ誤りの契機を増やし、過大予測の道具になっていることは、多くの事例が示している。答申は、むしろ、要因別分析の危険性を指摘すべきではないか。
7	2 9～3 0	<ul style="list-style-type: none"> 「水需要への影響を分析する必要がある。」とあるが、今更分析する必要があるのか。 マクロ的には、水需要動向も減少傾向と見込まれ、2060年には現在よりも 4 割程度減少すると推計されていることは、「新水道ビジョン」にも「日

		<p>本の水資源」にも既に書かれている。</p>
8	10～3 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の水道が水源の放射能汚染を経験したことに触れるべきである。 ● 放射能汚染による取水停止の期間や人的影響範囲は小さかったかもしれないが、放射性物質で汚染された水道水を飲んでしまった人、特に乳児には深刻な問題であり、日本の水道の汚染事故は新たな局面に突入した。放射性物質を含む浄水発生土の処分方法も大きな課題となっている。 ● 今後予想されるリスクについては、現政権も野党第一党も、今後も原子力発電を続ける方針を打ち出しているのであるから、西日本の原子力発電所事故による琵琶湖の放射能汚染による近畿圏 1450 万人の水源地の喪失を想定すべきである。
10	9～11	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2013年(平成25年)9月に IPCC 第5次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、地球温暖化については疑う余地はないことや、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高いことが示された。」とあるが、IPCC 第5次評価第3部会報告書 統括執筆責任者・杉山大志氏が「穀物の収量について、将来の温度上昇シナリオをすべて混ぜあわせた上に、論文の件数を数えて、悪影響の方が好影響より大きいなどと結論している。これでは科学とは言えない」、「IPCC は、本来、政策提言を禁じられている。だが統合報告書では、無数にあるシナリオのうち、2度目標を66%の確率で達成する「2度シナリオ」と、今後温暖化対策をしない「なりゆきシナリオ」を対比して、「なりゆき」ではだめだから、2度にしなければならない、と誘導している(=はっきりとは書いてはいないが、そう思わせる書きぶりになっている)。」(下記サイト(*))などと指摘していること、気候の専門科ではないが東京大学生産技術研究所副所長・渡辺正氏のような科学的リテラシーを有する学者が地球温暖化説に疑問を呈している(下記サイト(**)) こと、地球温暖化説に懐疑的な研究には研究費が付かず、マスコミも懐疑論を報道しないという事実があるらしいこと、いわゆる「第3次アーミテージ報告」(2012年)は、2020年までに二酸化炭素(CO₂)の排出量を1990年比で25%削減する日本の国際公約を果たすためには、「原発再稼働は唯一の道だ」と言い切っており、原発再開のために地球温暖化説が利用されている(***)ことなどから地球温暖化説には科学性に疑問があり、政策の基礎とするには問題がある。 <p>(*) http://vedge.ismedia.jp/articles/-/4470</p> <p>(**) http://www.life-bio.or.jp/topics/topics272.html https://www.youtube.com/watch?v=FWSizFSkl_s</p> <p>(***)</p>

		http://www.asyura2.com/12/genpatu26/msg/742.html
1 1	5～3 3	<ul style="list-style-type: none"> 「低炭素社会の実現」の背景を述べるのであれば、ダム湖から大量のメタンが発生していることに言及すべきである。 「水力発電の地球温暖化に及ぼす影響は、同じ規模の火力発電よりも大きい」、「ある計算によると、(世界では)年間9,500万から1億2,200万トンのメタンがダムから放出されている」という情報もある(下記サイト)。 http://www.geocities.jp/doctor_mitsui/envirn_4.html 北海道の農業用ダム湖からのメタンの放出量についての研究もある(下記サイト)ので、日本のダム湖から放出されるメタンについての定量的な議論も可能である。 http://ci.nii.ac.jp/els/110001747208.pdf?id=ART0001883109&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1424571524&cp=
1 2	5～7	<ul style="list-style-type: none"> 「水力発電は、CO2を排出しないという特徴や、特に、揚水式水力発電等はピーク供給力として重要な役割を有しており、従来から水力エネルギーの適正な利用が図られてきた。」とあるが、事実に反する。 水力発電ダムは、環境に大きな負荷を与え、低周波による健康被害(荒瀬ダム)や上流部での浸水被害(荒瀬ダム、只見川の滝ダム等)を発生させた。 JR 東日本所有の信濃川発電所では、信濃川発電所の取水により信濃川では水流が少なくなった。特に宮中ダム取水口から最終的に放水の行われる小千谷発電所及び小千谷第二発電所まではトンネルで送水されるため、60km以上にわたり本流は枯れ川状態となり、魚の遡上が減少し周囲では地下水も減少した。JR 東日本は、取水量を長年にわたってごまかし、2009年3月10日に国土交通省は水利権を取り消した。 「水力エネルギーの適正な利用が図られてきた。」とは言えない。 上記のように、水力発電は、CO2をあまり排出しないとしても、ダム湖からCO2の21倍以上の効果を持つ強力な温室効果ガス、メタンを大量に放出しているのであるから、メタンには触れず、CO2についてだけ強調することはフェアではない。
1 2	2 9～3 0	<ul style="list-style-type: none"> 「一級河川において、昭和40年度(1965年度)から平成24年度(2012年度)末までの間に約63m³/sが農業用水と工業用水から他用途に転用されている。」とあるが、「約63m³/s」が多いのか少ないのか判断できるように書いてほしい。 例えば、10年間以上の未利用水の量は書けるはずである。
1 3	6～7	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25年度(2013年度)までに64地域で地盤沈下が認められるなど全国的には依然として地盤沈下が発生している地域がある。」とあるが、64地域は累計であり、意図的に大きい数値を挙げていると感じる。 環境省による2013年度の調査では、そもそも20都道府県29地域でしか水準測量が実施されておらず、「平成25年度において全国で年間2cm以上

		<p>沈下した地域は4地域（平成24年度は7地域）で、2cm以上沈下した面積が1.0km²以上の地域はなかった。」（出典：下記「2013年度全国の地盤沈下地域の概況」p1）のであるから、全国の地盤沈下は沈静化していると言える。敢えて累計値を挙げる必要はない。</p> <p>https://www.env.go.jp/water/jiban/gaikyo/gaikyo25.pdf</p>
13	8～9	<ul style="list-style-type: none"> 「平成6年(1994年)などの少雨の年に、地盤沈下が進行している地域もある。」とあるが、少雨の年に例年より多くの地下水を採取するのは農業用水であり、地盤沈下防止対策として水道用地下水を表流水に転換するのはお門違いである。 少雨の年における地盤沈下を防止するには、農業用の取水を規制するしかない。 南摩ダムは、農業に由来する地盤沈下を水道用地下水の転換によって防止できるとするごまかしの理由によって建設が根拠づけられており、そうした実態を踏まえてほしい。
13	15～16	<ul style="list-style-type: none"> 「汚染された地下水は回復するまでに長期間を要することや、地球温暖化による海面上昇によって生じる塩害による地下水障害も予想される。」と地下水の欠点を挙げつらっており、地下水を水源とすべきでないという印象を与えることを意図しているように思える。 表流水は汚染の機会が多く（2011年には1244件（出典：下記サイトp3））、テロの対象になりやすく、強力な毒物である放射性物質による汚染も受けやすい、降水量の影響を受けやすいので湧水に弱い、ゲリラ豪雨による河川の濁水でも断水になりやすい、浄化費用が高額になる、地下水よりもおいしくないという、表流水の持つ欠点もどこかに書くべきである。 <p>http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/yj03_sasaki.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> 確かに、「汚染された地下水は回復するまでに長期間を要する」ことが多いのは事実だが、浄化により利用を継続できることも多く、致命的な欠点ではないことも書くべきである。
13	14～15	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水汚染については、判明しているだけで、平成24年(2012年)末時点において約7,060件発生している。」とあるが、表流水の汚染件数が答申案のどこにも記載されていないのは、地下水を危険なものに見せるための印象操作としか思えない。 地下水汚染事故約7,060件は累計であり、家庭用井戸の汚染件数も含むが、家庭用井戸の汚染件数を挙げる必要があるとは思えない。 経済を優先させ、地下水汚染を真剣に防止してこなかった行政の責任がないのかについて評価すべきである。 表流水の汚染件数の累計もどこかに記載すべきである。

13	20～2 1	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を「地盤沈下の防止などの役割を有する国土管理資源」とするが、採取して利用してもいない地下水を「資源」と呼ぶことは特異な用語法で、理解しがたい。「単なる自然物」を「有用な自然物」、すなわち資源に変える人間・社会の営みがない場合にも「資源」と呼ぶことには疑問を感じる。オゾン層も月もなかったら人類は生存し得ないが、それらを資源に変える社会の営みがないのに、それらを資源と呼ぶべきだろうか。 大地の構成要素である土、砂、石、礫、岩、マグマ、地下水の一つ一つをそれが存在するだけで「資源」と呼ぶことに実益があるのか分からない。
13	22～2 4	<ul style="list-style-type: none"> 「地盤沈下を発生させずに地下水の利用や地下水熱の有効活用を図るには、地下水流動の把握をはじめとした科学的な評価が必要であり、そのためには技術開発も求められる。」とあるが、今後の課題とするような方針ではおかしい。 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（1991年の閣議決定）は、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の適正な保全を図るための保全地域内における当面の地下水採取目標量を年間4.8億m³と決めた。実際、関東平野北部の保全地域における地下水採取量が年間5億m³台にまで減少すると地盤沈下は急激に沈静化した。1991年に地盤沈下を発生させないで利用できる地下水採取量を国は言い当てることができたのだから、それから24年後の現在、地盤沈下を発生させずに地下水を利用することは、なおさら可能である。 日本では1940年に地下水の過剰採取が地盤沈下の原因になることが判明した。それから70年以上経過し、データの蓄積もあるのだから、地下水流動解析という面倒なことをやらなくても、どれだけ採取したらどれだけ沈下するかという定量的な把握は可能なはずである。 栃木県南地域の地盤沈下の場合、保全地域と観測地域における農業用の地下水採取量が年間2億m³を超えると10mm以上の沈下が起きるという関係が見られる。 南摩ダムに典型的に見られるように、水道用の地下水を表流水へ転換することの必要性をダム推進側が裁判で主張するときには、定量的・科学的な根拠を示さないという現実があり、「地下水から表流水への転換が必要な地域も存在する」（p6）という評価が「科学的な評価」に裏付けられているとは思えないという現実がある一方で、地下水の利用の拡大を図る場合にだけ「地下水流動の把握をはじめとした科学的な評価が必要」という方針を立てるのは、フェアではない。 ダム推進側からは、予防原則を持ち出しての反論が予想されるが、予防原則は非科学性を容認するものとは思えない。
15	18～2 0	<ul style="list-style-type: none"> 水資源分科会は、「適切な水量の維持や適度な流量の変動の確保（中略）に配慮した河川やため池の整備と保全（中略）など、水環境・生態系の保全・再生に向けた取組が推進されている。」ことに疑問を持たないようであるが、設楽ダムのように流水の正常な機能の維持を主目的とするダム計画（容量配

		<p>分は、洪水調節容量 1900 万 m³、流水の正常な機能の維持 6000 万 m³、かんがい用水 700 万 m³、水道用水 600 万 m³)、即ち河川環境をよくすることを売り文句とするダム計画が存在することをどのように評価すべきかの見識を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境改善のためのダム」の出現は、国民にとって脅威である。 「河川やため池の整備」との表現は、「環境改善のためのダム」は許さない趣旨とも思えるが、ダム官僚は「ため池の整備」が認められるのなら、「ダムの整備」も認められると類推することが考えられ、歯止めにはならないと思う。 「環境改善のためのダム」の建設にお墨付きを与えかねない表記は避けるべきである。
16	16～17	<ul style="list-style-type: none"> 「(1999年)に公表された「ウォータープラン 21」では、健全な水循環系の確立に向けて、「持続的水利用システムの構築」等が基本的目標とされている。」と書くなら、その基本的目標がどの程度達成されたのかを記載すべきである。 本答申が次期ウォータープラン策定の際に参考にされることが予定されているのであれば、「ウォータープラン 21」の目標達成の程度を水資源分科会委員が正しく認識しなければ、今後の方針について答申できないはずである。
17	16～	<ul style="list-style-type: none"> 「水源地域の振興」で、水源はダムで確保すると決めてかかっているような書き方は問題だと思う。 ダムで犠牲になった人たちを救うことを考えるよりも、ダムによる犠牲者を出さないことを考えるべきである。 そのためには、水需要の減少が確実に見込まれる今こそ、地下水の活用が検討されるべきである。
19	21～22	<ul style="list-style-type: none"> 「海外における水ビジネス市場は、2025年(平成37年)には約87兆円規模まで成長することが予想されている。」とあるが、そんなことは水ビジネスに関係者でない国民にとってはどうでもいいことである。 国が税金を使ってダムゼネコン等特定産業を支援するからには、国民にどのような利益をもたらすのかを説明すべきである。
19	27	<ul style="list-style-type: none"> 「我が国のプレゼンスを強化してきた。」とあるが、それで国民に何かいいことがあったのかを説明すべきである。
20	1	<ul style="list-style-type: none"> 「産学官連携による積極的な海外展開を推進する」という政府の方針が紹介されているが、こうした方針を前提に答申するのであれば、こうした方針により得られる国民の利益とは何かを説明すべきである。
20	9～10	<ul style="list-style-type: none"> 「フルプランのあり方について検討を行い、社会情勢により適合したものと必要がある。」とあり、フルプランを当然のように更新させる考え方には問題がある。 水資源開発促進法がその役割を終えている以上、フルプランも必要ないことを明記すべきである。

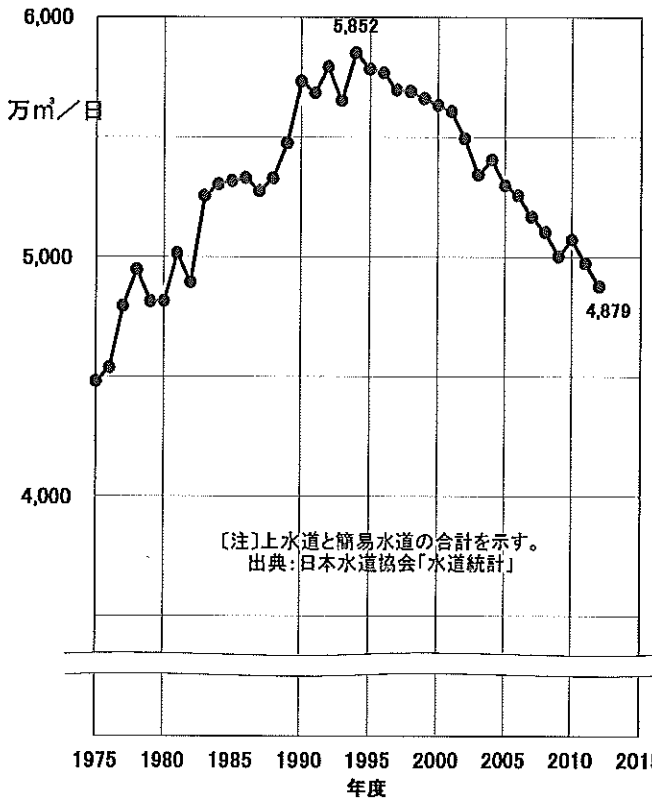
20	28～	<ul style="list-style-type: none"> 「水インフラの老朽化への対応」については、人口及び水需要の減少による料金収入の減少が懸念されるからこそ、水インフラの老朽化対策が深刻な課題になっているのであるが、本答申案の文章は、料金収入の減少という視点を欠いているため、深刻さが伝わっておらず問題である。 料金収入の激減により施設の更新需要に対応できないことが認識されれば、新規の水源開発にカネを使うべきでないという方針が出るはずである。
21	14～21	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動の定量的な予測は不確実性を伴うものであり、適応策の実施にあたっては、必要な水の安定性等に係るリスクを評価し、適応策を逐次見直すなど、柔軟で順応的な対応が求められる。」という記述は、気候変動を口実としてダム建設に邁進するようなことがあってはいけないという趣旨とも受け取れ、評価したい。 しかし、気候変動によって渇水が激しくなることを予想するのであれば、降水量による影響を受けにくい地下水の利用を優先する方針を打ち出すべきである。
22	3～5	<ul style="list-style-type: none"> 「このような渇水によって水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる「危機的な渇水（ゼロ水）」とならないよう、あらかじめ取組を進めておくことが必要不可欠である。」とあるが、水源が枯渇したら国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じないはずがない。 「これまで経験したことのないような規模の渇水の発生時にも、できる限り国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じないようにあらかじめ取組を進めておくことが必要不可欠である。」ではダメなのか。 答申案は、あいまいな定義の概念を持ち出して、それほど難しくない話をわざわざ難しい文章にしていると思う。
22	19～27	<ul style="list-style-type: none"> 「安全でおいしい水の確保」と言うのなら、2011年3月に原水の放射能汚染を免れた地下水を優先して利用することを推奨すべきである。
22	31	<ul style="list-style-type: none"> 「健全な水循環系の構築」とか「健全な水循環を維持し、又は回復するための取組が積極的に推進されなければならない」と言うのであれば、川を塞ぎ止めて水循環を阻害するダムと河口堰を撤去する取組を提言すべきである。 それが現実に難しければ、少なくとも「今後ダムは原則として造らない」という方針を提言すべきである。
23	12～13	<ul style="list-style-type: none"> 「CO2を排出しないという小水力発電を含む水力発電の特徴、ポテンシャルを十分にいかすことが重要である。」とあり、答申案は、水力発電ダムの建設を推奨している。CO2を排出しないことだけに着目して、小水力発電はともかく、水力発電ダムの建設まで促進することは、あまりにも一面的な見方であり、誤りである。ダムが環境や地域社会を破壊する力は強大で経費も巨額になるので、推奨すべき発電方法ではない。また、ダム湖からのメタンの放出による地球温暖化効果を見逃していることも問題である。 ダムによる水力発電までクリーンエネルギーとする見方は、世界基準からか

		け離れている。
23	27～28	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源政策においても、流域全体を視野に入れ、水利用の過程で水環境・生態系の保全・再生に一層配慮した取組を進めていく必要がある。」とあるが、具体策がなく、あまりにも空疎であり、本気度が疑われる。 「水環境・生態系の保全・再生」と言うのであれば、生態系を破壊するダムと河口堰の撤去や建設の原則禁止を提言すべきである。
23	30	<ul style="list-style-type: none"> 「持続的な水利用」と言うなら、地盤沈下を起こさない範囲で地下水を利用することを原則とすることを提言すべきである。 ダムはいずれ砂で埋まり持続的な利用は不可能である。 なお、「節水型社会の構築」や「水源地域の振興」が持続的な水利用を可能にするとも思えない。
24	3～4	<ul style="list-style-type: none"> 「既存ストックを活用した効率的な水供給などの取組」とあるが、抽象的すぎて意味が分からない。
24	18～19	<ul style="list-style-type: none"> 「地盤沈下の防止などの役割を有する国土管理資源」とあるが、地下から取り出してもいない地下水を資源と呼ぶことにどのような実益があるのか分からない。
24	21～22	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の実情に応じて、地表水と地下水を適正に組み合わせ、流域における水循環の視点からの一体的な管理について、中長期的に検討する必要がある。」とあるが、「地表水と地下水を適正に組み合わせ」ることは、簡単ではない。 ダムによる水源確保に多大な設備投資をしてしまったため、あるいは責任水量制の問題から、実際には、表流水を優先させ、足りない水量を地下水で補うのが一般的である。その結果、需要者は、地下水が余っていてもこれを放棄して、まずくて、高くて、濁水や汚染に弱い水を買わされることになる。 そうならないためには、水道水源の優先順位を国の方針として決めておくことが必要である。
25	24～25	<ul style="list-style-type: none"> 「我が国の優れた水関連技術を海外展開することは世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものである。」とあり、ここでようやく国が水関連企業の海外展開を支援する理由が語られるのであるが、「我が国の経済の活性化にも資する」という理由で特定産業への国からの支援が許されるのであれば、どのような産業も国からの支援により振興すれば、他の産業への一定の波及効果を生むので、どのような産業への支援も許されることになり、納税者を納得させる理由になっているとは思えない。 「世界の水問題解決」という理由については、ダムのもたらす災厄を考慮すれば、個別事例の検証を要するものであり、日本の企業が海外でダムを建設

		<p>すれば「世界の水問題解決」に貢献するという一般化はできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の輸出と同様、ダムも環境や倫理の点で問題が大きく、輸出を推奨すべきではない。
26	16～17	<ul style="list-style-type: none"> 「長期的視点を持つことが必要である。」と言いながら、長期的に水需要がどのように推移するのかを示さないのは矛盾していると感じる。
29	2～3	<ul style="list-style-type: none"> 「個別要素（施策）ごとの経済性や時間的合理性を排除せず、全体システムとして非効率とならないように十分に注意をする必要がある。」とあり、経済性等を無視して安易に施設整備に走らないよう釘を刺す趣旨と思われ、評価したい。
29	28～30	<ul style="list-style-type: none"> 「世界の水問題解決に向けた積極的な国際貢献と水関連技術の海外展開は、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついていることから、水資源政策の取組の柱に位置づけ、その一層の推進を図る必要がある。」とあるが、国が特定産業を支援する理由になっているとは思えない。 国際貢献と海外展開で、なぜ日本が安全になるのか、繁栄するのが理解できない。 「国民の利益」とは、どのような利益か、及びこれまでの実績を示すべきである。 国際貢献と海外展開で国民がどのような利益を得るのかも説明されていないのに、それらを水資源政策の取組の柱に位置づけることはできない。
30	11～12	<ul style="list-style-type: none"> 「「世界の水問題解決や水関連技術に関する国際社会におけるプレゼンスの確立」の実現に向けた取組も推進していかなければならない。」とあるが、「国際社会におけるプレゼンスの確立」が国民にどのような利益をもたらすのかを説明すべきである。
31	3～4	<ul style="list-style-type: none"> 「低炭素社会や循環型社会、自然共生社会に資する持続可能な社会の構築を目指す。」と言うのであれば、自然を破壊し、堆砂により持続可能性が阻害されるダムや河口堰に依存する水源確保政策からの脱却の方向性を提言すべきである。
31	17	<ul style="list-style-type: none"> 「国際社会における我が国のプレゼンスの強化を目指す。」とあるが、なぜプレゼンスの強化を目指す必要があるのかを説明すべきである。 プレゼンスは後からついてくるものであり、目標とすべきものではないのではないか。
31	23～25	<ul style="list-style-type: none"> 「水問題を抱えた諸外国における水関連技術・システムに係る日本ブランドの確立、産・学・官、NPO等の連携の強化等を通じ、我が国の水関連技術・システム等の強みを生かした水関連技術・システムの輸出案件の形成を積極的に図る。」とあるが、理由が説明されていないことは問題ではないか。 国や自治体が税金を使って特定産業の海外展開の地ならしや露払いや提灯

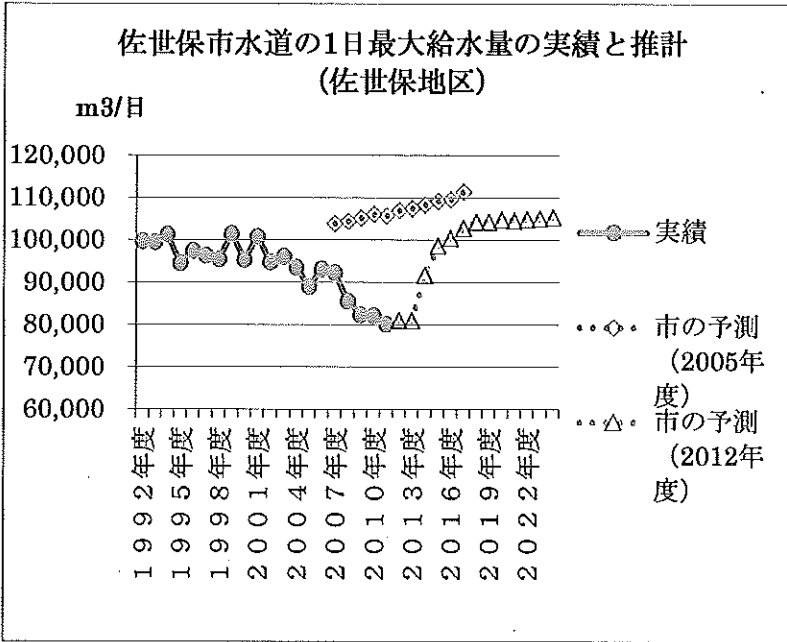
		持ちやお先棒担ぎをしなければならない理由を説明すべきである。
3 2	1	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅲ 今後の水資源政策の課題への具体的な取組」とあるが、ほとんどの項目で取組は課題を具体化しておらず、「具体的な」は不要と思われる。
3 2	4～5	<ul style="list-style-type: none"> 「フルプランのあり方を、より時代に適合したものとする必要がある。」とあるが、水資源開発促進法がその役割を終えているのに、フルプランの更新を漫然と認める考え方は誤りである。
3 2	8～9	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代水政策元年」とあるが、「水政策元年」は「水資源政策元年」(p3)とどう違うのか。同じであれば、用語を統一すべき。
3 2	9	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的・長期的方向を示さなければならない。」とあるが、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持するとする「骨太の方針」に気を使っているせいか、長期的な水需要の動向も示せず、言行不一致となっている。 「2060年には現在よりも4割程度減少する」という「新水道ビジョン」(2013年)の示した見通しを代案もなく否定してしまったら、基本的・長期的方向を示すことはできない。
3 2	10	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源開発の促進」からは脱却するが、「水資源開発」からは脱却しないという考え方は基本的に誤りであると考える。水資源開発促進法の立法事実が消失している以上、同法を根拠とする水資源開発は違法だからである。 水資源開発促進法に基づかないダム建設は適法だが、現実には想定し難い。
3 2	17	<ul style="list-style-type: none"> 「水源地域への貢献に配意し」は、「水源地域の振興へのダムの受益地からの貢献に配意し」の意味か。
3 2	28～	<ul style="list-style-type: none"> 「危機時(地震等大規模災害)の必要な水の確保」とある。災害の例として首都直下地震や南海トラフ巨大地震は挙げているが、放射能汚染が抜けている。 現政権も野党第一党も、原子力発電を今後も続ける方針である。富山県内の原子力発電所で事故が起きた場合、近畿圏の1450万人が水源としている琵琶湖が長期にわたり放射性物質で汚染される可能性があるという現実的な被害を想定をすべきである。 そうになったら、「大規模災害時に一部の水インフラが機能しなくなったとしても、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水を確保するとともに、水インフラを迅速に復旧することにより、水供給能力の回復を図ること等が可能となるよう、被害を最小限に抑えるための事前準備、水供給施設の一体的な連携に向けた取組を推進すること。」は不可能ではないのか。琵琶湖が放射性物質で汚染されたら打つ手はない。「水資源政策に想定外なんて言い訳があってはならない」と発言した部会委員もいたが、想定はできても対応不可能なことはある。

		<ul style="list-style-type: none"> 審議会答申は、他の国策との整合性を図るのがルールかもしれないが、国民の命を守る水資源政策に係る審議会としては、脱原発を提言しなければ国民の命の水は守れないと思う。
33	14～15	<ul style="list-style-type: none"> 「1億人程度を維持する将来の人口構造や目指すべき大都市圏域・地方圏域の形成を見据え、長期的な視点に立って」とあるが、前記のように、「骨太の方針」の人口設定は、批判することははばかれるとしても、無視すべきである。どうやって1億人を維持するのかが示されておらず、方針とは言えない。 子育て支援は書かれているが、出生率の向上だけで50年後1億人の維持は無理である。そもそも国家が自由に人口を操作できると考えることが不遜であり、間違いである。 「骨太の方針」は、移民の大量受入を想定していると思われるが、移民政策に関する説明はない。 各種の開発計画や年金制度などの破綻を取り繕うための思いつきのアイデアにすぎないと思われる。 発生確率を無視した、抽象的な可能性にすぎない目標値を方針の基礎とすべきではない。 「1億人程度を維持する将来の人口構造」にとらわれているため、上下水道の料金収入の減少が確実に見込まれる中で老朽施設の更新需要に対応しなければならないという切迫感が欠如しており、そのため新規の設備投資には極めて慎重でなければならないという方向性を示せていないことに問題がある。
33	31～32	<ul style="list-style-type: none"> 「水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる危機的な渇水（ゼロ水）に至らないための方策を検討すること。」とあるが、「異常少雨が発生した場合に、(水源が枯渇し) 過酷な給水制限が必要」(p3) となることは不可避と思われ、したがって「国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる」ことも不可避と思われるが、それにもかかわらず、「危機的な渇水（ゼロ水）に至らない」ようにすることが可能であることを前提とし、方策を検討せよというのは無理だと思う。 「ゼロ水」という、定義をよく読んでも理解しがたい概念をわざわざ立てる理由が分からない。 「ゼロ水」が新たなダム建設の根拠とならないことを願うばかりである。
34	13～29	<ul style="list-style-type: none"> 「水需給バランスの確保」とあるが、水需給バランスは、確実に崩れている、つまり水余りになっているという事実を率直に認め、記載すべきである。 日本の水需要（1日最大給水量の合計（上水道＋簡易水道））の推移は、下図のとおりであり、1994年度の5852万m³/日をピークに2012年度には4879万m³/日にまで、約2割も減少している。水源余裕率（＝（確保している水源水量／一日最大配水量－1）×100）は上水道平均で55.5%（2009年度）に、水道用水供給事業で平均66.7%（2009年度）に達しており（出典：「新水道ビジョン」の検討資料（*））、水余りは顕著である。

		<p style="text-align: center;">全国の水道の一日最大給水量</p>  <p style="text-align: center;">(*) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023kb6-att/2r98520000023khi.pdf</p>
3 4	1 4～1 5	<ul style="list-style-type: none"> • 「人口、世帯人員の減少、経済の活動状況、節水機器の普及などの変動要因による予測の変動幅は小さくなく」と言いたいことの一つは、世帯人員が減少するほど水需要は増えるということであろうが、机上の空論である。実際に調べると、多くの都市で世帯人員が減少しても水需要は増えていない。 • 「世帯人員の減少」が水需要に与える影響は極めて小さく、変動要因に挙げるに値しない。 • 「経済の活動状況」も、人口が収縮していることや水を大量に使う産業が国内に少なくなっていること、地下水への切り替えなどにより、水道の需要に大きな変動幅を生じさせるものとは思えない。
3 4	2 5～2 6	<ul style="list-style-type: none"> • 「地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」とあるが、事実と反する。見られるというなら、実例を挙げるべきである。 • 石木ダムの事業者であり、これまで最大級の水不足に苦しんできたはずの佐世保市でさえ、下図のとおり、最近の減少傾向を無視した過大な水需要予測を行わないと事業の理由づけができないのであるから、水の足りない地域はないと思われる。 • 「水道ビジョン」（2004年）には、「水資源は地域依存性の高い資源であり、地域によっては、関係者の理解を得つつ、必要な水資源の確保を今後とも図る必要がある。」（p7）という記述があり、本答申案の「地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」と同趣旨と思われる。 • しかし、「新水道ビジョン」（2013年）には、そのような記述はない。新

規水源を確保する時代ではないという認識であろう。

- 本答申が他の国策との整合性を図るのであれば、「地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」という記述は、妥当を欠く。



(出典：佐世保市のホームページ)

3 4

2 6 ~ 2
9

- 「水資源開発施設の整備については、「水の安定供給」を図っていく前提として、少なくとも概ね 10 年に 1 度発生する渇水の年でも水を安定して利用できることを基本とした上で、地域の実情に即して取り組むこと。」とあり、「地域の実情に即して取り組むこと。」と安易な施設整備に釘を刺したことは評価したいが、ダム事業者は、供給力不足を演出する計算をしようから、無駄なダム建設を止めるには、水資源開発促進法を廃止して、法的根拠を断つしかない。
- 「概ね 10 年に 1 度発生する渇水の年でも水を安定して利用できる」という方針は一応もつとも思えるが、水源開発事業の現場では、ダムの貯水量がゼロにならないのにゼロになるという机上の計算をしたり、確保すべき流量として保護される既得水利権を正確に把握していなかったり（以上、木曾川水系において）、基準地点を大きな支流の直上流に機械的に設定し、支流からの流入量を度外視することによりダムで確保すべき流量を過大に計算したり、上流での還元流量をほぼ無視することにより河川流量を過小評価したり（以上、利根川水系において）するなどのテクニックが使われており（梶原健嗣著「戦後河川行政とダム開発」2014年、p94～、p137～に詳しい。）、ダムの必要性に関する計算をダム事業者ではなく、第三者機関が行うなどにより、こうした実態を変えられなければ、環境と地域社会と財政を破壊するダム開発は止められないと思う。したがって、水源開発施設の必要性に関する計算を公正な第三者機関が行う制度の創設を提言すべきである。

34	32	<ul style="list-style-type: none"> 「安全でおいしい水の安定供給の確保が重要」とあるが、そうであれば、地下水利用の拡充を推奨すべきである。 地下水の採取による地盤沈下が沈静化し、水需要の減少が確実に見込まれる今は、水資源を地下水に求める好機である。 水道事業者である自治体の多くは、水源保護条例により水源を守ろうとしているが、水道事業者自らが条例を根拠に強い権限を行使することには困難がある。そこで、国が水道水源を保護するための法律を制定し、自治体に強い権限を与えると同時に、自治体が水源地域の土地を買い占める等のための財政的な支援をすべきである。ダム建設負担金への補助をやめれば財源はある。
35	11	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の実情に応じた水の使い方を工夫する」とあるが、抽象的すぎて意味が分からない。 意味がイメージできるよう、具体例を挙げるなど表現の工夫が必要ではないか。
35	13	<ul style="list-style-type: none"> 「水インフラの更に高度な活用及び運用を図ることで、効率的な水供給に取り組むこと。」とあるが、抽象的で意味が分からない。
35	21	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源・国土管理資源・エネルギー資源の観点からの地下水の総合的管理」とあるが、なぜ、単なる活用ではなく、「総合的管理」なのか分からない。
35	22～23	<ul style="list-style-type: none"> 「地震等大規模災害時における代替水源としての地下水の活用について、指針を関係機関等の連携のもと作成し、全国に共有すること。」とあるが、なぜ、代替水源としての地下水の活用に限って指針を作成するのか。 地下水の日常の活用についても指針を作成すべきである。
35	24～26	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水の過剰揚水による地盤沈下及びそれに伴う地下水の塩水化、並びに地下水の汚染を防止するため、地域の実情を考慮した持続可能な地下水の保全と利用について検討すること。」とあるが、なぜ、「防止するため」なのか分からない。 地盤沈下と汚染を起こさないようにしながら、地下水をもっと活用することを正面から推奨してはどうか。
35	27	<ul style="list-style-type: none"> 「地盤沈下の防止などの役割を有する国土管理資源」とあるが、取り出してもいない地下水を資源と呼ぶ実益があるのか。
36	9	<ul style="list-style-type: none"> 「水源地域への感謝に根差した振興対策」とあるが、ダム建設で上流域の住民の生活を犠牲にするから、その代償や罪滅ぼしが必要になるのであって、今後は基本的に地下水を優先的な水源と位置づけることを宣言すべきである。

36	28～30	<ul style="list-style-type: none"> 水循環基本法が「水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない等が規定され」ているのであれば、水循環を遮断するダムや河口堰の弊害が強調されるべきである。
37	3	<ul style="list-style-type: none"> 「小水力発電を含む水力発電について、取組を促進すること。」とあるが、小水力発電はともかくも、水力発電ダムの環境負荷は大きく、「取組を促進すること。」には賛成できない。 ダム湖には多くの有機物が流入し分解するため、CO₂やメタンの放出源となりやすい。メタンは強力な温室効果ガスでもあり、同量のCO₂の21～72倍の温室効果をもたらすとされている。水力発電をダムで行えば、大きな温室効果をもたらす。 「CH₄などの温室効果ガスの排出削減を図ること。」(p37、L11)と言いながら、ダムによる水力発電を促進するのは矛盾している。
37	16～19	<ul style="list-style-type: none"> 「水環境・生態系の保全・再生」については、具体的な方策が何も書かれておらず、指針となり得ていない。 「水環境・生態系の保全・再生」を本気で考えているのであれば、新規のダム・河口堰を原則として建設しない方針を打ち出すとともに、既存ダムの必要性を調査し、撤去に向けた取組を推進することを提言してもよいのではないか。
37	21	<ul style="list-style-type: none"> 「水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会意識の醸成」では、水資源にまつわる教育が語られているが、教育する側の思想が、下流域のためには上流域の住民や河川の生態系が犠牲になっても仕方がないというものであるならば、教育は有害であり、しない方がましである。
38	12～18	<ul style="list-style-type: none"> 答申が意図する海外展開とは、国、水資源機構、水関連企業が一体となってコンソーシアムを形成し、海外のダム事業を受注することであり、その儲けは企業が享受するということである。国に儲けはない。それでも国益に適うというのであれば、国民がどのような利益を受けるのかを説明すべきである。 アジアのダム事業を日本の企業が受注しないのはもったいないという発想ではないのか。 ダムの輸出は、ダムのもたらす災厄の輸出でもある。自然を破壊し、予定地の貧しい居住者を立ち退かせ、更なる貧困に陥れることもある。相手国の支配層はダム完成を喜ぶかもしれないが、被支配者層が喜ぶとは限らず、恨みを買うことさえあり得る。 ダムは効率的な水利用方法であるが、副作用の大きい劇薬である。国内で安易に建設すべきでないものを海外に安易に輸出すべきではない。
39	11～12	<ul style="list-style-type: none"> 「本答申が、今後の水資源政策を見直すにあたっての基本となるものとして、また、抜本的な制度の見直しも含めて、水資源の諸施策の検討に反映されることを期待する」とあるが、とんでもない記述である。 上記記述は、2014年11月時点での部会での原案の「本答申が、今後、水系

		<p>毎に水資源開発基本計画を見直す際に新しい計画を策定する上での基本となるものとして」という表現を修正したものである。</p> <ul style="list-style-type: none">• つまり、昨年の段階では、答申を「フルプラン更新の基本となるものとしてほしい」ということだったが、本答申案は、「フルプラン更新と水資源開発促進法の廃止や改正を含めて基本としてほしい」と言っていることになる。• しかし、部会でも分科会でも水資源開発促進法を廃止すべきか、あるいは改正すべきかという点について一切審議されていないのであるから、本答申をもって水資源開発促進法の改正に関する国土審議会の答申を得たものとして法制度の改正に着手することは許されない。
--	--	--

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 電話番号		[REDACTED]			
④ 電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤ 職業		Npo理事	⑥ 年齢	64	⑦ 性別
⑧ 御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
		<p>1, 参考資料の「理念」について 安心安全な水の供給とありますが、水の値段は関係しないのでしょうか。 水道法によると、安心安全に加えて「低廉な価格」の言葉は入っています。 付け加えてもらいたいと思います。</p> <p>2, 災害時の水資源対策について 今、生活用水が大昔に比べて多く必要となりました。 その対策として節水努力も高まり、効果を発揮して居ます。 生活様式がこの状態で災害が発生した場合の為に、かなりの自治体は井戸水の登録制度を始めています。 小さな自治体なのに大きなダムが2つもある市でもこれを始めたので問い合わせたら、「ダムはあくまで限定的ですから。うちの様な新生団地がいくつもある所では、出来れば団地の近くで井戸水登録申請が増える事を願っています (危機管理室)」とのことでした。この町に移り住みたいと思ったくらいです。 日本は災害王国ではありませんか。責任逃れの言葉に「想定外」と良く使われますが、想定外の範囲をどう設定しているのかが問題です。 「近くの水確保は大事です」。</p> <p>3, 伊賀は古琵琶湖層の地層の上であり、小さな山間がたくさんあり小さな水脈がたくさんあります。近世は集落毎に簡易水道を引いている現状でした。 それが、大川からの取水で水道を統一させたい水道部は簡易水道をいくつか残しあとはつぶす方向を最近取っています。 これは水質・水量ともに、資源のムダ使いだと思えます。 目の前を流れる川の水が利用出来ず、5~6キロ下った先で取水した水を薬品処理して、導水管使ってさかのぼらせているからです。 ムダに導水管を埋めています。「地形や地層に合う水源確保を願います」。 ムダな導水管を埋める方が補助金が出る と言うのも問題です。</p>			

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③ 電話番号		[REDACTED]			
④ 電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤ 職業	NPO理事	⑥ 年齢	64	⑦ 性別	
⑧ 御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
34		<p>13 III-1-(5)水需給バランスの確保</p> <p>水利権について。 四方を山で囲まれて居るとは言っても、森林率59%の伊賀市から一つ提案いたします。 水源が有り余るほどではない伊賀市が、川上ダム完成時まで暫定水利権があるため、兼ねてから持っていた水利権を平成22年度に手放しました。川上ダムが国の検証段階の終盤を迎えていた時点です。 平成24年度に伊賀市独自の検証委員会が開かれました。 その委員会からの答申で水道事業見直しをした伊賀市は、数ある代替案の中から一番費用の掛かる物一つだけの検証を行い、当然ながら軍配はダムに上がりました。 時間軸でみて解ることは、ダムに軍配を上げねばならない伊賀市の事情が、すでに底流にあったと言えましょう。 そこで水利権のことですが、 「一度手放してしまったことは間違った判断でした」と言って取り戻す事が、許されないでしょうか。 川上ダムからの水利権はわずか0,358トン/秒としています。 人口減のおりからダムからの水は不要なことは 自明です。</p> <p>ダムを造らんが為の水資源開発ならば、伊賀市のような犠牲となる自治体が続出し、救済の手段が必要になり、結果ますます赤字債務国です。</p> <p>水利権を手放したのは単純に無知な伊賀市ではありますが、救済措置としての「場合によっては返上した水利権の復活あり」を盛り込まれますように提案いたします。</p>			

「今後の水資源政策のあり方に関する意見」

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを受用できる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④電子メールアドレス		[REDACTED]			
⑤職業		⑥年齢		⑦性別	
⑧御意見		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）			
該当箇所					
ページ	行				
全般		<p>【意見1】パプコメ実施は評価するが、最終段階ではなく、審議会における審議段階からパブリック・ヒアリングの機会を設けるべきだった。1992年リオ宣言第10原則「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる」ことが、水資源政策に関与する者によって未だに軽視されているのは、何故だろうか。残念である。</p> <p>【意見2】需要と供給があり、税金で供給が賄われる公共財については、根拠なしに、あるいは根拠の検証をなしに政策論を展開すべきではない。</p> <p>大臣の諮問に対応する形で、「1. 安全・安心水利用社会の構築、2. 持続的水利用社会、3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会、4. 水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会意識の醸成、5. 世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開」を答申していることについて</p> <p>【意見3】これらは、水資源開発促進法が想定した「広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認める」地域で水資源開発を行う目的を果した後の組織（行政組織、独立行政法人組織、関係民間会社）の温存を狙うべく、かき集めたようなミッションのように見える。1～5のすべては水資源開発促進法を所管してきた部署が行うべきものではない。水資源開発促進法の役割が終了し、廃止すべき査証として答申すべきである。</p> <p>【意見4】とりわけ「5. 世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開」については、国土交通省が行うべき仕事ではない。</p>			
1	19～	「多くの水資源開発施設の整備の進展により、供給の目標は概ね達成される見通しであり、全国的にも、水の供給は概ね確保されつつあるといえる」「地域的に			

		<p>は水の供給が十分に確保されていない状況も見られる」について</p> <p>【意見5】供給目標を達成した、「概ね達成」「概ね確保」した水系を特定し、それらの水系の指定を、この答申において解除すべきである。</p> <p>【意見6】たとえば木曾川水系のフルプランに位置づけて建設を行った長良川河口堰や徳山ダムは水余りが明らかであり、少なくとも木曾川水系は「指定」解除をすべき。</p> <p>【意見7】国土審議会水資源開発分科会の主たる役割は、水資源開発促進法で「国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する」などである。過去、同審議会で指定された水系についての解除の規定は法律に定めがなく、また、官僚が自らの意思を持って「省益」を縮めるための大臣諮問を下書きすることも考えにくいことから、同審議会が、「解除」を行う役割も発揮すべきである。</p>
1	24	<p>「一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っている地域が存在する」について</p> <p>【意見8】大臣諮問にも「現行のフルプランの目標年次における水需給バランスの達成には至らない水系も存在している」とあるが、依然として「不安定取水」が残っている地域とは、どこの水系のことなのか、「不安定取水」の実態はどのようなものか、目標年次における人口予測、水需要予測を検証した後、現行のフルプランと引き比べてこのことが言えるのかを確かめるべきである。</p> <p>【意見9】たとえば、武蔵野市への取材によれば、八ッ場ダムが建設されたとしても、地下水からの取水を減らす予定はない。厚生労働省水道課、国土交通省水政課に聞けば、ダムができたからといって、地下水の取水をやめるように勧めている行政指導も義務付けもない。ところが東京都では「不安定」な水源としているなど、「不安定取水」はもっぱら、新たな水源開発施設の建前上の理由として使われて、その結果、ダム完成後には、水が余り、水道代が上がるという悪循環がおきかねない。</p> <p>【意見10】「不安定取水」を取り上げる一方で、河川法が制定される以前からの「慣行水利権」の量的な把握ができていないこと、余剰水が存在する可能性があることが触れられていない。</p>
1	27	<p>「これらのように、今後の水資源開発施設の整備が必要な地域もあり、その整備に関しては、財政的制約を念頭に置き、費用対効果と地域の実情をよく勘案して実施する必要がある。」について。</p> <p>【意見11】「これらのように」は、「不安定取水が残っている地域」「地下水から表流水への転換が必要な地域」のことを意味しているようであるが、これら</p>

<p>7</p> <p>タイトル</p>	<p>4</p>	<p>は、水資源開発促進法が前提としている「広域的な用水対策を緊急に実施する必要」とは異なるレベルの「必要性」である。</p> <p>【意見12】100歩譲って、先述した「不安定取水」なるものが存在するとしても、それは、水利の融通ルールを充実することによって、確保されるべきものである。</p> <p>【意見13】この記述では、「財政的制約を念頭に置き、費用対効果と地域の実情をよく勘案」しさえすれば整備を進めることができる免罪符を与えていることになりかねない。</p> <p>「平成25年度(2013年度)においても全国18水系23河川の一級河川で取水制限が実施される」について</p> <p>【意見14】「取水制限」であり、「給水制限」ではないのではないか。誤解を誘う表現は避けるべきである。「給水制限」でなければなら生活に影響を及ぼしていない可能性もあり、厳密な記述が必要である。</p> <p>「幅を持った社会システム」について</p> <p>【意見15】財政的に余裕がなくなっていく中で、水資源政策だけに財政を投じて「幅を持った社会システム」を実現することはナンセンスである。生態系を守り、山から川を通して海に土砂が運ばれてこそ、国土の安全も守られる。</p> <p>ところが、この答申からは、これまで通り、産・学・官の連携で海外にまで進出をして、自然破壊とは隣り合わせである開発を進めようという姿勢が明らかであり、残念である。</p> <p>乱筆にて失礼しました。</p>
----------------------	----------	--

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
 答申(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[Redacted]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
		[Redacted]	[Redacted]			
③電話番号						
④電子メールアドレス		[Redacted]				
⑤職業		大学院生	⑥年齢	30	⑦性別	女
⑧御意見						
該当箇所		内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
ページ	行					
32	28～	<p>全体に関わることだと認識しているが、様式に合わせるために「具体的な取組」(32頁～)の該当箇所を示し記載した</p> <p>・安全・安心水利用社会、地下水の総合的管理などにかかわることについて 災害時の都市インフラの脆弱性を、東日本大震災時に痛感した。脆弱である理由の一つに、供給源と供給先との物理的距離の大きさがある。であれば、都市部においても水資源の供給源を確保することは必須であり、飲用に耐える地下水にアクセス可能な状況をつくっておくことが重要であろう。しかし現行のでは、こうしたいわば地産の水確保を阻む事業が散見される。川崎市による水道事業(生田浄水場問題)や八ッ場ダム事業(ダム完成に伴う地下水利用の廃止)である。 この答申では、自己水源の放棄を促す現行の事業について、どのような立場をとるのか。「安全・安心水利用社会」を掲げるからには、自己水源の放棄を促す事業や制度に対する是正を求める提言などをぜひとも盛り込んでもらいたいと思う。</p>				
37	16～	<p>・水環境・生態系あるいは水の「恵み」への感謝と「災い」への対応について 答申の37頁22行「長い年月の中で醸成されてきた「水文化」に日常的に触れる機会を生み、国民が自ら考え主体的に行動する契機を作り出すとともに、「教育」や「学習」の取組について、地域の状況に応じた具体的な方策を検討し、計画的に推進すること」など、社会意識の醸成に対し大きな違和感を覚えている。元来、沖積平野に人口の大部分が住んできたわが国では、たとえば水害常習地では被害を減じて川の恵みを楽しむ在り方が「災害文化」として醸成されてきた。こうした文化については、民俗学、社会学、土木史でも研究蓄積がある。そして、「災害文化」の破壊の一端を担ったのは、発電など利水や治水のためのダム、連続堤防の敷設など近代治水技術を過信した国土利用である。こうした事実をどれほど踏まえた「学習」「教育」を想定しているのか、水資源の歴史レビュー箇所を含め、答申からはうかがえない。私自身代替の文案を提示できず申し訳ないが、わが国の水資源政策の失敗/教訓の念頭においた答申にしてほしい。</p>				

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]				
④電子メールアドレス		[REDACTED]				
⑤職業		NPO (NGO) 役員	⑥年齢	69	⑦性別	M
⑧御意見						
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
ページ	行					
●	○	高度経済成長に合わせて作られた水資源開発促進法は、時代に合わない法律であるので、廃止することを明記すべきである。(関連して、利水目的のダム造りの根拠法とされてきた特定多目的ダム法についても、廃止すべきである。)				
●	○	河川環境や河川が注ぐ内湾や沿海部の環境に対して、河川流水の多寡のみが影響を及ぼすのではなく、川床の砂礫、海岸・浅瀬の砂泥に代表される土砂の流れが極めて重要であるので、水循環と併せて土砂の流れの管理に責任を持つことを明記すべきである。				
●	○	持続可能性、低炭素・低エネルギー化の視点から、可能な限り、水利用・水循環系のパッシブ化を推進すべきである。併せて、大規模集中型の水供給システムを志向するのではなく、分散型の中小システムをめざす方針を明記すべきである。				

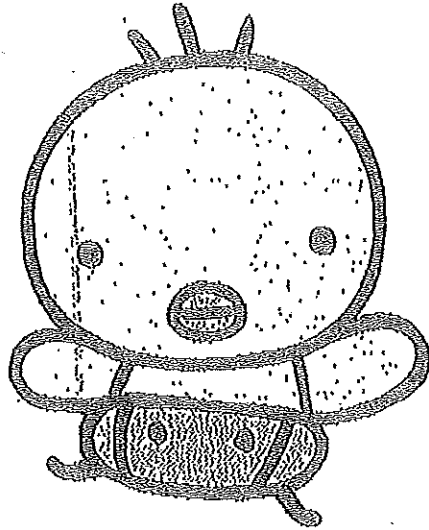
今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
		[REDACTED]	[REDACTED]			
② 電話番号		[REDACTED]				
③ 子メールアドレス		[REDACTED]				
④ 職業		歯科医師	⑤ 年齢	57	⑥ 性別	男
③ 御意見						
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
ページ	行					
全般		<p>まずは、1. 遅々として進まないダム湖の堆積土砂の除去方法を確立し、土砂の処分場を確実に確保し、実行すること、2. ダム下流の河川の洗掘防止対策を確立し、実行すること、4. 海岸浸食防止対策を確立し、実行すること、そして、今後続々と増えると想定される5. 既存ダムの補修計画を具体的に確立することが必要である。そして、以上5つの課題解決に必要な費用と期間を明らかにし、費用対効果を再度検討し、既存ダムの存廃を検討すべきである。今後の人口減少、財政難、節水の進展、農地の減少といった状況の中、以上5点をまず確実に実行し、ダムや放水路の新設は、以上5点が既存ダムについて完了してから行うべきである。</p>				

今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～
 答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED]				
④電子メールアドレス		[REDACTED]				
⑤職業		講師	⑥年齢	57歳	⑦性別	女
⑧御意見						
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
ページ	行					
34	3~18	水需要はこの20年間減少の一途をたどっており、それは節水機器の普及など構造的な原因に基づくものであり、また今後は都市部でも人口減少が予測されているので、今後も水需要が減り続けることは確実。答申はその事実をきちんと踏まえたものになっていない。ダム建設等に固執する自治体が、自然の摂理に反する右肩上がりの水需要予測を続けていることに対し、答申の中で、その抜本的な見直しを強く要請するべきである。				
35	21~29	もっとも優れた水質を持ち、放射能などの汚染からも守られる安全な地下水をもっと積極的に活用するべきである。特に東京都は、保有水源に地下水をカウントせず、水が足りない、ハッ場ダムが必要だと詭弁を弄している。このような間違った自治体の水行政を正すため、地下水は保有水源として必ず大事に管理、活用するべきものと位置付けるべきである。				
37	16~19	これまで日本では無数のダムや河口堰などが建設されてきたことにより、水循環が著しく阻害され、生態系が破壊されてきた。荒瀬ダムの撤去や、アメリカでのダム撤去の効果を見れば、今後は自然の再生のための、そうした事業こそ求められる。自然破壊をきたしたこれまでの水資源開発を根本的に見直す姿勢を打ち出して欲しい。				
全体		フルプラン策定の要件は、①「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」(水資源開発促進法1条)が存在すること、及び②「(当該)地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると(国土交通大臣が)認めるとき」(同法3条1項)である。 しかし、今の日本には、上の要件を満たすような、水需要が増える地域も緊急性も存在していない。答申は、役目を終えた各水系フルプランの廃止とその根拠法である水資源開発促進法の廃止を勧告すべきである。その延命は、無駄な事業に税金を投じ続け、さらなる財政赤字の悪化、さらなる日本の国土・自然の破壊をき				

たすものである、

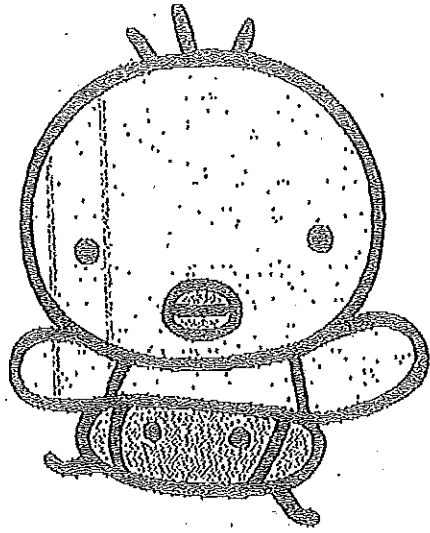


○ 07年 30% ... (1) 社会の70%は
 70% - 70% ... 人口減少社会 ... 不足を感じた

○ 社会情勢の急変の中
 地震 ... 112% ... 不安

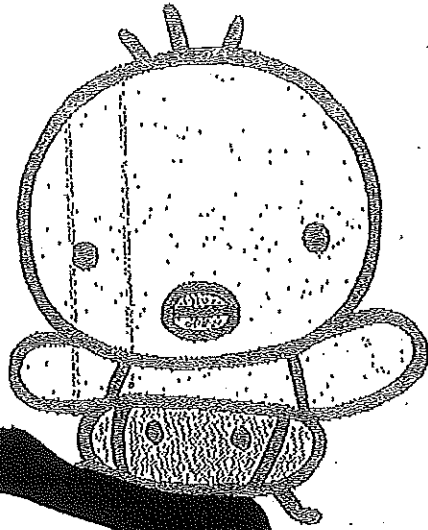
水不足の深刻化 ...
 水不足 23% ... 28%
 農業 ... 2017年 33%
 ...

* 命の安全 ... 農業 ... 社会 ...

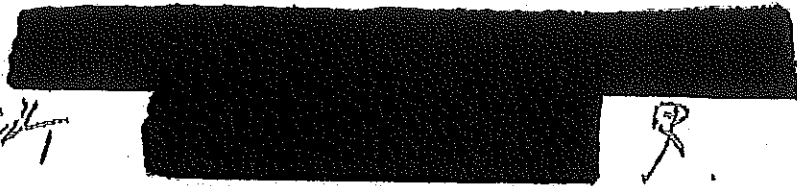


○ 「このように」に2つ「の」を挿入して
 「このように」は「おもしろい、可笑しい」が
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このように」は「おもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」
 「このようにおもしろい、可笑しい」の「このように」

李星



FLAY



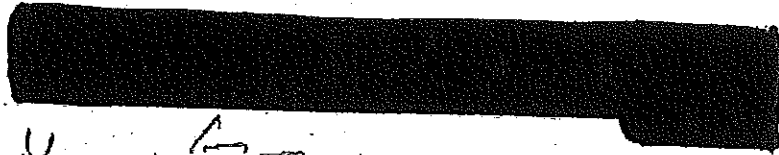
edit



TAL



X-act



取片 (每片)

2010 2010